

令和 3 年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定
及び発生抑制対策検討業務

報 告 書

令和 4 年 3 月

沖縄県 環境部 環境整備課

目 次

1. 業務概要	1-1
1.1 業務の目的	1-1
1.2 業務の実施方針	1-1
1.2.1 業務の実施における配慮事項	1-1
1.2.2 沖縄県・地方公共団体等との連携	1-1
1.2.3 品質管理	1-1
1.2.4 情報セキュリティの確保	1-2
1.2.5 新型コロナウイルス感染症対策	1-2
1.2.6 その他	1-2
1.3 業務内容	1-2
1.4 業務実施場所	1-2
1.5 業務実施期間	1-2
1.6 業務実施工程	1-3
2. 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の開催及び協議会員の選任	2-1
2.1 目的	2-1
2.2 協議会の組織・実施体制・役割等	2-2
2.3 協議会の運営方法	2-3
2.4 協議会の構成及び委員の選任	2-3
2.5 運営スケジュール	2-8
2.6 第1回沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（県協議会）	2-11
2.6.1 議事次第	2-11
2.6.2 議事概要	2-13
2.6.3 指摘事項と対応	2-16
2.7 第2回沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（県協議会）	2-19
2.7.1 議事次第	2-19
2.7.2 議事概要	2-21
2.7.3 指摘事項と対応	2-25
2.8 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（北部地域））	2-27
2.8.1 議事次第	2-27
2.8.2 議事概要	2-29
2.8.3 指摘事項と対応	2-30
2.9 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（中部地域））	2-31
2.9.1 議事次第	2-31
2.9.2 議事概要	2-33
2.9.3 指摘事項と対応	2-35
2.10 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（南部地域））	2-36
2.10.1 議事次第	2-36
2.10.2 議事概要	2-39

2.10.3 指摘事項と対応	2-41
2.11 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（宮古諸島）	2-42
2.11.1 議事次第	2-42
2.11.2 議事概要	2-44
2.11.3 指摘事項と対応	2-46
2.12 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（八重山諸島）	2-47
2.12.1 議事次第	2-47
2.12.2 議事概要	2-49
2.12.3 指摘事項と対応	2-50
3. 地域計画改定案の検討・作成	3-1
3.1 目的	3-1
3.2 実施工程	3-1
3.3 地域計画改定素案の作成	3-2
3.4 地域計画改定素案に対する意見整理・対応案の作成	3-46
3.5 地域計画改定案の策定	3-49
3.6 地域計画改定案に対する意見整理・対応案の作成	3-89
3.7 地域計画改定版の完成	3-89
4 発生抑制対策に係る検討	4-1
4.1 目的	4-1
4.2 実施項目	4-1
4.3 実施工程	4-1
4.4 ワーキンググループの設置・運営	4-2
4.4.1 海岸漂着物の発生抑制対策に係るワーキンググループ（WG）の設置	4-2
4.4.2 WGの取組項目と実施工程	4-3
4.4.3 開催スケジュール	4-4
4.4.4 ワーキンググループ議事概要	4-5
4.5 令和3年度の発生抑制対策の検討	4-20
4.5.1 目的	4-20
4.5.2 本業務における発生抑制対策の取組項目	4-20
4.6 一般県民向け及び海外交流オンラインワークショップの開催結果	4-22
4.6.1 目的	4-22
4.6.2 開催時期	4-22
4.6.3 公開ワークショップ	4-23
4.6.4 交流事業ワークショップ	4-46
4.6.5 今後の方針・取組案	4-64
4.7 企業に対するプラスチックごみの排出抑制に係るアンケートの実施結果	4-65
4.7.1 目的	4-65
4.7.2 実施方法	4-65
4.7.3 実施結果	4-76
4.7.4 今後の方針・取組案等	4-100

4.8 令和4年度以降の発生抑制対策の検討	4-102
-----------------------	-------

資料編

■ はじめに ■

本報告書は、国の令和3年度補正予算及び令和2年度予算に基づく補助金事業である海岸漂着物等地域対策推進事業による令和3年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定及び発生抑制対策検討業務の実施結果等を取りまとめたものである。

1. 業務概要

1.1 業務の目的

県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年7月15日法律第82号）（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条に定める「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」（以下「沖縄県地域計画」という。）を策定するとともに、行政機関や地域関係者等を委員とする「沖縄県海岸漂着物対策推進協議会」（以下「県協議会」という。）を設置して、関係者間の情報共有、連携等を図りながら、海岸漂着物の回収処理、実態調査、発生抑制対策等を実施してきた。

一方、県内海岸には、毎年海岸漂着物が漂着する現況にあり、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、今後も継続して海岸漂着物対策を実施していく必要がある。

本業務では、これまでに実施した海岸漂着物対策事業の結果を踏まえ、流域圏に着目した発生抑制対策を盛り込んで既存の沖縄県地域計画を改定するとともに、発生抑制対策に係るワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置し対策を検討するものである。

1.2 業務の実施方針

本業務の検討・実施に当たっては、海岸漂着物処理推進法、及び日本エヌ・ユー・エス（株）・（株）沖縄環境保全研究所共同企業体（以下、「当企業体」という。）が平成21～令和2年度に受託した海岸漂着物等の対策事業成果を踏まえた上で、沖縄県地域計画に基づき実施する。実施に当たっては、業務の円滑な実施を図るため、特に下記の項目に配慮することとした。

1.2.1 業務の実施における配慮事項

本業務では、各地域の実情に応じた調査及び検討を行うため、各地域における行政機関の担当者等との緊密な連携のもと実施した。

業務の実施に当っては、沖縄県環境部環境整備課（以下、「沖縄県担当課」という。）と打合せのもと細目等を決定した。

1.2.2 沖縄県・地方公共団体等との連携

沖縄県・地方公共団体等との連携については、本調査の契約期間中、適切な頻度で調査計画及び進捗状況について情報共有を図るものとした。また、沖縄県・地方公共団体等への周知及び連絡については沖縄県担当課の指示に従うとともに、沖縄県・地方公共団体等から協議の要請があった場合には速やかに対応した。

1.2.3 品質管理

本調査の遂行及び報告書の作成に当たっては、日本エヌ・ユー・エス（株）「品質管理要領」に従い、文書管理、作業管理及び記録管理を行った。

1.2.4 情報セキュリティの確保

本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずることとした。また、業務上作成する情報については、沖縄県担当課の指示に応じて適切に取り扱うこととした。

また、日本エヌ・ユー・エス(株)が登録している日本工業規格（JIS）Q27000 シリーズの情報セキュリティマネジメントシステム、更には「ISMS マニュアル（情報セキュリティ管理規程）」に則って情報セキュリティ対策を確実に実施した。

1.2.5 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策については、県の対処方針に遵守し、感染症対策の徹底及び安全担当者の配置を行い、業務の円滑な遂行に努めるものとした。

1.2.6 その他

本業務において、著作権等の扱いについては委託業務仕様書「7 著作権等の扱い」に、また、海岸漂着物の回収処理を実施する場合には委託業務仕様書「10 事業実施に係るその他事項(1)～(3)」に従うものとした。

1.3 業務内容

本年度における事業内容は、以下の3項目である。

- ①沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の開催及び協議会員の選任
- ②地域計画改定案の検討・作成
- ③発生抑制対策に係る検討

1.4 業務実施場所

現地調査以外の業務は、主に以下に示すとおり当企業体の事業所で実施した。

- ・日本エヌ・ユー・エス株式会社
新宿本社（〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア 5 階）
沖縄事業所（〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比 1-10-8 33ONIN ビル 302 号）
- ・株式会社沖縄環境保全研究所
本社（〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎 7-11）

1.5 業務実施期間

令和3年7月26日から令和4年3月18日まで。

1.6 業務実施工程

本業務の実施工程を表 1.6-1 に、実施体制を図 1.6-1 に示す。

表 1.6-1 本業務の実施工程(案)

実施項目	令和3年						令和4年			備考
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1) 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の開催及び委員の選任										
ア 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の開催（県協議会）										
イ 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会の開催（沖縄本島及び周辺離島）										北部・中部・南部の3区域で実施。
ウ 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会の開催（宮古諸島）										
エ 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会の開催（八重山諸島）										
(2) 地域計画策定案の検討・作成										県民意見公募を11月15日から1ヶ月実施（実施者は沖縄県）。
ア 地域計画改定素案の作成										
イ 意見整理・対応案の作成										
ウ 地域計画改定案の作成										第1回協議会、県民意見公募、第2回協議会の意見を反映し改定案を作成。
(3) 発生抑制対策に係る検討										
ア ワーキンググループの設置・運営										
イ 令和3年度の発生抑制対策の検討										
ウ 企業に対するプラスチックごみの排出抑制に係るアンケートの実施										
エ 一般県民向け及び海外とのリモートワークショップの開催										
オ 令和4年度以降の発生抑制対策の検討										
(4) 発生抑制対策に係る検討										

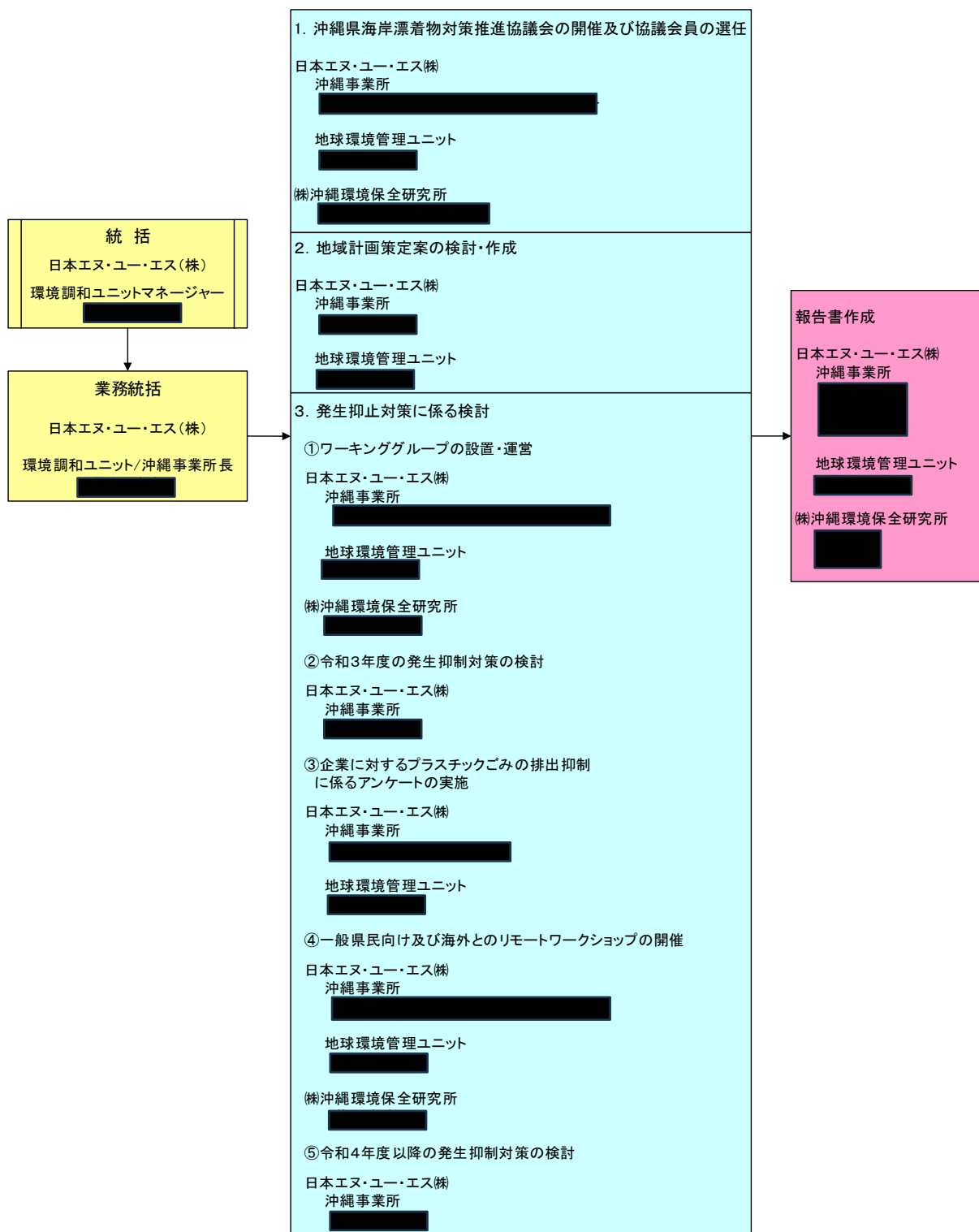


図 1.6-1 本業務の実施体制(案)

2. 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の開催及び協議会員の選任	2-1
2.1 目的	2-1
2.2 協議会の組織・実施体制・役割等	2-2
2.3 協議会の運営方法	2-3
2.4 協議会の構成及び委員の選任	2-3
2.5 運営スケジュール	2-8
2.6 第1回沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（県協議会）	2-11
2.6.1 議事次第	2-11
2.6.2 議事概要	2-13
2.6.3 指摘事項と対応	2-16
2.7 第2回沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（県協議会）	2-19
2.7.1 議事次第	2-19
2.7.2 議事概要	2-21
2.7.3 指摘事項と対応	2-25
2.8 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（北部地域））	2-27
2.8.1 議事次第	2-27
2.8.2 議事概要	2-29
2.8.3 指摘事項と対応	2-30
2.9 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（中部地域））	2-31
2.9.1 議事次第	2-31
2.9.2 議事概要	2-33
2.9.3 指摘事項と対応	2-35
2.10 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（南部地域））	2-36
2.10.1 議事次第	2-36
2.10.2 議事概要	2-39
2.10.3 指摘事項と対応	2-41
2.11 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（宮古諸島）	2-42
2.11.1 議事次第	2-42
2.11.2 議事概要	2-44
2.11.3 指摘事項と対応	2-46
2.12 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（八重山諸島）	2-47
2.12.1 議事次第	2-47
2.12.2 議事概要	2-49
2.12.3 指摘事項と対応	2-50

2. 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の開催及び協議会員の選任

2.1 目的

沖縄県における海岸漂着物対策の方針や実施内容等を検討・評価するため、海岸漂着物処理推進法第13条に基づき国が定めた基本方針を踏まえ、同法第15条で定める海岸漂着物対策推進協議会を組織、運営した（図2.1-1）。

本事業で実施する協議会は、同法第15条第2項第2号で定める「海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。」の事務を行うものとし、また、協議の主な内容は海岸漂着物の回収処理及び発生抑制対策に係るものとした。

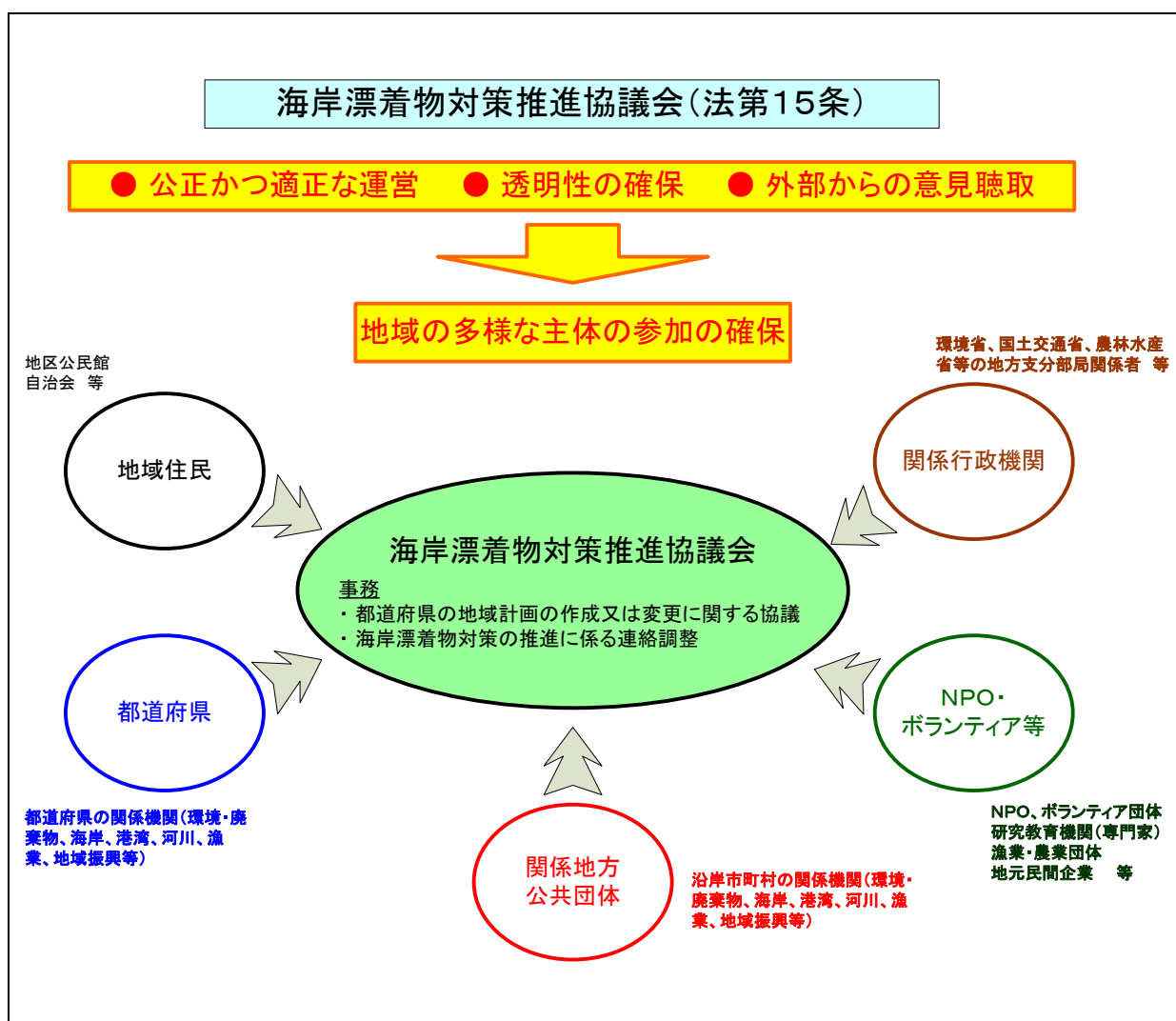


図 2.1-1 【参考】「海岸漂着物処理推進法」による海岸漂着物対策推進協議会の概要

2.2 協議会の組織・実施体制・役割等

沖縄県は、41 の市町村が存在し、かつ広大な県域を持つことから、一つの協議会に地域関係者を集めて実施することは現実的でない判断される。したがって本事業では、平成 21～30 年度に沖縄県が組織した海岸漂着物対策に係る協議会と同様に、主に県レベルの協議を実施する県協議会と、主に地域レベルの協議を行う地域協議会を組織する。地域協議会については、対象地域は過年度の協議会と同様に、沖縄本島及び周辺離島、宮古諸島、八重山諸島の 3 地域とするが、沖縄本島及び周辺離島地域については、県保健所管轄区域に従い、北部・中部・南部の 3 区域に分割して組織する。

県協議会及び地域協議会それぞれの構成と役割は、概ね以下に列記するとおりであり、また図 2.2-1 の概念図に示すとおりとする。

・ 県協議会

県協議会は、沖縄県及び各関係機関の代表者、学識経験者等を主体に構成し、地域計画や平成 21～令和 2 年度に県が実施した海岸漂着物対策に係る事業の成果等を踏まえて、本事業の実施計画及び内容（本年度は主に地域計画の改定）について県レベルの協議及び対策推進に係る連絡調整等を行う。

・ 地域協議会

地域協議会は、前述のとおり 3 地域 5 区域で実施することとし、それぞれ地域協議会委員を組織する。地域協議会では、地域の行政機関、NPO 等民間団体等の多様な主体からの参加により、地域計画や平成 21～令和 2 年度に県が実施した海岸漂着物対策に係る事業の成果等を踏まえて、更には先立って開催予定の県協議会による議論を踏まえ、本事業の実施計画及び内容（本年度は主に地域計画の改定）について地域レベルの協議及び対策推進に係る連絡調整等を行う。

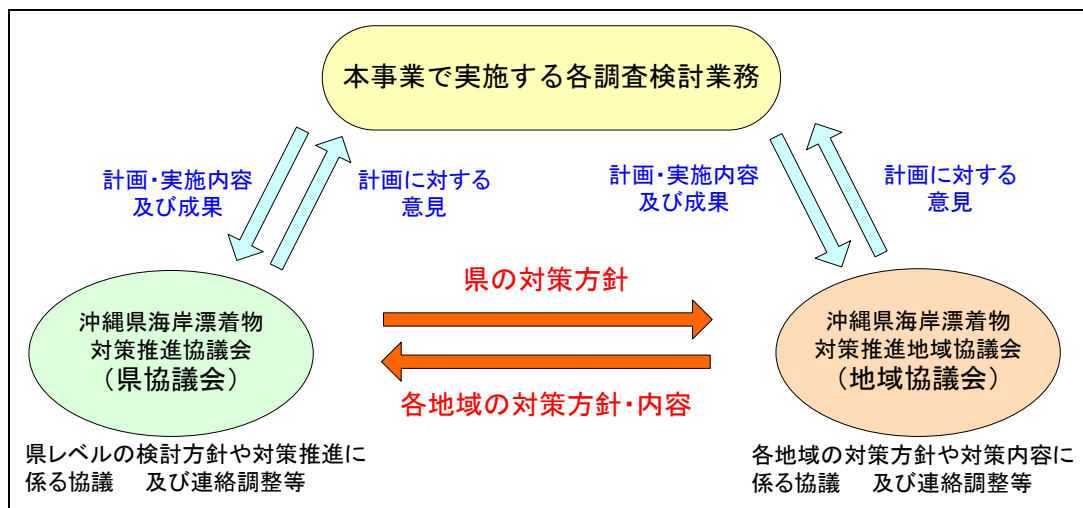


図 2.2-1 県協議会と地域協議会の役割の概念図

2.3 協議会の運営方法

協議会の運営について、当企業体は、過年度の事業と同様に県協議会・地域協議会共に事務局となる沖縄県担当課の補助を含め、主に表 2.3-1 に示す事務を行った。

表 2.3-1 協議会の運営方法

実施項目		沖縄県担当課	当企業体
準 備	協議会設置、委員選定	決定	選定補助、委嘱手続き
	日程調整、会場手配	開催日決定、会場手配	日程調整、会場・速記者手配
	委員との連絡・調整	広報手配	案内状送付
	資料作成 委員との事前調整	作成方針検討 内容確認・指摘	資料作成、事前発送 委員との事前調整
開 催 日	当日の会議運営	事務局	会場設営、資料説明
事後作業	議事概要作成、指摘事項整理	作成方針検討 内容確認・指摘	資料作成
	成果整理と評価 今後の対策への展開検討		
	開催結果報告	資料・議事録 HP 公開	事後報告と事後における委員の指摘整理

2.4 協議会の構成及び委員の選任

協議会の構成は、沖縄県担当課と調整しつつ、過年度の沖縄県事業で開催された協議会を参考として、表 2.4-1～表 2.4-6 のとおりとした。

表 2.4-1 県協議会の構成

役職・氏名			役割・立場
委 員	沖縄県 関係機関 7 名	沖縄県 環境部 環境企画統括監	廃棄物担当部局、適正処理指導
		沖縄県 土木建築部 海岸防災課 課長	海岸管理者
		沖縄県 農林水産部 農地農村整備課 課長	
		沖縄県 農林水産部 漁港漁場課 課長	
		沖縄県町村会 事務局長 沖縄県離島振興協議会 事務局長	地域連携・協力
	市町村 関係機関 4 名	恩納村 建設課 課長 ※	海岸管理者
		渡嘉敷村 経済建設課 課長	
		宮古島市 生活環境部 環境衛生課 課長 石垣市 市民保健部 環境課 参事兼課長	廃棄物担当部局
	国関係機関 2 名	環境省 沖縄奄美自然環境事務所 保全統括官	廃棄物担当部局 適正処理指導、環境保全等
		第十一管区海上保安本部 環境防災課 課長	安全指導
	学識経験者 他団体 5 名	防衛大学校 名誉教授	海岸漂着物実態把握調査・対策指導
		琉球大学 工学部 環境建設工学科 教授	廃棄物取り扱い指導
		一般社団法人 JEAN 事務局長	官民の取り扱い指導
		沖縄県立芸術大学 全学教育センター 准教授	海岸環境保全指導
		沖縄県漁業協同組合連合会 漁政課長	海岸利用者
事務局	沖縄県 環境部 環境整備課		開催・運営、資料作成・説明

表 2.4-2 地域協議会（沖縄本島及び周辺離島 北部）の構成

役職・氏名			役割・立場
委員	沖縄県 関係機関 4名	沖縄県 環境部 環境整備課 課長	廃棄物担当部局
		沖縄県 土木建築部 北部土木事務所 維持管理班 班長	海岸管理者
		沖縄県 農林水産部 北部農林水産振興センター 農業水産整備課 農村漁港班 班長	
		沖縄県 子ども生活福祉部 北部福祉保健所 生活環境班 班長	
	市町村 関係機関 9名	名護市 企画部 環境対策課 課長	廃棄物担当部局
		今帰仁村 福祉保健課 課長	
		本部町 保険予防課 課長	
		伊平屋村 住民課 課長	
事務局	国 関係機関 2名	国頭村 建設課 課長	自然公園の保全 環境教育 等
		伊是名村 建設環境課 課長	
		大宜味村 建設環境課 課長	
		伊江村 建設課 課長	
事務局	国 関係機関 2名	環境省 やんばる自然保護官事務所 自然保護官	安全指導
		第十一管区海上保安本部 中城海上保安部 警備救難課 専門官	
		沖縄県 環境部 環境整備課	

表 2.4-3 地域協議会（沖縄本島及び周辺離島 中部）の構成（案）

役職・氏名			役割・立場
委員	沖縄県 関係機関 4名	沖縄県 環境部 環境整備課 課長	廃棄物担当部局
		沖縄県 土木建築部 中部土木事務所 維持管理班 班長	海岸管理者
		沖縄県 農林水産部 中部農林土木事務所 農村漁港班 班長	
		沖縄県 子ども生活福祉部 中部福祉保健所 環境保全班 班長	
	市町村 関係機関 8名	うるま市 市民部 環境課 課長	廃棄物担当部局
		恩納村 村民課 課長	
		嘉手納町 建設部 産業環境課 課長	
		読谷村 健康環境課 課長	
事務局	国 関係機関 2名	金武町 住民生活課 課長	自然公園の保全 環境教育 等
		宜野座村 村民生活課 課長	
		西原町総務部 町民生活課 課長	
		中城村 住民生活課 課長	
事務局	他団体 2名	環境省 沖縄奄美自然環境事務所 環境対策課 環境管理係長	安全指導
		第十一管区海上保安本部 中城海上保安部 警備救難課 専門官	
		しかたに自然案内 代表	
		「ゴミがすべての始まりだった。」 代表	

表 2.4-4 地域協議会（沖縄本島及び周辺離島 南部）の構成（案）

役職・氏名				役割・立場
委員	沖縄県 関係機関 4名	沖縄県 環境部 環境整備課 課長		廃棄物担当部局
		沖縄県 土木建築部 南部土木事務所 維持管理班 班長 沖縄県 農林水産部 南部農林土木事務所 農村漁港班 班長		海岸管理者
		沖縄県 子ども生活福祉部 南部福祉保健所 生活環境班 班長		廃棄物の適正処理 指導
	市町村 関係機関 14名	豊見城市 生活環境課 課長	粟国村 民生課 課長	廃棄物担当部局
		南城市 市民部 生活環境課 課長	渡名喜村 民生課 課長	
		糸満市 市民生活環境課 課長	渡嘉敷村 民生課 課長	
		西原町総務部 町民生活課 課長	座間味村 産業振興課 課長	
与那原町 住民課 課長		北大東村 福祉衛生課 課長		
八重瀬町 住民環境課 課長		南大東村 福祉民生課 課長		
国 関係機関 4名	環境省 沖縄奄美自然環境事務所 環境対策課 環境管理係長		自然公園の保全 環境教育 等	
	環境省 慶良間自然保護官事務所 自然保護官			
	環境省 沖縄南部自然保護官事務所 自然保護官		安全指導	
他団体 5名	第十一管区海上保安本部 那覇海上保安部 警備救難課 専門官			
	那覇クリーンビーチクラブ 代表		活動団体	
	久米島ホテルの会 事務局長			
	漫湖水鳥・湿地センター センター長			
	(一社)沖縄リサイクル運動市民の会 環境プロジェクト			
	LitteratiJapan 代表／プロジェクトマネティ			
(公財)沖縄こどもの国 こども未来課				
事務局		沖縄県 環境部 環境整備課		開催・運営 資料作成・説明

表 2.4-5 地域協議会（宮古諸島）の構成

役職・氏名			役割・立場
委員	沖縄県 関係機関 6名	沖縄県 環境部 環境整備課 課長	廃棄物担当部局
		沖縄県 総務部 宮古事務所 総務課 課長	連絡調整
		沖縄県 土木建築部 宮古土木事務所 維持管理班 班長 沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 漁港水産班 班長	海岸管理者
		沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 農林整備班 班長	
		沖縄県 保健医療部 宮古保健所 生活環境班 班長	
		市町村関係 機関2名	宮古島市 生活環境部 環境衛生課 課長 多良間村 住民福祉課 課長
	国関係機関 1名	第十一管区海上保安本部 宮古島海上保安部	安全指導
	他団体 7名	宮古島漁業協同組合 組合長 池間漁業協同組合 組合長 伊良部漁業協同組合 組合長	海岸利用者
		宮古島美ら海連絡協議会 事務局長 セブンシーズ宮古島 代表 NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク 代表理事 宮古の海を綺麗にし隊 代表	活動団体
事務局	沖縄県 環境部 環境整備課	開催・運営、資料作成・説明	

表 2.4-6 地域協議会（八重山諸島）の構成

役職・氏名			役割・立場
委員	沖縄県 関係機関 6名	沖縄県 総務部 八重山事務所 総務課 課長	連絡調整
		沖縄県 総務部 八重山事務所 総務課 課長	連絡調整
		沖縄県 土木建築部 八重山土木事務所 維持管理班 班長 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 漁港水産班 班長	海岸管理者
		沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 農林整備班 班長	
		沖縄県 保健医療部 八重山保健所 生活環境班 班長	廃棄物の適正処理指導
	市町村 関係機関 3名	石垣市 市民保健部 環境課 課長 竹富町 自然環境課 課長 与那国町 まちづくり課 課長	市町村廃棄物担当部局
	国関係機関 2名	環境省 那覇自然環境事務所 石垣自然保護官事務所	自然公園保全/環境教育 等
		第十一管区海上保安本部 石垣海上保安部 警備救難課	安全指導
	学識経験者 他団体 7名	八重山漁業協同組合 与那国町漁業協同組合	海岸利用者
		八重山環境ネットワーク 会長 石垣島石垣島アウトフィッターユニオン 会長 NPO 法人 西表島エコツーリズム協会 理事 西表エコプロジェクト 代表 サスティナブルアイランド石垣島 漂着ごみ担当	活動団体
	事務局		沖縄県 環境部 環境整備課

2.5 運営スケジュール

令和4年度は、県協議会を2回、地域協議会（3地域5区域）を1回開催した。各協議会の開催日時と場所は以下のとおりである。開催状況を図2.5-1～図2.5-3に示す。

なお、全ての協議会はオンライン形式で実施したが、事務局（沖縄県担当課）、当企業体、座長は同室で協議会を運営した。

●沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（県協議会）

第1回：令和3年8月25日14:00～16:30 オンライン

第2回：令和4年2月2日14:00～16:00 オンライン

●沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（地域協議会）

沖縄本島及び周辺離島（北部）：令和3年9月3日14:00～16:30 オンライン

沖縄本島及び周辺離島（中部）：令和3年9月2日14:00～16:30 オンライン

沖縄本島及び周辺離島（南部）：令和3年9月13日14:00～16:30 オンライン

宮古諸島：令和3年9月10日14:00～16:30 オンライン

八重山諸島：令和3年9月1日14:00～16:30 オンライン



図 2.5-1 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（第1～2回県協議会）の開催状況



図 2.5-2 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島3区域）の開催状況



図 2.5-3 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（宮古諸島・八重山諸島）の開催状況

2.6 第1回沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（県協議会）

2.6.1 議事次第

令和3年度第1回沖縄県海岸漂着物対策推進協議会 議事次第

日時：令和3年8月25日（水）

14:00～16:30

場所：オンライン

議 事

開会（14:00）

1. 沖縄県あいさつ

2. 資料の確認

3. 委員の紹介〔資料1〕

4. 議事

①海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

②平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

③海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

④令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

⑤沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

5. その他

閉会（16:30）

配布資料

資料 1 令和3年度沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 委員名簿

資料 2 海岸漂着物等対策の概要について

資料 3 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要

資料 4 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果

資料 5 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定

資料 6 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）

参考資料 1 海岸漂着物の現存量調査結果（平成29～30年度実施）

参考資料 2 海ごみ環境教育のためのイラスト素材集（令和2年度作成）

参考資料 3 沖縄県が過年度に実施してきた調査及び回収実績（概要）

令和3年度 第1回沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 出席者名簿

(敬称略)

委員	
市町村関係機関	
(欠席)	石垣市市民保健部環境課 課長
(欠席)	宮古島市生活環境部環境衛生課 課長
(代理)	(宮古島市生活環境部環境衛生課 課長補佐)
	恩納村建設課 課長
(欠席)	渡嘉敷村観光産業課 課長
(欠席)	沖縄県町村会 事務局長
(欠席)	沖縄県離島振興協議会 事務局長
国関係機関	
(欠席)	環境省沖縄奄美自然環境事務所 所長
(代理)	(環境省沖縄奄美自然環境事務所 環境対策課 主査)
	第十一管区海上保安本部警備救難部環境防災課 課長
学識経験者及び関係団体	
	防衛大学校 名誉教授
	国立大学法人琉球大学 名誉教授
	沖縄県立芸術大学 全学教育センター 教授
	沖縄県漁業協同組合連合会 指導漁政課長 課長
	一般社団法人 JEAN 事務局長
県関係機関	
	沖縄県環境部 環境企画統括監
	沖縄県土木建築部海岸防災課 課長
	沖縄県農林水産部農地農村整備課 課長
	沖縄県農林水産部漁港漁場課 課長
事務局	
	沖縄県環境部環境整備課 課長
	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 班長
	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 主任
令和3年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定及び発生抑制対策検討業務 受託者：	
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所長／環境調和ユニット
	日本エヌ・ユー・エス(株)地球環境管理ユニット
	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所／環境調和ユニット
	日本エヌ・ユー・エス(株)環境調和ユニット
	(株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課

2.6.2 議事概要

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

- 1) 参考資料1のデータは非常によくまとまっていると感じる。一般の方にも理解しやすい形にしてHP等で公開するなどの検討はされているのか。
- 2) 参考資料1は会議資料のような形なので、読みにくいと感じる人もいるだろう。文字の大きさや、キーワードを太文字にするなど、表現等を工夫して、一般の方や、小中学生にもわかるような形で掲載したらよい。特にマイクロプラスチック等は、子供たちの自由研究にも取り上げられるような形が良い。できればネットなどで、広い対象に公表してほしい。→できるだけわかりやすい形にして、HPで公開を検討したい。
- 3) 今後も継続的に処理しなければならない漂着ごみの話なので、最終的な責任の所在をはっきりさせて対策等を検討すべきである。

議題3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

- 1) 認識していただきたいのが、海岸のオカヤドカリ、カニ、イソハマグリ、その他生物を解剖すると、ほとんどの場合体内からマイクロプラスチックが見つかるという状況にあり、漂着ごみの多い海岸ではよりその傾向が強い。また、漂着ごみ由来の、生物に有害な物質や有機物等も生体中から検出されている。資料4のp.22以降でマイクロプラスチックの対策等が書かれているが、自然度の高い海岸を優先的に清掃すべきである。海岸の動物は鳥などの餌にもなり、生物濃縮等も懸念される。P.24の今後の方針では普及啓発等も述べられているが、いきなりプログラム化するより、まずは専門家の講演等で科学的根拠に基づいた正確な情報を得てからにしないと、情報が独り歩きしてミスリードにつながる恐れもある。
- 2) 東京農工大の高田先生、渡辺先生も分析調査を行っているが、それぞれの項目で、十分に科学的なデータがそろっていない部分もあるので、情報の公開には慎重さも求められる。
- 3) 今の段階のデータで拙速に話を進めないで、専門家も交えて慎重に公開していく必要がある。また、漂着ごみには漁業由来等の発泡スチロールが非常に多いのは感じている。台湾の研究例では、台湾の南のほうでむき出しの発泡スチロールフロートを大量に使用しているとの情報もあり、このような情報の共有も今後できたらよい。
- 4) 発泡スチロールは細分化しやすく、吸着性も高く、海洋での使用も多い為、海洋ごみの問題として大きな割合になると考えられるが、何らかの対策が可能と考えられる。優先順位を付けて海岸にごみがない状態をキープすることが必要である。海岸ごみの状況、マイクロプラスチックの状況、生物への影響の3つがリンクしてデータを取れるよう、それぞれ関連付けて調査するように留意することが必要である。
- 5) 今年度6月に環境省のHPで最新の海洋ごみの発生抑制対策事例集、マイクロプラスチック調査のガイドライン、地域計画作成の手引き等を公開しているので、参考にしてもらいたい。西表島に行った際に海岸漂着物の回収の現場に携わっている方から、回収の目的に

は3つの視点①自然的な視点（自然保護）、②経済的な視点（観光業等の経済影響）、③歴史的な視点（史跡・名勝、宗教的価値）があるとの話を伺った。今後の回収の優先順位の決定等の参考にしてもらいたい。学生へのPRの仕方では、絵本作成などの方法もあるので併せて紹介する。

- 6) 途中退席された委員の意見を紹介する。海外の漁具やプラスチック製品等で、重金属元素の含有量が日本の基準を大きく超えるものがあるが、一方で国内の製造メーカーの多くは基準を守っている。国内の産業を守るという視点からも、これら製造元の違いについても明確にする必要があると考えられる。また、有害物質や重金属が生物に取り込まれる過程について、一般の人にわかりやすい説明ができればよい。
- 7) 青いブイは鉛だけでなく、様々なものが検出されるため、漂着ごみの中でも代表的なものについては、科学的なデータを得て、検証していく必要がある。これらのデータの蓄積は環境省にお願いしたいが、どのように検証し、提示していくかは必要な課題である。

議題4 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

- 1) マイクロプラスチックの生物濃縮についてももし可能であれば追加してもらいたい。
- 2) 発生抑制事業アンケート調査について、来年4月から新たに12品目の使い捨てプラスチック製品の削減が義務付けられることになっている。アンケート調査の対象が飲食業界のみであるが、ホテル業界など12品目に関係する業種も加えてはどうか。
→様々な業界が関係することであるため、業種の追加を含めてワーキンググループで検討を行いたい。

議題5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

- 1) p.27 第2章について、前段の文章に基本計画等が記載されているが、振興計画、21世紀ビジョンなど、より大きな枠組みの中でも海岸漂着物が取り上げられている。これらも盛り込んでどうか。県では大きな枠組みの中でも海岸漂着物に対する取組が重要視されており、さらに地域計画を作成して対策を進める、との姿勢が見えると県民に理解が得られやすい。
→県では新たに沖縄振興計画を令和4年度を目標に作成している。大きな計画である振興計画や21世紀ビジョンなどとも整合が取れるような書きぶりとしたい。
- 2) 3Rについて、プラスチック資源循環促進法を追記するとよい。
- 3) p.45 発泡スチロールや薄いビニールの回収の優先性を追記することについて、回収効率やマイクロプラスチックによる環境汚染の側面を考えると必要な事項である。
- 4) 「薄いビニール製品等」は材質の名前と混同しやすい。ビニール以外の製品もあることから、「シート状、フィルム状のプラスチック」等として区別するとよい。
- 5) 発泡スチロール製ブイを二次的に防舷材などで使用することで破片化を助長するような使い方もされている。漂着するものの速やかな回収のみでなく、二次使用されているものの速やかな回収についても言及できるとよい。プラスチック業界では発泡スチロールは水上での利用には適さないとの意見もある。使用を禁止するのは困難であるが、海上で使用するものの不適切性についても伝えていく必要がある。
- 6) 漁業組合では発泡スチロールブイの二次的な利用もある。発泡スチロールブイにカバーを

かけるなど劣化対策を指導している組合もあるが、劣化対策のない使用もある。今後も速やかな回収処理も必要であると感じているが、同時に使用に対する対策を入れ込みことも必要と考える。

※協議会開催に先立ち、沖縄県漁業協同組合連合会の参事より、漁業従事者による操業中の自主的な漂流ごみの持帰りについては、陸揚げ後に地元市町村が受入れなかったため、回収した漂流ごみの処理に苦慮した事例があること、また、少額であっても漂流ごみの買取り制度を実現できれば取組が普及するとの指摘があった。

以上

2.6.3 指摘事項と対応

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

1	【指摘】参考資料1のデータは非常によくまとまっていると感じる。一般の方にも理解しやすい形にしてHP等で公開するなどの検討はされているのか。 【指摘】参考資料1は会議資料のような形なので、読みにくいと感じる人もいるだろう。文字の大きさや、キーワードを太文字にするなど、表現等を工夫して、一般の方や、小中学生にもわかるような形で掲載したらよい。特にマイクロプラスチック等は、子供たちの自由研究にも取り上げられるような形が良い。できればネットなどで、広い対象に公表してほしい。 【対応】県環境整備課、海岸漂着物の発生抑制対策に係るワーキンググループ等により、参考資料1の中から一般及び学校における普及啓発に役立つ情報を選定し、活用し易い形に整理した上で公開することを検討する。
---	--

議題3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

1	【指摘】資料中の今後の方針では普及啓発等も述べられているが、いきなりプログラム化するより、まずは専門家の講演等で科学的根拠に基づいた正確な情報を得てからにしないと、情報が独り歩きしてミスリードにつながる恐れもある。 【指摘】東京農工大の高田先生、渡辺先生も分析調査を行っているが、それぞれの項目で、十分に科学的なデータがそろっていない部分もあるので、情報の公開には慎重さも求められる。 【指摘】今の段階のデータで拙速に話を進めないで、専門家も交えて慎重に公開していく必要がある。 【対応】本協議会資料は公開資料となるが、公開するに留めておき、今後の普及啓発の手法と内容の検討、実施については専門家のご意見を賜りながら進める方針とする。
2	【指摘】発泡スチロールは細分化しやすく、吸着性も高く、海洋での使用も多い為、海洋ごみの問題として大きな割合になると考えられるが、何らかの対策が可能と考えられる。優先順位を付けて海岸にごみがない状態をキープすることが必要である。 【対応】海岸清掃時において海岸漂着物のうち発泡スチロール類の優先的な回収について、本年度実施している沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定に記載する方針とした。今後はこの方針を県内に広く普及啓発する予定である。
3	【指摘】海岸ごみの状況、マイクロプラスチックの状況、生物への影響の3つがリンクしてデータを取れるよう、それぞれ関連付けて調査するように留意することが必要である。 【対応】沖縄県が継続実施している海岸漂着物のモニタリング調査において、ご指摘のとおりデータを収集できるよう手法を再検討する。

4	【指摘】 海外の漁具やプラスチック製品等で、重金属元素の含有量が日本の製造基準を大きく超えるものがあるが、一方で製造基準を守っている国内の製造メーカーや産業を守るという視点からも、これら製造元の違いについても明確にする必要があると考えられる。 【対応】 ご指摘については、海岸漂着物に含まれる重金元素の分析実績のある専門家等に相談しつつ対応を検討する方針である。
---	---

議題 4 令和 3 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料 5〕

1	【指摘】 マイクロプラスチックの生物濃縮についても可能であれば追加してもらいたい。 【対応】 沖縄県が実施した平成 30 年度～令和元年度の調査研究において、海岸小動物数種の体内に取込まれたマイクロプラスチックを分析しており、海岸漂着物の多い海岸と少ない海岸による比較検討を行っている。ご指摘の点を本年度の調査に含めることは難しいが、今後は、県が継続実施しているマイクロプラスチック調査に合わせて海岸小動物に取込まれたマイクロプラスチックの調査を実施できるか検討する方針である。
2	【指摘】 発生抑制事業のアンケート調査について、来年 4 月から新たに 12 品目の使い捨てプラスチック製品の削減が義務付けられることになっている。アンケート調査の対象が飲食業界のみであるが、ホテル業界など 12 品目に関係する業種も加えてはどうか。 【対応】 アンケート調査の具体的な実施内容については、海岸漂着物の発生抑制対策に係るワーキンググループの協議を踏まえつつ実施する方針である。基本的に本年度は飲食業界に絞り調査を実施し、使い捨てプラスチック製品利用の実態把握と削減目標を検討し、その結果を踏まえて他業種への対応も検討したい。

議題 5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料 6〕

1	【指摘】 沖縄振興計画、21 世紀ビジョンなど、より大きな枠組みの中でも海岸漂着物が取り上げられている。これらも盛り込んではどうか。 【指摘】 3R については、プラスチック資源循環促進法を追記するとよい。 【対応】 新たな県の計画や関係法令について、あらためて地域計画との整合性等を検討しつつ適切に地域計画の中で取扱う方針とする。
2	【指摘】 発泡スチロール製ブイを二次的に防舷材などで使用することで破片化を助長するような使い方もされている。漂着するものの速やかな回収のみでなく、二次使用されているものの速やかな回収についても言及できるとよい。プラスチック業界では発泡スチロールは水上での利用には適さないとの意見もある。海上で使用するものの不適切性についても伝えていく必要がある。 【対応】 発泡スチロール類の二次的な利用に係る課題や方策について、地域計画の中で取扱う方針とする。

3	【指摘】漁業従事者による操業中の自主的な漂流ごみの持帰りについては、陸揚げ後に地元市町村が受入れなかったため、回収した漂流ごみの処理に苦慮した事例があること、また、少額であっても漂流ごみの買取り制度を実現できれば取組が普及する。 【対応】漁業従事者やマリンレジャー業界による自主的な漂流ごみの持帰りについては、地域計画改定案の中では基本的な方針を記載するに止まるが、実際の円滑な取組推進に資するため、具体的な対策方針については地域関係者との協議を踏まえて検討する方針である。
---	---

2.7 第2回沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（県協議会）

2.7.1 議事次第

令和3年度第2回沖縄県海岸漂着物対策推進協議会 議事次第

日時：令和4年2月2日（水）

14:00～16:00

場所：オンライン

議 事

開会（14:00）

1. 沖縄県あいさつ

2. 資料の確認

3. 議事

①令和3年度第1回県協議会の議事概要（案）〔資料1〕

②沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料2〕

③海外交流及び一般県民向けオンラインワークショップの開催結果（速報）〔資料3〕

④令和4年度以降の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施内容（案）〔資料4〕

4. その他

閉会（16:00）

配布資料

資料 1 令和3年度第1回県協議会の議事概要（案）

資料 2 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）

資料 3 海外交流及び一般県民向けオンラインワークショップの開催結果（速報）

資料 4 令和4年度以降の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施内容（案）

参考資料 1 令和3年度地域協議会の議事概要（案）及び指摘事項に対する対応（案）

参考資料 2 沖縄県の漂着ごみ対策 2009～2021 年

（海外交流及び一般県民向けオンラインワークショップ資料）

参考資料 3 東アジア地域漂着ごみ対策交流事業の概要

（一般県民向けオンラインワークショップ資料）

令和3年度 第2回沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 出席者名簿

(敬称略)

委員	
市町村関係機関	
(代理)	石垣市環境課 主事 宮古島市生活環境部環境衛生課 課長
(欠席)	恩納村建設課 課長 渡嘉敷村観光産業課 課長 沖縄県町村会 事務局長 沖縄県離島振興協議会 事務局長
国関係機関	
(代理)	環境省沖縄奄美自然環境事務所 環境対策課 主査 第十一管区海上保安本部警備救難部環境防災課 課長
学識経験者及び関係団体	
	防衛大学校 名誉教授 国立大学法人琉球大学 名誉教授 沖縄県立芸術大学 全学教育センター 教授 沖縄県漁業協同組合連合会 指導漁政課長 課長 一般社団法人 JEAN 事務局長
県関係機関	
(代理)	沖縄県環境部 環境企画統括監 沖縄県土木建築部海岸防災課 海岸班 班長
(代理)	沖縄県農林水産部農地農村整備課 施設管理班 班長
(代理)	沖縄県農林水産部漁港漁場課 管理班 班長
事務局	
	沖縄県環境部環境整備課 課長 沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 班長 沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 主任
令和3年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定及び発生抑制対策検討業務 受託者：	
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所長／環境管理ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株)環境評価ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所／環境管理ユニット (株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課

2.7.2 議事概要

議題1 令和3年度第1回県協議会の議事概要（案）〔資料1〕

特になし

議題2 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料2〕

- 1) 令和4年4月1日から施行される、プラスチック資源循環促進法の効果も検証できればより良いと考えられるが、その辺の展望についてはどのように考えているか。
→これからのプラスチック資源を取り巻く状況について、長期的な視点で考えれば持続可能とは考えにくく、沖縄県内ではもっと強力に取り組む必要がある。例えば製造業者への取組として、処理も含め持続性がある製品については、県の消耗品の採択、県民への広報の展開等が考えられる。これらの政策が、すぐに効果が出てくことは望めないが、2-3年後に効果があったか検証できれば良いと思う。どのように海ごみ問題の中で取り上げていくかは問題だが、以前実施したプラスチック資源循環法施行前の河川のごみ調査と、今後の調査結果を比較することで、プラスチック資源循環法の効果が検証できるかもしれない。
- 2) この地域計画の改定に、軽石は対象にしなくてよい。今まで想定されていなかった海岸漂着物であり、ごみにはならないが自然災害的な浮遊物はどのように対応するか、今の計画では不十分である。軽石対策として災害廃棄物プラスチック漂着物の別の法律も必要と考えられ、別に対応案があるのなら地域計画に入れる必要はないが、災害対策として考慮すべき部分は残ったといえる。これらの海岸漂着物は地域計画の中の危険なごみの中には入らないか、また、そのような解釈はできないか。
→今回の軽石漂着の扱いは、地域計画の中では資料2のP33～35、②災害等緊急時の連絡回収体制対策時の対応で進めている。今回のような事例はイレギュラーであり、沖縄県でも防災部門と環境部門でどちらが指揮をとるか検討し、環境部門が地域計画に基づき対策を進めることとなった。今回の軽石の事例では、この地域計画の枠組みで考えていけると思うが、これを超えるような災害には防災部門が対応すると考えている。今後は有害物質等の対策についても対応していきたい。
- 3) 同様の漂着物として、例えば流木の大量漂着や、廃油ボールなどタンカー事故がないのに流れてくることがある。地域の漁港、観光地等、利用度の高い場所は県が対応しなくてはならない。漁業、観光業等事情を勘案し、優先順位をつけて回収する必要がある。財政的な支援については国からも補助金がある。現在漂着している軽石についてはどこ由来のものか判明しているのか。過去に硫黄島の調査で軽石の化学分析した経験から、噴火の時期によって軽石から鉛等の有害物質が検出される場合もある。
→政府の見解では、現在漂着している軽石は小笠原の福徳岡ノ場由来である。沖縄県に漂着した軽石を沖縄本島北部、中部、南部でサンプリングし、分析した結果、全ての項目で土壌汚染対策法の基準値以内であった。よって環境への大きな影響はないと結論づけた。

- 4) 座間味村でも軽石が漂着しており、観光地の軽石除去の優先順位が高いと考えられた為、古座間味、トウマの海岸の軽石除去を行った。ダイビング協会では自分たちの生活に直結する為、海岸のリアルタイムの情報を持っている。
- 5) 軽石では、どの島が大変な状況にあるか。
→今漂着が多いのは、本部、今帰仁、羽地内海で、八重山諸島、離島でも漂着が増えている。全ての地町村については把握していない。
- 6) 軽石の現況は主題ではなく、今はそれらの対策をこの地域計画に入れるか否かであり、今回検討不可なら、別に考えるべきではないか。
→現状では軽石について明確に処理方法が決まっていない。軽石収集後の計画的段階として仮置き、広域な仮置き、徐々に処理、希望者に配布、なるべく処理費をかけないように処理の流れとなる。また今回の軽石漂着は何十年に一度の話で、軽石は法律の中で不要物に当たると判断し、環境部が中心になって対応してきた。回収処理が主な対応であるが、漁業、観光等幅広い影響があり、環境部でとりまとめるのは困難になっている。軽石問題を地域計画の中に入れ込むかについては、計画のスパンから考えると適切でないと感じる。

議題3 海外交流及び一般県民向けオンラインワークショップの開催結果（速報）〔資料3〕

- 1) 公開WSと、交流WSの、両方のWSに参加した。公開WSでは、小学生の参加もあり、海ごみへの関心の深まりを感じた。それぞれの活動でいろいろな悩みがあり、情報共有することで解決に向かう手ごたえも得られたと思う。交流WSでは日本と台湾では感染状況が違うが、台湾の活動的で先進的な取り組みを感じた。
- 2) 公開WSに参加した。発表ではマナティ・プロジェクトがよかった。オンラインだからこそ参加できたが、開催案内を確認した際には、オンラインの割には時間が長いように感じた。開催案内がもっと分かりやすければ、もっと参加者がいたように思う。休憩等もあったので実際は適切な運営だったと思う。
- 3) 参加者の議論を聞いていると、行政等の様々な団体と議論しないと解決しない課題も多いと感じる。次回はこの協議会に参加している人も、WSに参加してもらいたい。漁業関係者の参加はいつも指摘されている部分なので、事務局は漁業関係者にも連絡を取るようお願いしたい。

議題4 ④令和4年度以降の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施内容（案）〔資料4〕

- 1) ごみ量、MP、生物の3つがリンクするようデータを取ってもらいたい。それぞれの結果を琉球列島のマップに示したらわかりやすいと思う。沖縄県はMPの調査方法、分析、有害物質影響等のいろいろなことをやっている。MPのガイドラインを作成し、一冊の本にまとめ、学校関係者への配布をしたら良い。

- 2) 西表島で海岸清掃をした際にロープ類や漁業の網の回収が困難であった。ロープ類や網は長く、砂に埋まっている為、引き出すのが困難で、ボランティアには不可能な場合もある。一方座間味村はロープ類の漂着は少なかったので、外海に面した海岸でロープ類が課題になっているのではないかな。
- 漁業系の廃棄物は、切断するのが難しく、焼却炉に入れにくい為、どこでも課題になっている。産業廃棄物としてそのまま埋め立てるのが一般的だが、本来は漁業のごみは産業廃棄物として排出者の責任で処理することが望ましい。
- 3) 八重山、竹富町の課題として、それぞれの焼却炉の処理能力が低く、焼却処理が困難な場合も多い。ロープ類は柔らかくて長い為焼却処理が難しい。焼却炉の広域処理の働き掛けと合わせて、陸上での処理も同時に考える必要がある。ボランティアの回収分については一般廃棄物で処理すればよいのではないかな。
- 4) 台湾の話であった、漁業者が漁具に名前を書き、責任を持って処理するような取組は、日本で実施するのは大変だろう。ボランティアでは大きなごみが回収できないので、行政が海岸清掃する際に一緒に処理するしかない。
- 5) 沖縄県の今までのノウハウの積み重ねが多いので、発信もしてほしい。先進的な取り組みをわかりやすく公開し、情報共有してもらいたい。
- 沖縄県のノウハウを共有している他県の離島の例では、長崎県の対馬市がある。沖縄県の漂着物等対策のやり方を参考に調査、検討会を実施している。
- 6) 次年度の取り組みの中の、回収処理の取組案で、軽石回収も含むと考えられる。今の状況は浜辺でごみと混在しているが、回収時の軽石とごみはどの程度分別されているか。
- 軽石にどのくらいのごみが混じっているかは、埋め戻し処理にかかわるので把握したいが、環境部でも把握していない。
- 現場では軽石を分けて回収しているようだ。軽石だけを回収しやすい状況があったので、砂が混じる状況はあるものの、ごみが一緒に回収されている状況は、自分が見た中ではなかった。
- 7) 軽石の回収が始まったころはサイズが大きかったが、徐々に小さくなっている。今後小さくなっている中でごみも混じってくる状況が推測されるため、対応策はまだということで確認した。
- 軽石を回収した時期についてごみの混入割合は変わってくると思う。検討課題として考えていきたい。
- 8) 軽石の状況は安定してきており、だんだん小さくなっており、沈んでいくだろう。海底に沈めば魚が食べることもないだろう。サンゴに堆積して及ぼす影響は心配である。

- 9) 軽石は離島では産業廃棄物扱いしているが、離島では産業廃棄物処理業者がないため、処理が困難。事業者が回収を実施した場合、事業の結果として産業廃棄物扱いになるが、法律的にはどちらにも入っている状況ではないので、一般廃棄物として処理できないか。→今は苦肉の策として産業廃棄物処理しているが、市町村に処理できる形で進めないといけない為、一般廃棄物として処理すべきだと思う。技術的な助言として市町村に要請しているが、効果は今後の経過で判断する。

以上

2.7.3 指摘事項と対応

議題1 令和3年度第1回県協議会の議事概要（案）〔資料1〕

特になし

議題2 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料2〕

1	【指摘】令和4年4月1日から施行される、プラスチック資源循環促進法の効果も検証できればより良いと考えられるが、その辺の展望についてはどのように考えているか。 【対応】プラスチック資源循環促進法による効果をどのように海ごみ問題の中で取扱うのか、その段階から検討が必要となるが、同法施行に伴う普及啓発や発生抑制対策の推進により、長期的に効果を検証できるよう、法施行前と施行後に比較できるものの選定や手法について検討したいと考えている。
2	【指摘】今回の地域計画の改定に、軽石は対象にしなくてよいか。今まで想定されていなかった海岸漂着物であり、ごみにはならないが自然災害的な浮遊物はどのように対応するか、今の計画では不十分である。 【対応】現行の地域計画の中において、災害等緊急時の対応体制を整理している。今回の軽石の事例では、県の環境部門がこの地域計画の枠組みで対応することとなっているが、これを超えるような災害級の漂着被害の場合には、防災部門が対応すると考えている。今後は有害物質等の対策についても対応していきたい。

議題3 海外交流及び一般県民向けオンラインワークショップの開催結果（速報）〔資料3〕

1	【指摘】参加者の議論を聞いていると、行政等の様々な団体と議論しないと解決しない課題も多いと感じる。次回はこの協議会に参加している人も、WSに参加してもらいたい。漁業関係者の参加はいつも指摘されている部分なので、事務局は漁業関係者にも連絡を取るようお願いしたい。 【対応】本年度実施した一般県民向けワークショップでは、様々な情報共有が多く参加者に好評であったことから、今後も海岸漂着物の発生抑制対策ワーキンググループを通じて開催を検討していきたい。その際には、ご指摘のとおり幅広い様々な関係者が参加できるよう配慮する意向である。
---	---

議題4 令和4年度以降の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施内容（案）〔資料4〕

1	【指摘】 ごみ量、MP、生物の3つがリンクするようデータを取ってもらいたい。それぞれの結果を琉球列島のマップに示したらわかりやすいと思う。沖縄県は MP の調査方法、分析、有害物質影響等のいろいろなことをやっている。MP のガイドラインを作成し、一冊の本にまとめ、学校関係者への配布をしたら良い。 【対応】 過年度沖縄県が実施している海岸漂着物のモニタリング調査では、近年は合わせて MP の調査も実施している。ご指摘のとおり、これに海岸生態系をリンクさせた情報整理の継続が望ましいが、具体的な手法については、専門家に相談しながら検討していきたい。また、沖縄県で実施している MP 調査方法は、子どもから大人まで幅広い層が実施できる比較的簡易な方法となっているため、MP 問題と合わせて学校等への普及啓発を進めていきたいと考えている。
---	---

2.8 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（北部地域））

2.8.1 議事次第

沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（北部地域））議事次第

日時：令和3年9月3日（金）

14:00～16:30

場所：オンライン

議 事

開会（14:00）

1. 沖縄県あいさつ

2. 資料の確認

3. 委員の紹介〔資料1〕

4. 議事

①海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

②平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

③海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

④令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

⑤沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

5. その他

閉会（16:30）

配布資料

資料1 令和3年度沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会 委員名簿

資料2 海岸漂着物等対策の概要について

資料3 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要

資料4 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果

資料5 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定

資料6 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）

資料7 令和3年度第1回沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会における議事概要

参考資料1 海岸漂着物の現存量調査結果（平成29～30年度実施）

参考資料2 海ごみ環境教育のためのイラスト素材集（令和2年度作成）

参考資料3 沖縄県が過年度に実施してきた調査及び回収実績（概要）

令和３年度
沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（北部地域））出席者名簿

（敬称略）

委員	
市町村関係機関	
（欠席）	名護市 環境対策課 課長 国頭村 福祉課 課長
（欠席）	大宜味村 建設環境課 課長
（代理）	（同 技師）
（欠席）	東村 建設環境課 課長
（代理）	（同 主事） 今帰仁村 住民課 課長 本部町 健康づくり推進課 課長
（欠席）	伊江村 建設課 課長 伊平屋村 住民課 課長
（欠席）	伊是名村 建設環境課 課長
（代理）	（同 課長補佐）
国関係機関	
（欠席）	環境省 沖縄奄美自然環境事務所 やんばる自然保護官事務所 上席自然保護官
（欠席）	第十一管区海上保安本部 那覇海上保安部 名護海上保安署 次長
県関係機関	
（欠席）	沖縄県 環境部 環境整備課 課長 沖縄県 保健医療部 北部保健所 生活環境班 班長 沖縄県 土木建築部 北部土木事務所 維持管理班 班長 沖縄県 農林水産部 北部農林水産振興センター 農業水産整備課 土地改良班 班長
（代理）	（同 主任技師） 沖縄県 農林水産部 北部農林水産振興センター 農業水産整備課 農村漁港班 班長
事務局	
	沖縄県 環境部 環境整備課 一般廃棄物班 班長 沖縄県 環境部 環境整備課 一般廃棄物班 主任
令和３年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定及び発生抑制対策検討業務 受託者：	
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所長／環境調和ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株) 沖縄事業所／環境調和ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株)環境調和ユニット (株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課	

2.8.2 議事概要

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

- 8) 伊平屋村で実施している回収処理事業では、ごみの中でも発泡スチロールとペットボトルがかなりの量を回収した。その調査データを使った環境教育においても、子供たちから発泡スチロールが多かったと意見が出された。浜焼きに関しては、過去には魚網等を燃やしていたようであるが、現在はそのような報告はない。

議題4 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

特になし

議題5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

- 7) 資料6のP37で、漁業従事者やマリンレジャー業者等は・・・回収作業への協力等を行う、とあるが、漁業従事者やマリンレジャー業者への協力体制の要請等は、今時点でどの程度進んでいるか。
- 現時点では、県環境整備課からマリンレジャー業者への連絡・連携は進めていないが、今後は協力体制を提案していきたい。漁業従事者については、県協議会に沖縄県漁業協同組合連合会に委員として参加していただき、意見交換を進めている。宮古諸島、八重山諸島協議会では漁業関係者を招いて本事業の説明を行っている。また、操業中に回収した漂流ごみについては、国の補助金事業を活用し処理費用を負担する体制を整えることができる。

議題6 その他

- 1) 陸域からの発生抑制対策に関連し、沖縄県の川のごみの情報を放送する予定があるので紹介する。県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」から9月11日（琉球朝日放送15:55～16:00）、12日（琉球放送16:54～16:59）で放送がある。

以上

2.8.3 指摘事項と対応

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

特になし

議題4 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

特になし

議題5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

特になし

2.9 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（中部地域））

2.9.1 議事次第

沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（中部地域））議事次第

日時：令和3年9月2日（木）

14:00～16:30

場所：オンライン

議 事

開会（14:00）

1. 沖縄県あいさつ

2. 資料の確認

3. 委員の紹介〔資料1〕

4. 議事

①海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

②平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

③海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

④令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

⑤沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

5. その他

閉会（16:30）

配布資料

資料1 令和3年度沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会 委員名簿

資料2 海岸漂着物等対策の概要について

資料3 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要

資料4 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果

資料5 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定

資料6 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）

資料7 令和3年度第1回沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会における議事概要

参考資料1 海岸漂着物の現存量調査結果（平成29～30年度実施）

参考資料2 海ごみ環境教育のためのイラスト素材集（令和2年度作成）

参考資料3 沖縄県が過年度に実施してきた調査及び回収実績（概要）

令和３年度
沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（中部地域））出席者名簿

（敬称略）

委員	
市町村関係機関	
	宜野湾市 環境対策課 課長
(欠席)	沖縄市 環境課 課長
(代理)	(同 主任主事)
	うるま市 環境課 課長
	恩納村 村民課 課長
(欠席)	宜野座村 村民生活課 課長
(欠席)	金武町 住民生活課 課長
(欠席)	読谷村 生活環境課 課長
(欠席)	嘉手納町 産業環境課 課長
	北谷町 保健衛生課 課長
	北中城村 住民生活課 課長
(欠席)	中城村 住民生活課 課長
(代理)	(同 生活環境係 係長)
国関係機関	
(欠席)	環境省 沖縄奄美自然環境事務所 環境対策課 主査
(欠席)	第十一管区海上保安本部 中城海上保安部 警備救難課 課長
関係団体	
	しかたに自然案内 代表
	「ゴミがすべての始まりだった。」 代表
県関係機関	
(欠席)	沖縄県 環境部 環境整備課 課長
(代理)	(同 一般廃棄物班 班長)
	沖縄県 保健医療部 中部保健所 環境保全班 班長
(欠席)	沖縄県 土木建築部 中部土木事務所 維持管理班 班長
(欠席)	沖縄県 土木建築部 北部土木事務所 維持管理班 班長
(代理)	(同 主任)
	沖縄県 農林水産部 中部農林土木事務所 農漁村整備班 班長
(欠席)	沖縄県 農林水産部 北部農林水産振興センター 農業水産整備課 土地改良班 班長
事務局	
	沖縄県 環境部 環境整備課 一般廃棄物班 主任
令和３年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定及び発生抑制対策検討業務 受託者：	
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所／環境調和ユニット
	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所／環境調和ユニット
	日本エヌ・ユー・エス(株)環境調和ユニット
	(株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課

2.9.2 議事概要

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

- 4) 参考資料1について、現存量は調査時点でのごみ量となるが、調査前にボランティアや海岸管理者等の事業による回収があった場合の回収量は含まれていない。実際の漂着量はもっと多いということか。

→調査の性格上、事前の回収は回避できない。なお、平成22年度から実施しているモニタリング調査結果と比較したところ、現存量は年間漂着量の約1/3倍程度であると考察している。これが現存量と年間漂着量の関係の一つの目安になると考えている。

- 5) 5年前、10年前と比較してごみの質に変化はあるか。近年のコロナ禍における質的变化はみられるか。

→近年はマスクのごみは目につくが、現時点では十分な比較データは得られていない。漂着の量自体に大きな変化はないが、ボランティア清掃などの海岸清掃が盛んな地域ではごみ量が減り、回収が十分でない地域では増えているなど二極化の傾向がある。ペットボトルでみると韓国製が減少してベトナム製が増えているなど経年で変化がみられる。

議題3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

- 9) 沖縄におけるマイクロプラスチックの量は、他地域と比較して多いといえるか。

→地域間の比較データがあまりないが、元防衛大学校山口教授の国内調査では、沖縄県は他地域に比べてMPが多い地域であるとの結果であった。沖縄県の海岸の場合は漂着したマイクロプラスチックと海岸でマクロプラスチックが分解されたマイクロプラスチックがあることがわかってきている。

- 10) 風評被害について、海岸のマイクロプラスチックに有害物質が吸着していることについては、事実として公表に問題がないと思うが、地域によってはこれらの貝類を食する文化もある。それを考えた際に汚染の結果のみを発表するよりも、食することに対する影響など県の方針をとりまとめたほうが風評を起さずに済むのではないか。植物についてもマイクロプラスチックによる汚染の実態があればご紹介いただきたい。

→健康被害について考えると事実を速やかに公表することが望ましいが、地域ごとの汚染状況が詳細につかめていない段階で苦慮している。一日摂取許容量などの基準なども合わせて示していくことも必要と考える。衛生部門とも調整しながら対応していきたい。

→アダンについてはプラスチック由来の有害物質を吸収している傾向がある。根元に堆積した海ごみから溶出した有害物質を植物が吸収しているためと考えられる。アダンの実をオカヤドカリが食することから、オカヤドカリはアダンからも有害物質を摂取している可能性があり、食物連鎖を意識した調査を進めていきたい。

議題4 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

特になし

議題5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

- 7) 地域計画に発生抑制対策が盛り込まれたのは良い。普及啓発・環境教育については、学校での環境教育の場において海ごみ教育のニーズは高まっている。今後は環境教育の実施者と教育委員会等と連携がとれるとよい。
- 8) 漁業者が回収した漂流ごみの処分について、北谷町では具体的な漁業組合との話し合いはまだ実施していないが、事案があるのであれば現場を確認しながら調査も含めて対応したい。具体的な事案は確認していない。
→漁業者が回収した漂流ごみの処分については、石垣市と北大東村が国の補助制度を活用した実績がある（国の海岸漂着物等地域対策推進事業の定額補助）。

その他

- 1) 要望として、海岸清掃用の回収袋を共通なものにできないか。地域によって使用するごみ袋が異なるため、広い地域で回収活動をしていると袋がたまってきてしまう。地域によっては回収できるごみの種類が限定されており、何を回収していいかわからないことがある。パンフレットなどがあるとよい。
- 2) 恩納村では、ボランティア回収は行われているが、特段変わった取組はない。

以上

2.9.3 指摘事項と対応

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

1	【指摘】風評被害について、海岸のマイクロプラスチックに有害物質が吸着していることについては、事実として公表に問題がないと思うが、地域によってはこれらの貝類を食する文化もある。それを考えた際に汚染の結果のみを発表するよりも、食することに対する影響など県の方針をとりまとめたほうが風評を起こさずに済むのではないかと。 【対応】平成30年度～令和元年度の調査分析結果について、簡易的ではあるが食品衛生法や海外の基準等と比較評価した経緯がある。この結果も踏まえ、また県の衛生部門とも調整しながらご指摘の点について対応を検討する方針である。
---	---

議題4 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

特になし

議題5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

1	【指摘】普及啓発・環境教育については、学校での環境教育の場において海ごみ教育のニーズは高まっている。今後は環境教育の実施者と教育委員会等と連携がとれるとよい。 【対応】令和2年度沖縄県海岸漂着物発生抑制対策検討業務の中で実施した発生抑制対策に係る官民連携協議においても、県内各地の関係者よりご指摘と同様の意見が出されている。地域計画改定案では、その課題への対応について記載しており、また今後は実際に関係者の連携が図られるよう取組を推進する方針である。
---	---

その他

1	【指摘】要望として、海岸清掃用の回収袋を共通なものにできないか。地域によって使用のごみ袋が異なるため、広い地域で回収活動をしていると袋がたまってきてしまう。地域によっては回収できるごみの種類が限定されており、何を回収していいかわからないことがある。パンフレットなどがあるとよい。 【対応】県内の現状としては、多くの市町村が独自に海岸清掃で使えるごみ袋を指定するとともに、分別方法や受入れ可能な海岸漂着物の種類を定めている。ご要望については早期に対応できるものではないが、今後市町村関係機関の意見を確認しつつ対応を検討していく。
---	---

2.10 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（南部地域））

2.10.1 議事次第

沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（南部地域））議事次第

日時：令和3年9月13日（月）

14:00～16:30

場所：オンライン

議 事

開会（14:00）

1. 沖縄県あいさつ

2. 資料の確認

3. 委員の紹介〔資料1〕

4. 議事

①海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

②平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

③海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

④令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

⑤沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

5. その他

閉会（16:30）

配布資料

資料1 令和3年度沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会 委員名簿

資料2 海岸漂着物等対策の概要について

資料3 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要

資料4 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果

資料5 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定

資料6 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）

資料7 令和3年度第1回沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会における議事概要

参考資料1 海岸漂着物の現存量調査結果（平成29～30年度実施）

参考資料2 海ごみ環境教育のためのイラスト素材集（令和2年度作成）

参考資料3 沖縄県が過年度に実施してきた調査及び回収実績（概要）

令和 3 年度
沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（沖縄本島及び周辺離島（南部地域））出席者名簿

（敬称略）

委員	
市町村関係機関	
（欠席）	那覇市 環境政策課 担当副参事
（代理）	（同 主幹）
	浦添市 環境保全課 課長
	糸満市 市民生活環境課 課長
	豊見城市 生活環境課 課長
（欠席）	南城市 生活環境課 課長
（代理）	（同 主事）
（欠席）	南風原町 住民環境課 課長
（欠席）	渡嘉敷村 観光産業課 課長
	座間味村 住民課 課長
（欠席）	渡名喜村 民生課 課長
	南大東村 福祉民生課 課長
（欠席）	北大東村 福祉衛生課 課長
（代理）	（同 主任）
（欠席）	久米島町 環境保全課 課長
（代理）	（同 主事）
（欠席）	八重瀬町 住民環境課 課長
	那覇港管理組合 管理課 課長
国関係機関	
（欠席）	環境省 沖縄奄美自然環境事務所 慶良間自然保護官事務所 上席国立公園管理官
（欠席）	第十一管区海上保安本部 那覇海上保安部 警備救難課 課長
関係団体	
	那覇クリーンビーチクラブ 代表
	久米島ホテルの会 事務局長
	漫湖水鳥・湿地センター 主査
	（一社）沖縄リサイクル運動市民の会 環境プロジェクト担当
	LitteratiJapan 代表／プロジェクトマネティ
	（公財）沖縄こどもの国 経営みらい課
県関係機関	
	沖縄県 環境部 環境整備課 課長
	沖縄県 保健医療部 南部保健所 環境保全班

(欠席)	沖縄県	土木建築部	南部土木事務所	維持管理班
	沖縄県	土木建築部	中部土木事務所	維持管理班
(欠席)	沖縄県	農林水産部	南部農林土木事務所	計画調整班
	沖縄県	農林水産部	南部農林土木事務所	漁港漁場整備班
	沖縄県	農林水産部	中部農林土木事務所	農漁村整備班
事務局				
沖縄県 環境部 環境整備課 一般廃棄物班 班長 沖縄県 環境部 環境整備課 一般廃棄物班 主任 令和3年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定及び発生抑制対策検討業務 受託者： 日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体				
日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所長／環境調和ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株) 沖縄事業所／環境調和ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株)環境調和ユニット (株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課				

2. 10. 2 議事概要

議題 1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料 2〕

特になし

議題 2 平成 21 年度～令和 2 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料 3〕

特になし

議題 3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料 4〕

特になし

議題 4 令和 3 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料 5〕

特になし

議題 5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料 6〕

- 8) 漫湖水鳥・湿地センターでは、河川と干潟の漂着ごみと、陸域のごみの清掃を行っている。漫湖周辺のごみは、ほとんどが生活ごみであり、陸域由来と考えられる。これらの清掃活動を行うことで、周辺住民の普及啓発につながる取組になると思う。今回の地域計画の改定について協議会から出された意見を参考に、こういった発生源にどのようにアプローチできるか考えていきたい。
- 9) 資料 6 の P20 に、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制と早期発見に努める、とあるが、久米島町でもパトロールにより不法投棄の監視を行っているが、人手不足等でなかなか行き届かないところがある。投棄される場所の近くに監視カメラ等を設置することで不法投棄等の行動抑制につながると思うが、具体的な対策はできないか。→県環境整備課のほうで監視カメラは複数用意してあり、市町村等の行政機関の希望で貸与する取り組みは行っているの、市町村に呼びかけていきたい。
- 10) 浦添市のカーミージー（亀瀬）では漂着ごみとともに、日常の不法投棄も多い。回収はボランティアによって行われており、浦添市では処理で協力している。これらのごみの処理に対して、沖縄県の海岸漂着物対策の補助金を活用することはできるか。その補助金の申請の際、事前にごみ量等の把握は必要なのか。これについては改めて県環境整備課に相談させていただきたい。
→明らかな不法投棄ごみに対して、海岸漂着物対策の補助金の活用は望ましくないが、浦添市の行っているごみ処理の協力については補助の対象になる。補助金の利用には、事前の申請が必要であり、申請の際に目標値であるごみ量を明らかにすることにより、処理費用や総事業費が算出されるので、ごみ量の把握も必要である。

議題 6 その他

- 2) プロジェクトマナティでは、ワンコイン（500 円）で、いつでもだれでも気軽にゴミ拾いができるような取り組みを行っており、地域の連携パートナーでは軍手や袋等清掃に必要

なものを貸し出している。観光客というより、地元の人が多く利用している。今後は民泊や旅行会社と連携して、環境教育につながるようなプロジェクトを進めている。具体的には、修学旅行生を受け入れ、地域の人と共に清掃を行い、ごみ拾いだけでなく、どのようなごみが来て、どのように処理するのかを理解してもらえるようなワークショップを企画している。

- 3) 陸域からの発生抑制対策に関連し、沖縄県の河川ごみの情報を県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」で9月11日（琉球朝日放送 15：55～16：00）、12日（琉球放送 16：54～16：59）に放映した。現在 You tube へのアップロードを準備している。

以上

2.10.3 指摘事項と対応

議題1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

特になし

議題2 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

特になし

議題4 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

特になし

議題5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

1	【指摘】 漫湖水鳥・湿地センターでは、河川と干潟の漂着ごみと、陸域のごみの清掃を行っている。漫湖周辺のごみは、ほとんどが生活ごみであり、陸域由来と考えられる。これらの清掃活動を行うことで、周辺住民の普及啓発につながる取組になると思う。今回の地域計画の改定について協議会から出された意見を参考に、こういった発生源にどのようにアプローチできるか考えていきたい。 【対応】 ご指摘の漫湖水鳥・湿地センターは、国場川流域に含まれるが、国場川は県内では比較的広大な流域圏を持っているため、今回の地域計画改定に盛り込まれる予定の地域内外や流域圏等を含んだ広域的なごみの発生抑制の取組を推進すべき地域となる。地域計画は県内における海岸漂着物対策の方針を定めるものであるため、今後は沖縄県においても地域計画に沿った発生抑制対策について具体的な取組を進めていく。
---	--

その他

1	【指摘】 地域計画の改定案に、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制と早期発見に努める、とあるが、久米島町でもパトロールにより不法投棄の監視を行っているが、人手不足等でなかなか行き届かないところがある。投棄される場所の近くに監視カメラ等を設置することで不法投棄等の行動抑制につながると思うが、具体的な対策はできないか。 【対応】（協議会開催時における回答）県環境整備課のほうで監視カメラは複数用意しており、市町村等の行政機関の希望で貸与する取り組みは行っているので、市町村に呼びかけていきたい。 （対応案）不法投棄パトロールについては、限られた行政機関あるいは民間団体が担うのではなく、より多様な地域関係者（各行政機関や民間団体等）が連携して取組むことにより効果が上がるとの報告もある。この点についても今後の取組に活かせるよう県内関係者で調整を進めていく方針である。
---	--

2.11 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（宮古諸島）

2.11.1 議事次第

第1回沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（宮古諸島）議事次第

日時：令和3年9月10日（金）

14:00～16:30

場所：オンライン

議 事

開会（14:00）

1. 沖縄県あいさつ
2. 資料の確認
3. 委員の紹介〔資料1〕
4. 議事
 - ①海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕
 - ②平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕
 - ③海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕
 - ④令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕
 - ⑤沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕
5. その他

閉会（16:30）

配布資料

- 資料1 令和3年度沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会 委員名簿
- 資料2 海岸漂着物等対策の概要について
- 資料3 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要
- 資料4 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果
- 資料5 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定
- 資料6 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）
- 資料7 令和3年度第1回沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会における議事概要
- 参考資料1 海岸漂着物の現存量調査結果（平成29～30年度実施）
- 参考資料2 海ごみ環境教育のためのイラスト素材集（令和2年度作成）
- 参考資料3 沖縄県が過年度に実施してきた調査及び回収実績（概要）

令和 3 年度
沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（宮古諸島）出席者名簿

（敬称略）

委員	
市町村関係機関	
（欠席）	宮古島市 生活環境部 環境衛生課 課長
（代理）	（同 課長補佐）
（欠席）	多良間村 住民福祉課 課長
（代理）	（同 課長補佐）
国関係機関	
（欠席）	第十一管区海上保安本部 宮古海上保安部 警備救難課 課長
関係団体	
（欠席）	宮古島漁業協同組合 組合長
（欠席）	池間漁業協同組合 組合長
（欠席）	伊良部漁業協同組合 組合長
（欠席）	宮古島美ら海連絡協議会 事務局長
	セブンシーズ宮古島 代表
	NPO 法人 宮古島海の環境ネットワーク 理事
	宮古の海を綺麗にし隊 代表
県関係機関	
	沖縄県 環境部 環境整備課 課長
（欠席）	沖縄県 保健医療部 宮古保健所 生活環境班 班長
	沖縄県 土木建築部 宮古土木事務所 維持管理班 班長
（欠席）	沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター
	農林水産整備課 農林整備班 班長
（代理）	（同 農林水産整備課 主幹）
（欠席）	沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター
	農林水産整備課 漁港水産班 班長
（代理）	（同 主任技師）
事務局	
	沖縄県 環境部 環境整備課 一般廃棄物班 班長
	沖縄県 環境部 環境整備課 一般廃棄物班 主任
令和 3 年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定及び発生抑制対策検討業務 受託者：	
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所長／環境調和ユニット	
日本エヌ・ユー・エス(株) 沖縄事業所／環境調和ユニット	
日本エヌ・ユー・エス(株)環境調和ユニット	
(株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課	

2. 11. 2 議事概要

議題 1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料 2〕

特になし

議題 2 平成 21 年度～令和 2 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料 3〕

特になし

議題 3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料 4〕

- 11) 生物影響について、ごみの多い海岸と少ない海岸のそれぞれの沿岸域に生息する魚類を含めることは可能か。プラスチックのタイプ別の影響は把握できるか。
- 本調査では海岸内での影響を調査するため海岸からあまり移動しない生物を対象とした。沿岸域の水産物がマイクロプラスチック影響を受けているとの報告もあるが、水産物における調査は風評被害との関係もあるため各関係者との調整が必要である。プラスチックのタイプ別の影響については、防衛大学校の山口名誉教授が様々な漂着物について製造国別に重金属元素の分析を行っており、そのデータが活用できると思われる。

議題 4 令和 3 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料 5〕

特になし

議題 5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料 6〕

- 1) 漂流ごみの回収体制について、市町村の担当課は決まっているか。以前に海中ごみの受け入れ（船舶に使われている FRP）を宮古島市に断られたことがあり、その際は県が回収してくれた。ボランティア団体と宮古島市の連携がなかなかうまくいかないこともある。県から市町村への声掛けが必要である。
- 市町村によって担当部署は異なり、建設関係部署が担当している場合もある。各地域でご相談していただくと良い。基本的には市町村にご協力をいただきたい方針であるが、処理困難物については県環境整備課に相談いただければ調整させていただく。
- 2) P. 37 連絡体制について、いままでの連絡体制では処理困難物は海岸管理者になっていたが、これからは環境整備課に連絡することになるとの理解でよいか。
- 市町村にとって処理困難物となるものについて、漂着物は海岸管理者、漂流ごみについては県環境整備課に相談頂ければと考えている。
- 3) 以前は県環境整備課のホームページに海岸管理者の一覧が公開されていたが今はない。今後、公開の予定はあるか。
- 海岸管理者となっている部局は様々であり、これを県環境整備課が公表するのは適切でないとの判断により現在は表示していない。個別の海岸の海岸管理者について県が確認することは可能である。県環境整備課にお問い合わせいただけるとよい。
- 4) 7 月 10 日に廃油ボールの漂着があった。海上保安庁からは「調査を行うため回収しないように」との連絡があったが、観光客の多い海岸であり、観光客が廃油ボールを踏んでしま

う状況も見られた。その後、海上保安庁から海岸管理者の土木課に連絡がなされたが、土・日曜日を挟んでいたので対応が遅れて回収は次の木曜日になった。有害物なので「拾わないように」との案内は理解できるが、観光客や市民ボランティアへ注意喚起がない。危険物と一目瞭然でわかるものが必要。

→宮古土木事務所としては、週明けに話を始めて聞いたため、対応が遅れた。HP に維持管理班の連絡先があるが、今後は土・日曜日についてはそちらにご連絡いただくとよい。海岸管理者の確認を含めて早期に対応できるようにしたい。

議題 6 その他

- 1) モニタリング調査の日付は決まっているか。ビーチクリーンの団体が増えており調査前に清掃してしまわないか懸念がある。
→本年度の第一回調査はリセット調査としており、事前の清掃活動は影響を受けないと考えている。モニタリング調査の日程は参加いただく地域の方と相談して決めており、調査範囲についても事前に周知をするようにしている。時期が近くなったらご相談したい。
- 2) 行政と地域団体との情報共有ができていない状態が続いている。本年度に宮古諸島地域の連絡調整会議を開催してもらいたい。新型コロナの影響もあり 2 年実施できていない。
→保健所と相談しながら本年度の実施に向けて検討したい。
- 3) 確認であるが、以前に県環境整備課から依頼があり、ボランティア清掃時におけるポリタンク、医療系廃棄物、漁具、電球類の個数の報告をしている。今年度の報告は必要か。計測のために人員を割いて調査している事項である。
→平成 30 年度ごろに文章で依頼を行ったが、現時点では調整中である。今年度以降の報告の必要性については確認した上で連絡したい。
- 4) 多良間村ではこれまで処理困難物に関する届出はいただいていない。届出があった場合は各所と調整しながら進めたい。
- 5) 陸域からの発生抑制対策に関連し、沖縄県の川のごみの情報を放送する予定があるので紹介する。県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」から 9 月 11 日（琉球朝日放送 15：55～16：00）、12 日（琉球放送 16：54～16：59）で放送がある。

以上

2. 11. 3 指摘事項と対応

議題 1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料 2〕

特になし

議題 2 平成 21 年度～令和 2 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料 3〕

特になし

議題 3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料 4〕

特になし

議題 4 令和 3 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料 5〕

特になし

議題 5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料 6〕

1	【指摘】7 月 10 日に廃油ボールの漂着があった。海上保安庁からは「調査を行うため回収しないように」との連絡があったが、観光客の多い海岸であり、観光客が廃油ボールを踏んでしまう状況も見られた。その後、海上保安庁から海岸管理者の土木課に連絡がなされたが、土・日曜日を挟んでいたので対応が遅れて回収は次の木曜日になった。有害物なので「拾わないように」との案内は理解できるが、観光客や市民ボランティアへ注意喚起がない。危険物と一目瞭然でわかるものが必要。 【対応】（協議会開催時における回答）宮古土木事務所としては、HP に維持管理班の連絡先があるので今後は土・日曜日についてはそちらにご連絡いただくとよい。海岸管理者の確認を含めて早期に対応できるようにしたい。 （対応案）廃油の大量漂着時の対応体制については、沖縄県海岸漂着物対策地域計画の附属資料「海岸漂着物対策に係る関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り（平成 23 年度作成、平成 24 年度改訂）」の p44～47 に県レベルの対応と地域レベルの対応の両方について整理されており、住民や民間団体等の回収協力を得るかどうかの判断を海岸管理者等の行政側が判断する。
---	--

その他

1	【指摘】多良間村ではこれまで処理困難物に関する届出はいただいていない。届出があった場合は各所と調整しながら進めたい。 【対応】市町村が処理できない海岸漂着物の処理困難物の対応については、前述の「海岸漂着物対策に係る関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り」において市町村と海岸管理者による対応協議により進めることが基本的な方針となっている。
---	--

2.12 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（八重山諸島）

2.12.1 議事次第

第1回沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（八重山諸島）議事次第

日時：令和3年9月1日（水）

14:00～16:30

場所：オンライン

議 事

開会（14:00）

1. 沖縄県あいさつ

2. 資料の確認

3. 委員の紹介〔資料1〕

4. 議事

①海岸漂着物等対策の概要について〔資料2〕

②平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

③海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料4〕

④令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料5〕

⑤沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料6〕

5. その他

閉会（16:30）

配布資料

資料1 令和3年度沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会 委員名簿

資料2 海岸漂着物等対策の概要について

資料3 平成21年度～令和2年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要

資料4 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果

資料5 令和3年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定

資料6 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）

資料7 令和3年度第1回沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会における議事概要

参考資料1 海岸漂着物の現存量調査結果（平成29～30年度実施）

参考資料2 海ごみ環境教育のためのイラスト素材集（令和2年度作成）

参考資料3 沖縄県が過年度に実施してきた調査及び回収実績（概要）

令和 3 年度
沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山諸島）出席者名簿

(敬称略)

委員	
市町村関係機関	
(欠席)	石垣市 市民保健部 環境課 課長 竹富町 町民課 課長 与那国町 まちづくり課 課長
(代理)	(同 主事)
国関係機関	
(代理)	環境省 沖縄奄美自然環境事務所 石垣自然保護官事務所 上席自然保護官 (同 自然保護官補佐)
(欠席)	第十一管区海上保安本部 石垣海上保安部 警備救難課 課長
関係団体	
(欠席)	八重山漁業協同組合 総務管理課 課長 与那国町漁業協同組合 組合長
(欠席)	八重山環境ネットワーク 副会長／西表エコプロジェクト 代表 石垣島アウトフィッターユニオン 会長 NPO 法人西表島エコツーリズム協会 理事・事務局長 サステイナブルアイランド石垣島
県関係機関	
(代理)	沖縄県 環境部 環境整備課 課長 沖縄県 保健医療部 八重山保健所 生活環境班 班長 沖縄県 土木建築部 八重山土木事務所 維持管理班 班長 (同 主任)
(欠席)	沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 農林整備班 班長
(欠席)	沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 漁港水産班 班長
事務局	
	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 班長 沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 主任
令和 3 年度沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定及び発生抑制対策検討業務 受託者：	
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所長／環境調和ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株) 沖縄事業所／環境調和ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株)環境調和ユニット (株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課

2. 12. 2 議事概要

議題 1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料 2〕

特になし

議題 2 平成 21 年度～令和 2 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料 3〕

特になし

議題 3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料 4〕

12) 説明の中で出てきた、浜焼きとは、浜でプラスチックゴミ等を燃やすことを指すのか。流木等を燃やすことも含まれるか。

→浜焼きとは、処理しきれなくなったゴミを海岸で燃やすことであり、最近は見られなくなったが、数年前くらいまで離島等で行われていた。山口先生の研究で、プラスチックゴミや缶等を燃やした後の下の砂に重金属等が移行したという結果が出ており、ここでは有害物質等を含むゴミを海岸で燃やす行為のことを示す。特にアルミ缶を燃やすと影響が著しいとされている。

議題 4 令和 3 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料 5〕

5) 資料 5 の P1 の実施項目で、⑥市町村による海岸漂着物の発生抑制対策事業が挙げられているが、石垣市では、イベント時にプラスチック削減等の取組みをされていたが、他に具体的な事業の計画はあるか。

→中学校 2 校で環境教育を実施予定であり、将来の人材育成につながればよいと思う。

→石垣市以外の地域では漂着ゴミの環境教育を組み入れた回収処理も計画している。

→石垣島祭りでプラスチック削減に取り組んだ例があるので、これらの事例を参考にするため、今年度の事業では、県内の飲食業に使い捨てプラスチック使用に関するアンケート調査を行い、対策につなげる流れになっている。

議題 5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料 6〕

1) 漁業従事者は、漂着・漂流ゴミ等の回収物に対価を払う等がないと回収しないだろう。回収処理に予算を付けるといった環境づくりが必要と感じるので、検討をお願いしたい。

議題 6 その他

1) 漁業従事者は、発泡スチロール等状態の良い漂流ゴミは、船の防舷材等に使っているようだ。減耗防止のためにカバーを付けるようなことも自主的にやっている。

2) 石垣市で回収された漂着ペットボトルを利用し、繊維にリサイクルする取組みを行っているというが、どの程度の実績があるのか、どの程度の汚れなら再利用可能なのか共有してもらいたい。また、非常に興味があるので、現場を見学したい。

→まだ実績はないが、今月中に圧縮したペットボトルを 6 パレット程度搬出する予定である。汚れについては、問題なく対応できると聞いた。見学については受け入れたい。

以上

2. 12. 3 指摘事項と対応

議題 1 海岸漂着物等対策の概要について〔資料 2〕

特になし

議題 2 平成 21 年度～令和 2 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料 3〕

特になし

議題 3 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討結果〔資料 4〕

特になし

議題 4 令和 3 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施予定〔資料 5〕

特になし

議題 5 沖縄県海岸漂着物対策地域計画の改定について（案）〔資料 6〕

1	【指摘】 漁業従事者は、漂着・漂流ごみ等の回収物に対価を払う等がないと回収しないだろう。回収処理に予算を付けるといった環境づくりが必要と感ずるので、検討をお願いしたい。 【対応】 漁業従事者やマリンレジャー業界による自主的な漂流ごみの持帰りについては、地域計画改定案の中では基本的な方針を記載するに止まるが、実際の円滑な取組推進に資するため、具体的な対策方針については地域関係者との協議を踏まえて検討する方針である。
---	--

3. 地域計画改定案の検討・作成	3-1
3.1 目的	3-1
3.2 実施工程	3-1
3.3 地域計画改定素案の作成	3-2
3.4 地域計画改定素案に対する意見整理・対応案の作成	3-46
3.5 地域計画改定案の策定	3-49
3.6 地域計画改定案に対する意見整理・対応案の作成	3-89
3.7 地域計画改定版の完成	3-89

3. 地域計画改定案の検討・作成

3.1 目的

現行の沖縄県海岸漂着物対策地域計画〔平成22年3月作成、平成23年3月及び平成24年3月見直し〕（以下、「地域計画」という。）について、近年の国内外の状況の変化、沖縄県における過年度事業の成果等（発生抑制対策ワーキングの検討結果等）を踏まえ見直しを行い、改定の素案を作成し、これについて協議会や県民意見公募による意見とその対応を検討しつつ、地域計画の改定内容を検討する。

3.2 実施工程

地域計画改定の実施工程を図3.2-1に示す。実施工程としては、現行の地域計画を基に改定素案を作成し、第1回県協議会・地域協議会及び協議会開催後の意見を踏まえて地域計画改定案を作成する。この地域計画改定案をもって県民意見公募を実施し、県民意見公募による意見を踏まえて地域計画改定案を修正し、これに対する第2回県協議会による意見を踏まえて地域計画改定案を修正し完成することとした。

なお、実際には県民意見公募による意見が無かったため、第1回県協議会・地域協議会及び協議会開催後の意見を踏まえて作成した地域計画改定案について、第2回県協議会においてその内容の確認と意見集約を実施している。

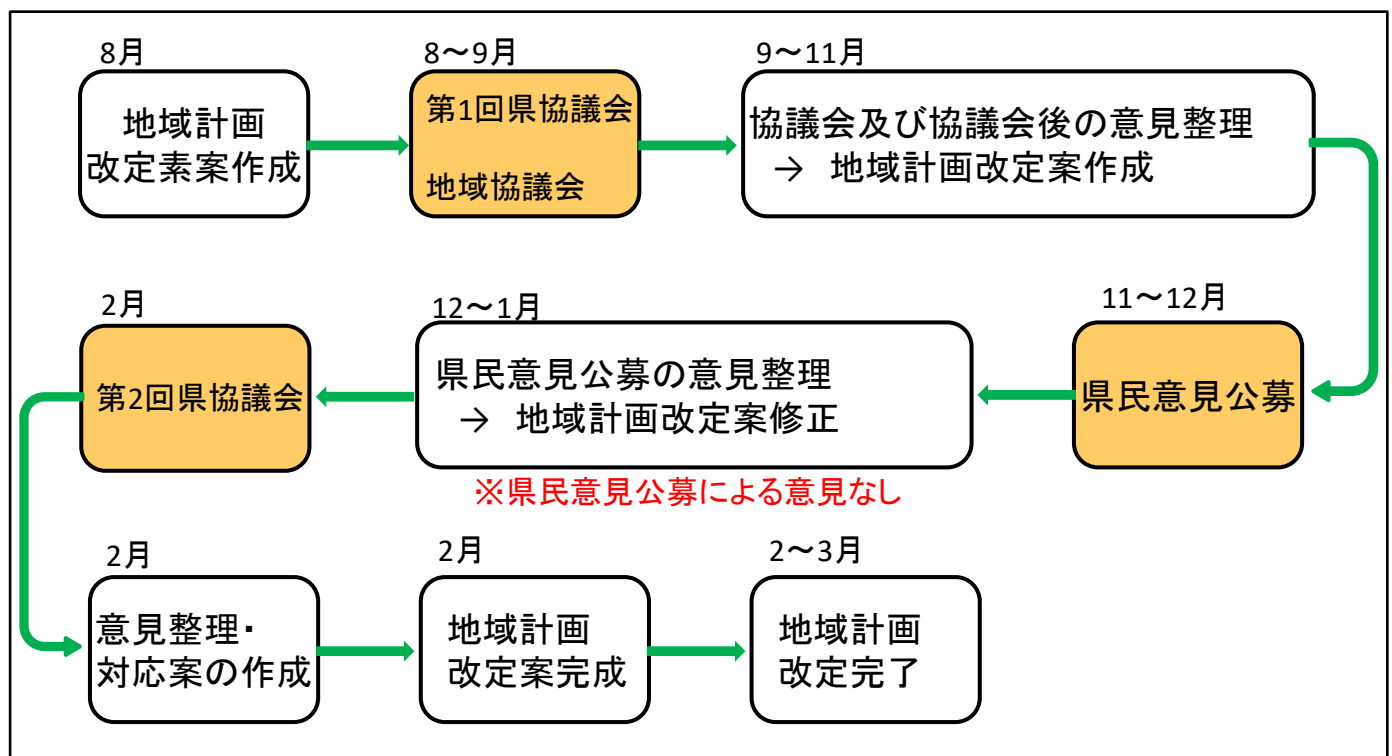


図 3.2-1 地域計画改定の実施工程

3.3 地域計画改定素案の作成

地域計画素案の作成にあたっては、以下に列記する事項を踏まえるものとした。

①平成 30 年 6 月に海岸漂着物処理推進法が改正され、これに伴い令和元年 5 月に「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）の変更が閣議決定されている。これら海岸漂着物処理推進法改正に伴う主な改正・変更事項としては、主に以下の 5 点があげられる。

- ・漂流ごみ等の円滑な処理の推進
- ・3R の推進等による発生抑制
- ・マイクロプラスチック対策
 - ・民間団体等の活動支援
 - ・国際連携・国際協力

②平成 31 年 2 月の各都道府県への環境省通達により、現行の地域計画に流域圏を含んだ広域的な海洋ごみ発生抑制対策を盛り込むことが要請されており、これに対応する。

③現行の沖縄県値域計画は平成 23 年度に見直しを行っていることから、特に平成 24 年度以降の沖縄県事業の成果を踏まえる。

これらの作成方針を踏まえた地域計画改定素案について、協議会事務局の検討案として表 3.3-1 に現行の沖縄県海岸漂着物対策地域計画の構成と改定素案の主な変更・追記方針及び構成、表 3.3-2 に改定素案の主な変更・追記内容を示す。

表 3.3-1 現行の沖縄県海岸漂着物対策地域計画の構成と改定素案の主な変更・追記方針及び構成

沖縄県海岸漂着物対策地域計画（現行）	変更・追記方針及び構成 赤文字：主な変更・追記方針
第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯 2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況 3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性 (1) 海岸漂着物等の円滑な処理 (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 (4) 国際協力の推進 (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項	第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯 →平成30年の海岸漂着物処理推進法改正とその背景を追記。 2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況 →平成21年の海岸漂着物処理推進法成立以後に沖縄県が実施してきた様々な調査研究による県内の漂着状況等を追記。 3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性 →前段として、県内由来の海岸漂着物等は河川を取り巻く流域圏といった内陸地域と沿岸地域が一体となった取組、県外由来の海岸漂着物は東アジア地域が連携した取組、またマイクロプラスチックについてはその問題について正しく理解しつつ海岸漂着物が劣化しマイクロプラスチックとなる前の回収に加えプラスチック類の排出抑制・利用削減・リサイクル・適正処理等の取組を記載。 (1) 海岸漂着物等の円滑な処理 (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 →海洋プラスチックごみ対策として様々な手法による廃プラスチック類の排出抑制の推進、マイクロプラスチックの排出抑制として漂着プラスチック類の迅速な回収と事業者によるプラスチック原料の排出抑制の推進、マイクロプラスチックに係る実態把握と情報共有の推進、県民への普及啓発の推進等を追記。 (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 (4) 国際協力の推進 (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項

第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 (1) 選定方針 (2) 重点対策区域の選定 (3) 重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度 (4) 重点対策区域 (5) 重点対策区域毎の対策方針とその内容 2. 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項 (1) 情報の共有 (2) 海岸清掃計画の策定 (3) 回収体制の確立 (4) コスト低減対策	第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 (1) 選定方針 (2) 重点対策区域の選定 (3) 重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度 (4) 重点対策区域 (5) 重点対策区域毎の対策方針とその内容 2. 回収に係る関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項 (1) 情報の共有 (2) 海岸清掃計画の策定 (3) 回収体制の確立 →海域操業者の漂流ごみ回収協力と市町村・県による適正処理の連携等による漂流ごみの回収体制を追記。 (4) コスト低減対策 【新設】4. 効果的な発生抑制対策に係る事項 →前段として、海岸漂着物等の対策を実施する上では、処理だけでなく、地域関係者の相互協力の上での効果的な発生抑制対策が必要であることを記載。 【移設】(1) 普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成 →現行の地域計画の「4. その他配慮すべき事項」から移設。 【新設】(2) 県内由来の海岸漂着物の発生抑制対策 →海岸漂着物の県内からの発生抑制対策として、官民が連携し、県民生活や事業活動から排出されるごみ削減の推進を記載。
---	---

4. その他配慮すべき事項 (1) 海岸漂着物等のモニタリング (2) 普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成 →改訂素案で新設の「5. 効果的な発生抑制対策に係る事項」へ移動する。 (3) 海岸清掃マニュアルの策定 (4) その他技術的知見等 5. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 (1) 沖縄県内部での連携 (2) 沖縄県・関係市町村間の連携 (3) 他県との連携 (4) 沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る検討の実施 別紙1 沖縄県海岸漂着物対策地域計画において選定した重点対策区域 別紙2 重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度の評価方法	【新設】(3) 地域内外や流域圏等を含んだ広域的なごみの発生抑制 →陸域から海域への発生状況の把握、官民が連携した措置、地域間の連携協力等を記載。 【新設】(4) 東アジア地域における相互協力、連携の推進 →県内の海岸では、越境した海岸漂着物が多くみられることから、東アジア各国の官民が連携した発生抑制対策の取組推進を記載。 5. その他配慮すべき事項 (1) 海岸漂着物等のモニタリング →平成21年の海岸漂着物処理推進法成立以後に沖縄県が実施してきた海岸漂着物のモニタリング調査、現存量調査を継続的に取組むことを追記。 (2) 海岸清掃マニュアルの策定 (3) その他技術的知見等 →様々な有害物質を吸着し易く、漂着後は比較的早期に劣化・分解しマイクロプラスチックとなる発泡スチロール類、加えて薄いビニール製品等は高い優先度をもって回収する方針を追記。 5. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 (1) 沖縄県内部での連携 (2) 沖縄県・関係市町村間の連携 (3) 他県との連携 (4) 沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る検討の実施 別紙1 沖縄県海岸漂着物対策地域計画において選定した重点対策区域 →重点対策区域に北大東村、南大東村の海岸を追加予定。 別紙2 重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度の評価方法
--	---

表 3.3-2 現行の沖縄県海岸漂着物対策地域計画と改定素案の主な変更・追記内容

章・項目 番号	沖縄県海岸漂着物対策地域計画（現行） 下線：見直しを検討した項目 赤取消し線：削除 斜体文字：移動	変更・追記内容 赤字：改定案あるいは改定方針を検討した部分
1 章 1.	沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 沖縄県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の規定による国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定する。 本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改訂等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。 第 1 章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 <u>1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯</u> 国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、我々にとって身近な存在であり、古来より我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。 しかしながら、近年、我が国の海岸には、海外由来のものを含む大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への被害等の深刻な問題が発生している。	沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 沖縄県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の規定による国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定する。 本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改訂等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。 第 1 章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯 国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、我々にとって身近な存在であり、古来より我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。 しかしながら、近年、我が国の海岸には、海外由来のものを含む大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への被害等の深刻な問題が発生している。

1 章 1.	海岸漂着物の対策については、これまでも地域住民、民間団体、非営利活動組織（以下「NPO 等」という。）、国や地方公共団体等の関係者において様々な取組がなされてきた。政府においては、海岸漂着物等に関する実効的な対策を検討する体制を整えるため、平成 18 年 4 月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」が設置され、関係省庁間で検討を行った結果を踏まえ、平成 19 年 3 月に、関係省庁が当面取り組むべき施策等について取りまとめがなされた。その後、当該取りまとめを踏まえ、関係省庁において各種の具体的な施策が進められてきたものの、海岸漂着物の問題をめぐっては、関係省庁を始めとする関係者の努力にもかかわらず、なお処理し切れない量と質の海岸漂着物が各地の海岸に流れ着いていること、海岸漂着物等の処理に関する体制のあり方が明確ではないこと、他の都道府県や周辺国に由来するものも多く、被害を受ける海岸を有する地方公共団体による対応だけでは必ずしも十分ではないこと等の課題があり、なお、依然として海岸を有する地域において重要な問題となっている。 海岸漂着物は、国内由来のものは山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであり、我々の日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡とも言え、また、海外由来のものが多くを占める地域もある。このため、我が国の美しい山河と豊かな海を守っていくためには、海岸を有する一部の地域だけでなく広範な国民や関係団体等が連携した取組が必要となっている。 このような状況を踏まえ、平成 21 年 7 月に海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「海岸漂着物処理推進法」が成立した。 今後の我が国における海岸漂着物対策は、海岸漂着物処理推進法の基本方針にのっとり、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、	海岸漂着物は、国内由来のものは山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであり、我々の日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡とも言え、また、海外由来のものが多くを占める地域もある。このため、我が国の美しい山河と豊かな海を守っていくためには、海岸を有する一部の地域だけでなく広範な国民や関係団体等が連携した取組が必要となっている。 このような状況を踏まえ、平成 21 年 7 月に海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「海岸漂着物処理推進法」が成立した。 【追記】海岸漂着物処理推進法に基づき、国は、海岸漂着物等の実態把握調査を行うほか、都道府県等が実施する海岸漂着物等の処理やその
--------	---	--

1 章 1.	各種の施策が総合的かつ効果的に推進されなければならない。	発生抑制のための取組に対して財政的な支援を行ってきた。また、漂流又は漂着した流木の回収、漁業者等による海域環境保全のための取組への支援などを行ってきており、これらの取組は、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生の抑制に寄与してきた。 しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約 10 年が経過した現在においても、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。以下同じ。）が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。 さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。 これらのことから、様々な国際連携の枠組みや国際会議等において、海洋ごみやマイクロプラスチック対策が取り上げられ、国際連携・協力の必要性の認識が高まっている。 このような状況を受け、平成 30 年 6 月に海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行された。
--------	---	---

1 章 2.	<u>2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況</u> 沖縄県は、49 の有人島を含む 160 の島嶼からなる日本唯一の離島県であり、県全体で約 2,027 kmの海岸線延長（全国第 4 位）を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を呈している。しかしながら、県内の多くの島々には主に海外から大量のごみが漂着し続けており、海岸漂着物は、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の重要産業でもある観光にも影響を与えかねない深刻な問題となっている。 海岸漂着物対策としては、発生源対策のほか、繰り返し漂着するごみを回収・処理するという清掃活動が必要である。 海岸漂着物処理推進法では、海岸管理者はその管理する海岸の土地において海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならないとされている。しかしながら、実際には海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状であり、回収ボランティアや地域の多様な関係機関の協力・参画が必要であるのに加え、回収処理に係る費用の確保も大きな課題となっている。特に人口の少ない離島では、回収作業	2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況 沖縄県は、37 の有人島を含む 160 の島々からなる日本唯一の島しょ県であり、県全体で約 2,027 kmの海岸線延長（全国第 4 位）を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を呈している。しかしながら、県内の多くの島々には主に海外から大量のごみが漂着し続けており、海岸漂着物は、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の重要産業でもある観光にも影響を与えかねない深刻な問題となっている。 【追記】海岸漂着物処理推進法の成立以後、約 10 年に亘り沖縄県が独自に実施してきた海岸漂着物に係る様々な調査研究によれば、県内全域の海岸には年間で約 26,000m³（約 3,000t）が漂着しており、これらは海岸清掃や台風等の荒天による消長等を経るものの、平成 29 年度～平成 30 年度に沖縄県が実施した調査によると、約 7,000m³が現存している状況にある。また、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに混入あるいは付着している有害物質が海岸動植物等の生態系へ影響を及ぼしていることも明らかになってきている。※参考資料 1・3 海岸漂着物対策としては、発生源対策のほか、繰り返し漂着するごみを回収・処理するという清掃活動が必要である。 海岸漂着物処理推進法では、海岸管理者はその管理する海岸の土地において海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならないとされている。しかしながら、実際には海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状であり、回収ボランティアや地域の多様な関係機関の協力・参画が必要であるのに加え、回収処理に係る費用の確保も大きな課題となっている。特に人口の少ない離島では、回収作業
--------	---	---

1 章 2.	に係る人材の確保が難しく、更には島内に十分な処理施設が無いため遠方の処理施設へ海上運搬する費用も必要になる等、対策は更に困難な状況となっている。	に係る人材の確保が難しく、更には島内に十分な処理施設が無いため遠方の処理施設へ海上運搬する費用も必要になる等、対策は更に困難な状況となっている。
1 章 3.	<u>3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性</u> 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的とする。 海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵みを受けられるよう、海岸の多様な環境（良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等）が総合的に「保全」・「再生」されることを旨として行われることが必要である。	3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的とする。 海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵みを受けられるよう、海岸の多様な環境（良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等）が総合的に「保全」・「再生」されることを旨として行われることが必要である。 【追記】また、県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、県内と海外の両方に由来している。 県内由来の海岸漂着物等については、海岸を有する地域にとどまらず、内陸部から沿岸部へとつながる水の流れ等を通じて海岸に漂着等したものを含むため、河川を取り巻く流域圏といった内陸地域と沿岸地域が一体となり、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要である。 また、海外由来の海岸漂着物は、沖縄県が過年度に実施した実態調査によると、離島地域や市街地から離れた地域においてその割合が高く、近年は東南アジア地域由来の物もみられるが、東アジア地域で製造されたものが主体である。東アジア各国から県内の海岸に漂着する物がある一方で、県内から流出したものが海域を漂流、そして他地域の海岸に漂

1 章 3.	これらの視点を踏まえた上で、今後の海岸漂着物対策の推進に関する基本的な考え方は以下のとおりである。 なお、海岸漂着物処理推進法では、政府は海岸漂着物対策を推進するための必要な財政上の措置を講じなければならないとされている。これらの海岸漂着物対策を推進するため、積極的に国への財政措置を要請する必要がある。 （１）海岸漂着物等の円滑な処理 大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸の清潔の保持に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の円滑な処理を進めることによって海岸の清潔の保持を図ることが必要である。また、海岸漂着物等を処理することは、海岸の清潔の保持に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止により海洋環境の保全にも資することにかんがみ、状況	着することから、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。※参考資料 1・3 また、昨今国際的な課題となっているマイクロプラスチックについては、沖縄県の調査により、県内海岸にも多く存在し、海岸生態系へ影響を及ぼしていることも明らかになってきている。マイクロプラスチックは微細であり、その回収・処分が困難であることから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底、海岸漂着物等となったプラスチック類がマイクロプラスチックとなる前に円滑に回収し処理すること、県民生活のみならず経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、分別回収・リサイクルの促進等による廃プラスチック類の減量、廃プラスチック類の適正な処理を図ることが必要である。※資料 4・参考資料 1・3 これらの視点を踏まえた上で、今後の海岸漂着物対策の推進に関する基本的な考え方は以下のとおりである。 なお、海岸漂着物処理推進法では、国は海岸漂着物対策を推進するための必要な財政上の措置を講じなければならないとされている。これらの海岸漂着物対策を推進するため、積極的に国への財政措置を要請する必要がある。 （１）海岸漂着物等の円滑な処理 大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸の清潔の保持に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の円滑な処理を進めることによって海岸の清潔の保持を図ることが必要である。また、海岸漂着物等を処理することは、海岸の清潔の保持に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止により海洋環境の保全にも資することから、状況に応じ
---------------	--	---

1 章 3.	に応じた機動的な処理に努めることが重要である。 このような観点から、沖縄県では、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、以下に示す海岸管理者等の処理の責任や市町村の協力義務等の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図るものとする。 ① 海岸管理者等の処理の責任等 ア 海岸管理者等の処理の責任 海岸管理者等は、管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとする。その際には、海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担のもと実施するものとする。 また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者・管理者は、その占有・管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めるものとする。 イ 市町村の協力義務 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者・管理者に協力するものとする。 海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図ることとする。市町村の協力とは、例えば、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の処理施設において処分すること等が挙げられる。	た機動的な処理に努めることが重要である。 このような観点から、沖縄県では、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、以下に示す海岸管理者等の処理の責任や市町村の協力義務等の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図るものとする。 ① 海岸管理者等の処理の責任等 ア 海岸管理者等の処理の責任 海岸管理者等は、管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとする。その際には、海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担のもと実施するものとする。 また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者・管理者は、その占有・管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めるものとする。 イ 市町村の協力義務 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者・管理者に協力するものとする。 海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図ることとする。市町村の協力とは、例えば、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の処理施設において処分すること等が挙げられる。
--------	---	--

1 章 3.	② 市町村の要請 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請できるものとする。 市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。 ③ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の適用関係 回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬、処分を行うものとする。 また、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、引き続き、廃掃法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。また、船舶から流出した石油類や有害液体物質については、引き続き、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。 イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等	② 市町村の要請 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請できるものとする。 市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。 ③ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の適用関係 回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬、処分を行うものとする。 また、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、引き続き、廃掃法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。また、船舶から流出した石油類や有害液体物質については、引き続き、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。 イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等
--------	--	--

1 章 3.	沖縄県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合、例えば、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、沖縄県が緊急的に国の災害関連制度を活用する必要がある場合等、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、技術的助言その他の協力を求めるものとする。 ウ 沖縄県による援助 沖縄県は、県内の各地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をするものとする。 市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、沖縄県は、海岸管理者等への援助の一環として、当該市町村に対してもこれを行うものとする。 エ 廃棄物処理施設の整備の促進 沖縄県は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な措置を講ずるものとする。特に廃棄物処理施設が十分でない離島地域等においては、運搬ルートの合理化など効率的な処理体制の構築を図るとともに、必要に応じて国の支援を受けた上で、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処分を行うために必要な廃棄物処理施設の	沖縄県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合、例えば、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、沖縄県が緊急的に国の災害関連制度を活用する必要がある場合等、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、技術的助言その他の協力を求めるものとする。 ウ 沖縄県による援助 沖縄県は、県内の各地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をするものとする。 市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、沖縄県は、海岸管理者等への援助の一環として、当該市町村に対してもこれを行うものとする。 エ 廃棄物処理施設の整備の促進 沖縄県は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な措置を講ずるものとする。特に廃棄物処理施設が十分でない離島地域等においては、運搬ルートの合理化など効率的な処理体制の構築を図るとともに、必要に応じて国の支援を受けた上で、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処分を行うために必要な廃棄物処理施設の
---------------	--	--

1 章 3.	整備を促進するものとする。 (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 海岸漂着物の問題の解決を図るためには、海岸漂着物等の処理の推進に加えて、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。 ① 3Rの推進による循環型社会の形成 海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが含まれており、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには海岸漂着物等となるごみ等の排出抑制に努めることが重要である。 沖縄県では、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施や、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進により、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処分を確保し、県内における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直すことでいわゆる循環型社会の実現を図るよう努めるものとする。	整備を促進するものとする。 (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 海岸漂着物の問題の解決を図るためには、海岸漂着物等の処理の推進に加えて、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。 ① 3Rの推進による循環型社会の形成 海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが含まれており、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには海岸漂着物等となるごみ等の排出抑制に努めることが重要である。 沖縄県では、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施や、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進により、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処分を確保し、県内における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直すことでいわゆる循環型社会の実現を図るよう努めるものとする。 【追記】特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散することから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り、分別、
--------	---	---

1 章 3.	② 発生の状況及び原因に関する実態把握 海岸漂着物等の発生実態には未解明の部分が多い。海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を的確に企画・実施するためには、その発生実態を可能な限り把握することが必要である。 沖縄県は、海岸漂着物等の発生状況、発生原因の実態を把握するため、	リサイクル等が行われるよう取組を推進する。 【新設】② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制 県内の海岸では、長期間回収されずに放置された海岸漂着物等のプラスチック類が劣化してマイクロプラスチックとなっており、その一部が海域へ流出している可能性が示唆されている。したがって、漂着したプラスチック類が迅速に回収されるよう取組を推進する。 また、事業者によるマイクロプラスチック対策については、使用後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される洗顔料等のスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止の呼びかけや樹脂ペレットの漏出防止の取組等、我が国の産業界による自主的な取組が進められているところであり、引き続き、マイクロプラスチックの使用の抑制に努める。また、プラスチック原料・製品の製造、輸入、流通工程を始め、サプライチェーン全体を通じて、ペレット等の飛散・流出防止の徹底に努める。更には、事業活動においてプラスチック原料等が廃棄物等となることを抑制することや循環的な利用が行われていない循環資源について自らの責任において適正に処分すること等により、廃プラスチック類の排出が抑制され、海域へ流出することのないよう努める。 ③ 発生の状況及び原因に関する実態把握 【新設】ア 海岸漂着物等に係る実態把握等 海岸漂着物等の発生実態には未解明の部分が多い。海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を的確に企画・実施するためには、その発生実態を可能な限り把握することが必要である。 沖縄県は、海岸漂着物等の発生状況、発生原因の実態を把握するため、
--------	---	--

1 章 3.	定期的に調査を行うよう努め、得られたデータや把握した状況について、関係者間で情報を共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して積極的に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発を図るよう努めるものとする。また、海岸漂着物等の実態については、NPO 等その他の民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、沖縄県はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に活用するよう努めるものとする。 ③ ごみ等の適正な処理等の推進 海岸漂着物には、生活系のごみや漁業等の事業活動に利用され不要となった用具等が散見されることから（生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されない場合、その一部が水域を経て海岸漂着物となるおそれがあるため）、これらを廃棄物として適正に処分	定期的に調査を行うよう努め、得られたデータや把握した状況について、関係者間で情報を共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して積極的に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発を図るよう努めるものとする。また、海岸漂着物等の実態については、地域住民、非営利活動組織（以下「NPO 等」という。）やその他の民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、沖縄県はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に活用するよう努めるものとする。 【新設】イ マイクロプラスチックに係る実態把握等 マイクロプラスチックについては、沖縄県が過年度に実施した実態調査により、県内海岸に多く存在すること、海岸生態系へ影響を及ぼしていることも明らかになってきているが、未だに未解明の部分も多く、更なる調査研究が必要である。 このため、県は、マイクロプラスチックの海岸や海域、河川等の公共の水域における分布実態や、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進する。また、得られた最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、発生抑制のための施策の在り方を検討し、必要な措置を講ずるものとする。※資料 4・参考資料 3 ④ ごみ等の適正な処理等の推進 海岸漂着物には、生活系のごみや漁業等の事業活動に利用され不要となった用具等が散見されることから（生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されない場合、その一部が水域を経て海岸漂着物となるおそれがあるため）、これらを廃棄物として適正に処分
--------	--	---

1 章 3.	することは、ひいては海岸漂着物等の発生の抑制にも資すると考えられる。 県民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴って自ら排出するごみ等の排出抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組に努め、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。 ④ ごみ等の投棄の防止等 ごみ等の投棄については廃掃法等に基づく規制によって対応されるべきものであり、沖縄県は、不法投棄に関する規制の適切かつ着実な執行に努めるものとする。 海岸漂着物等は、生活系ごみをはじめ身近な散乱ごみに起因するものも含まれており、これらは山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するため、海岸を有する地域だけではなく、広く各界各層の県民が海岸漂着物問題への認識を深め、ごみ等の投棄を行わないことが重要である。また、事業者は自らに加え一般消費者等に対する啓発に努める必要がある。加えて、海岸漂着物等には、船舶の航行に伴い生ずるものも含まれているとの指摘があることから、船舶所有者への海岸漂着物問題の周知や、ごみ等の海上投棄の防止措置も進める必要がある。 沖縄県は、廃掃法や海洋汚染防止法等に基づく規制と併せて、ごみ等の投棄の防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」によるごみ散乱防止	することは、ひいては海岸漂着物等の発生の抑制にも資すると考えられる。 県民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴って自ら排出するごみ等の排出抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組に努め、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。 ⑤ ごみ等の投棄の防止、県民の意識の高揚とモラルの向上 ごみ等の投棄については、廃掃法等に基づく規制によって対応されるべきものであり、不法投棄・ポイ捨てに関する規制の適切かつ着実な執行に努めることが求められる。 海岸漂着物等は、生活系ごみをはじめ身近な散乱ごみに起因するものも含まれており、これらは内陸から沿岸地域へとつながる水の流れ等を通じて発生するため、海岸を有する地域だけではなく、広く各界各層の県民が海岸漂着物問題への認識を深め、ごみ等の投棄を行わないことが重要である。また、事業者は自らに加え一般消費者等に対する啓発に努める必要がある。加えて、海岸漂着物等には、船舶の航行に伴い生ずるものも含まれているとの指摘があることから、船舶所有者への海岸漂着物問題の周知や、ごみ等の海上投棄の防止措置も進める必要がある。 沖縄県は、廃掃法や海洋汚染防止法等に基づく規制と併せて、ごみ等の投棄の防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」によるごみ散乱防止
--------	--	--

1 章 3.	啓発活動等の普及啓発や環境教育の推進を通じて県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図り、また市町村と連携して、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めるものとする。 ⑤ ごみ等の水域等への流出防止 海岸漂着物等には森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域又は海域に流出したもの（流木等の自然由来のものも含む。）も含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、これらのものの水域等への流出防止を図ることが重要である。 県民又は事業者は、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。 沖縄県は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。更には、沖縄県における他の管理・保全事業と連携した効率的な排出抑制を図ることも必要である。 あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、一時的な	啓発活動等の普及啓発や環境教育を推進する。【追記】特に、県民に対しては、海岸漂着物等の実態や不法投棄・ポイ捨てが海洋汚染を引き起こすこと、海洋プラスチックごみは、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散すること、廃プラスチック類が劣化しマイクロプラスチックとなって海洋に流出した場合に、生態系に影響を及ぼすおそれがあること等の問題の正しい理解を促すことにより、発生抑制の呼びかけを効果的に進めることが求められる。 ※資料 4 また、県・市町村・NPO 等民間団体等が適宜連携・協力した上で、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制と早期発見に努める。 ⑥ ごみ等の水域等への流出防止 海岸漂着物等には森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域又は海域に流出したもの（流木等の自然由来のものも含む。）も含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、これらのものの水域等への流出防止を図ることが重要である。 県民又は事業者は、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。 沖縄県は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。更には、沖縄県における他の管理・保全事業と連携した効率的な排出抑制を図ることも必要である。 あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、一時的な
---------------	--	--

1 章 3.	事業活動（イベントの開催、露店の営業等）その他の活動を行う者に対し、器材等の適切な管理や処分等に関する必要な要請を行うことを通じてごみ等の排出の防止に努めることが必要である。 ⑥ 地域外からの海岸漂着物に対する連携 沖縄県知事は、海岸漂着物の一部が他の区域（周辺国・他の都道府県・市町村等）から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該区域に対して海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求めることとする。 （3）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 海岸漂着物の対策に関しては、国・地方公共団体の他、意欲ある県民や民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的な取組に努めること、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。 ① 県民、民間団体等の積極的な参画の促進 海岸漂着物は、国内外から発生するものであり、海岸漂着物問題は海岸を有する地域だけでなく、広範な県民による協力が不可欠である。 沖縄県は、海岸漂着物等の問題や処理等に対する県民の意識の高揚を図り、県民や民間団体による自主的・積極的な取組や、地域の多様な主体の連携・協力を促進するため、普及啓発等の施策を講じるよう努めるものとする。 ② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保	事業活動（イベントの開催、露店の営業等）その他の活動を行う者に対し、器材等の適切な管理や処分等に関する必要な要請を行うことを通じてごみ等の排出の防止に努めることが必要である。 ⑦ 地域外からの海岸漂着物に対する連携 沖縄県知事は、海岸漂着物の一部が他の区域（周辺国・他の都道府県・市町村等）から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該区域に対してその発生抑制等に関して協力を求めることとする。 （3）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 海岸漂着物の対策に関しては、国・地方公共団体の他、意欲ある県民や民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的な取組に努めること、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。 ① 県民、民間団体等の積極的な参画の促進 海岸漂着物は、国内外から発生するものであり、海岸漂着物問題は海岸を有する地域だけでなく、広範な県民による協力が不可欠である。 沖縄県は、海岸漂着物等の問題や処理等に対する県民の意識の高揚を図り、県民や民間団体による自主的・積極的な取組や、地域の多様な主体の連携・協力を促進するため、普及啓発等の施策を講じるよう努めるものとする。 ② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保
---------------	---	---

1 章 3.	県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に基づいて自発的な意思のもとに海岸漂着物への取組に参加することを基本とする。このような自発的な意志が、民間団体等が活動を開始し、継続する動機（駆動力）となるものであるため、沖縄県との連携に際しては、その自発性・主体性が尊重されなければならない。 また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に、自発的な意欲をもって活動に参画し、相互に連携していくためには、当事者の公正性や透明性の確保が必要である。沖縄県はこの点に留意し、多様な主体による継続的な活動への参画が保たれるよう配慮しつつ、施策を進めるものとする。 ③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援 ア 民間団体等の知見等の活用と緊密な連携 民間団体等は、海岸漂着物等の処理等において自ら活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発活動等への参画を通じて地域の各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を担うことによって、重要な役割を果たすことが期待される。 沖縄県においては、これらの団体が自らの活動により海岸漂着物対策に関する豊富な経験と知識、関係者による幅広いネットワーク、海岸清掃のノウハウ等を持ち合わせていることを重視し、これらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮すると共に、これらの団体との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、更には民間団体等による活動の充実に向けた支援（財政上の配慮、技術的助言等）に努めるものとする。	県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に基づいて自発的な意思のもとに海岸漂着物への取組に参加することを基本とする。このような自発的な意志が、民間団体等が活動を開始し、継続する動機（駆動力）となるものであるため、沖縄県との連携に際しては、その自発性・主体性が尊重されなければならない。 また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に、自発的な意欲をもって活動に参画し、相互に連携していくためには、当事者の公正性や透明性の確保が必要である。沖縄県はこの点に留意し、多様な主体による継続的な活動への参画が保たれるよう配慮しつつ、施策を進めるものとする。 ③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援 ア 民間団体等の知見等の活用と緊密な連携 民間団体等は、海岸漂着物等の処理等において自ら活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発活動等への参画を通じて地域の各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を担うことによって、重要な役割を果たすことが期待される。 沖縄県においては、これらの団体が自らの活動により海岸漂着物対策に関する豊富な経験と知識、関係者による幅広いネットワーク、海岸清掃のノウハウ等を持ち合わせていることを重視し、これらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮すると共に、これらの団体との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、更には民間団体等による活動の充実に向けた支援（財政上の配慮、技術的助言等）に努めるものとする。
--------	---	---

1 章 3.	イ 民間団体等の活動における安全性の確保 海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等をはじめ危険物が含まれているため、回収を行う主体の安全確保が必要である。 このため、沖縄県は、民間団体等への支援に際し、知識の普及や助言を行うこと等により、その活動の安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めるものとする。 (4) 国際協力の推進 海岸漂着物は国境を越えて国外からも漂着することから、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られるよう取組が推進されるべきである。 沖縄県では、海外由来の海岸漂着物が多くみられることから、その漂着状況について地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体の関係者が協力し、海岸漂着物のモニタリング等を行うと共に、その情報を発信するよう努めることとし、国と関係国との協調や国際協力による対策の推進に協力するものとする。 (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項 ① 環境教育及び普及啓発 海岸漂着物対策を実施する上では、各界各層の県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な取組を促進するべきである。 沖縄県は、環境教育の推進に必要な施策（環境保全等に関する教育や学習の振興等）を講ずること、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を図るとともに、自発的な美化活動を促進するものとする。更	イ 民間団体等の活動における安全性の確保 海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等をはじめ危険物が含まれているため、回収を行う主体の安全確保が必要である。 このため、沖縄県は、民間団体等への支援に際し、知識の普及や助言を行うこと等により、その活動の安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めるものとする。 (4) 国際協力の推進 海岸漂着物は国境を越えて国外からも漂着することから、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られるよう取組が推進されるべきである。 沖縄県では、海外由来の海岸漂着物が多くみられることから、その漂着状況について地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体の関係者が協力し、海岸漂着物のモニタリング等を行うと共に、その情報を発信するよう努めることとし、国と関係国との協調や国際協力による対策の推進に協力するものとする。 (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項 ① 環境教育及び普及啓発 海岸漂着物対策を実施する上では、各界各層の県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な取組を促進するべきである。 沖縄県は、環境教育の推進に必要な施策（環境保全等に関する教育や学習の振興等）を講ずること、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を図るとともに、自発的な美化活動を促進するものとする。更
--------	--	--

1 章 3.	には、NPO 等その他の民間団体等が自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っていることから、沖縄県は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努めるものとする。 ② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用と将来の対策を担う人材の育成 海岸漂着物処理推進法に規定されている海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等は、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。 このため、沖縄県では、普及啓発や関係者の連携の確保に際して、海岸漂着物処理推進法の規定により県知事が指定した海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用を図るものとする。 また、沖縄県では、海岸漂着物の対策は長期的な展望に立ち、将来を見据えた体制づくりも重要と考えられることから、県内において地域住民、民間団体、行政機関、学校教育機関等を対象として、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進していくものとする。 ③ 技術開発、調査研究の推進 ア 効率的・効果的な回収方法 海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、効率的・効果的な回収を行うことが必要である。特に離島等においては海岸への機材等の搬入や海岸漂着物等の運搬が困難な場合もある。 このため、沖縄県では、離島等における海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ、海岸漂着物等の効率的・効果的な回収に向けた手	には、NPO 等その他の民間団体等が自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っていることから、沖縄県は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努めるものとする。 ② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用と将来の対策を担う人材の育成 海岸漂着物処理推進法に規定されている海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等は、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。 このため、沖縄県では、普及啓発や関係者の連携の確保に際して、海岸漂着物処理推進法の規定により県知事が指定した海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用を図るものとする。 また、沖縄県では、海岸漂着物の対策は長期的な展望に立ち、将来を見据えた体制づくりも重要と考えられることから、県内において地域住民、民間団体、行政機関、学校教育機関等を対象として、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進していくものとする。 ③ 技術開発、調査研究の推進 ア 効率的・効果的な回収方法 海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、効率的・効果的な回収を行うことが必要である。特に離島等においては海岸への機材等の搬入や海岸漂着物等の運搬が困難な場合もある。 このため、沖縄県では、離島等における海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ、海岸漂着物等の効率的・効果的な回収に向けた手
--------	--	--

1 章 3.	法の調査研究を推進するよう努めるものとする。 イ 海洋漂着物等の処理等に関する技術 海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、その多様な性質や態様等に即した適切な方法が求められるため、技術開発の果たす役割は大きい。また、海岸漂着物等の効率的な処理や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは、海岸漂着物等の処理施設や処理費用等の対応が十分でない離島等においては、対策を進める上で大きな利点となると考えられる。 このため、沖縄県は多様な物質を含む海岸漂着物等について、適正かつ効率的な処理技術や、循環型社会にふさわしいリサイクル技術に関する調査研究の推進に努めるものとする。	法の調査研究を推進するよう努めるものとする。 イ 海洋漂着物等の処理等に関する技術 海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、その多様な性質や態様等に即した適切な方法が求められるため、技術開発の果たす役割は大きい。また、海岸漂着物等の効率的な処理や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは、海岸漂着物等の処理施設や処理費用等の対応が十分でない離島等においては、対策を進める上で大きな利点となると考えられる。 このため、沖縄県は多様な物質を含む海岸漂着物等について、適正かつ効率的な処理技術や、循環型社会にふさわしいリサイクル技術に関する調査研究の推進に努めるものとする。
--------	---	---

2 章	第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 沖縄県における地域計画は、政府が海岸漂着物処理推進法により定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、同法第十四条の規定、及び「琉球諸島沿岸 海岸保全基本計画（沖縄県・平成15年4月）」、「沖縄県環境基本計画（平成15年4月）」及び「沖縄県観光振興基本計画（平成14年5月）」等の方針に沿って沖縄県が作成するものである。	第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 沖縄県における地域計画は、政府が海岸漂着物処理推進法により定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、同法第十四条の規定、及び「琉球諸島沿岸 海岸保全基本計画」、「沖縄県環境基本計画」及び「沖縄県観光振興基本計画」等の方針に沿って沖縄県が作成するものである。
2 章 1.	1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 （1）選定方針 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点対策区域」とする）は、海岸漂着物の量と質、漂着状況に加え、対象区域の自然環境（環境保全の観点からみた特徴、地形の特徴等）、社会環境（海岸漂着物を与える観光への影響、海岸清掃活動の状況等）等の情報を収集整理し十分検討した上で、海岸あるいは区域毎に重点対策の必要性に関する評価を実施し、選定する。なお、選定基準は、地域の特性や多様な地域関係者からの意見を踏まえて検討するものとする。 （2）重点対策区域の選定 県内の各地域・島毎に、海岸の地形的条件やごみ漂着条件等を勘案し、海岸漂着物の被害が想定される区域を設定する。 （3）重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度 海岸漂着物対策実施における優先度を決定するにあたっては、県内を	1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 （1）選定方針 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点対策区域」とする）は、海岸漂着物の量と質、漂着状況に加え、対象区域の自然環境（環境保全の観点からみた特徴、地形の特徴等）、社会環境（海岸漂着物を与える観光への影響、海岸清掃活動の状況等）等の情報を収集整理し十分検討した上で、海岸あるいは区域毎に重点対策の必要性に関する評価を実施し、選定する。なお、選定基準は、地域の特性や多様な地域関係者からの意見を踏まえて検討するものとする。 （2）重点対策区域の選定 県内の各地域・島毎に、海岸の地形的条件やごみ漂着条件等を勘案し、海岸漂着物の被害が想定される区域を設定する。 （3）重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度 海岸漂着物対策実施における優先度を決定するにあたっては、県内を

2 章 1.	4 つの地域に区分し、それぞれの地域特性に応じた対策の基本方針を策定し、地域毎に個別の視点をもって、特に下記の事項に配慮して選定するものとする。また、対策の優先度の評価方法については、別紙 2 に示す。 ① 沖縄本島地域 本地域は、ボランティア清掃活動が盛んであり、県内においては処理能力の点で比較的施設の充実が図られている一方で、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在している。また、一部海岸では地域住民の生活及び生産活動に起因する海岸漂着物が顕著であるとの指摘がなされている。したがって、これらの問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ② 本島周辺の離島地域 本地域の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市町村及び地元自治会等に限られ、活動の実施機会が限られている。また、回収した海岸漂着ゴミを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理に係る委託費の予算確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ③ 宮古諸島地域 本地域は、宮古島では市の廃棄物処理施設の充実が図られてきているものの、海岸漂着物の受入れという点からは未だに十分とはいえないこと、地域の海岸清掃活動には限界があり、清掃活動が盛んな海岸とあま	4 つの地域に区分し、それぞれの地域特性に応じた対策の基本方針を策定し、地域毎に個別の視点をもって、特に下記の事項に配慮して選定するものとする。また、対策の優先度の評価方法については、別紙 2 に示す。 ① 沖縄本島地域 本地域は、ボランティア清掃活動が盛んであり、県内においては処理能力の点で比較的施設の充実が図られている一方で、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在している。また、一部海岸では地域住民の生活及び生産活動に起因する海岸漂着物が顕著であるとの指摘がなされている。したがって、これらの問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ② 本島周辺の離島地域 本地域の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市町村及び地元自治会等に限られ、活動の実施機会が限られている。また、回収した海岸漂着ゴミを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理に係る委託費の予算確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ③ 宮古諸島地域 本地域は、宮古島では市の廃棄物処理施設の充実が図られてきており、ボランティア清掃活動が拡がりつつあるものの、地域の海岸清掃活動には限界があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が
--------	--	---

2 章 1.	り清掃されていない海岸が存在するという問題がある。また、他の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理に係る委託費の予算確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ④ 八重山諸島地域 本地域は、石垣島ではボランティア清掃活動が盛んであるものの、その活動には限界があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在することと、市の廃棄物処理施設の能力は、海岸漂着物の受入れという点からは必ずしも十分とはいえず、処理しきれない場合は業者委託による運搬処理が必要となり、その費用負担が必要となる等の問題がある。また、石垣市以外の地域では、人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理に係る委託費の予算確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 (4) 重点対策区域 重点対策区域を別紙 1 に示す。	存在するという問題がある。また、他の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理に係る委託費の予算確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ④ 八重山諸島地域 本地域は、石垣島ではボランティア清掃活動が盛んであるものの、その活動には地域差があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在することと、市の廃棄物処理施設の能力は、海岸漂着物の受入れという点からは必ずしも十分とはいえず、処理しきれない場合は業者委託による運搬処理が必要となり、その費用負担が必要となる等の問題がある。また、石垣市以外の地域では、人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理に係る委託費の予算確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 (4) 重点対策区域 重点対策区域を別紙 1 に示す。
---------------	---	--

2 章 1.	(5) 重点対策区域毎の対策方針とその内容 選定された重点対策区域については、それぞれの対策方針とその内容の検討を行った上で対策事業を実施するものとし、資料に示す。	(5) 重点対策区域毎の対策方針とその内容 選定された重点対策区域については、それぞれの対策方針とその内容の検討を行った上で対策事業を実施するものとし、資料に示す。
2 章 2.	2. 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 地域の関係者の役割分担及び相互協力のあり方については、対象地域における海岸漂着物被害の状況と対策に係る課題等を把握し、海岸漂着物処理推進法や沖縄県海岸保全計画等の方針を踏まえて検討する。 ここで目的とするのは、地域関係者による地域の事情に見合った体制づくりである。そのためには官民相互協力における役割分担や、他の活動との連携による地域全体の活性化、効率的・効果的な望ましい海岸清掃体制の確立等を実現するための具体的な施策が必要である。 既に沖縄県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施されているが、課題も多く残されていることを踏まえると、関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制づくりにあたっては、以下に列記する点を考慮しなければならない。 ・海岸漂着物等の回収には、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。 ・行政は、管理する海岸の清潔の保持に努めるとともに、清掃用具の提供や回収ごみの処理等、地域の海岸清掃活動を支援する必要がある。 ・海岸清掃活動に熱心なボランティア団体等では、自らの活動により海岸漂着物対策に関する豊富な経験と知識、ノウハウ等を持ち合わせていることから、行政はこれらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮するとともに、これらの民間団体等と相互に協力し、	2. 回収に係る関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 地域の関係者の役割分担及び相互協力のあり方については、対象地域における海岸漂着物被害の状況と対策に係る課題等を把握し、海岸漂着物処理推進法や沖縄県海岸保全計画等の方針を踏まえて検討する。 ここで目的とするのは、地域関係者による地域の事情に見合った体制づくりである。そのためには官民相互協力における役割分担や、他の活動との連携による地域全体の活性化、効率的・効果的な望ましい海岸清掃体制の確立等を実現するための具体的な施策が必要である。 既に沖縄県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施されているが、課題も多く残されていることを踏まえると、関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制づくりにあたっては、以下に列記する点を考慮しなければならない。 ・海岸漂着物等の回収には、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。 ・行政は、管理する海岸の清潔の保持に努めるとともに、清掃用具の提供や回収ごみの処理等、地域の海岸清掃活動を支援する必要がある。 ・海岸清掃活動に熱心なボランティア団体等では、自らの活動により海岸漂着物対策に関する豊富な経験と知識、ノウハウ等を持ち合わせていることから、行政はこれらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮するとともに、これらの民間団体等と相互に協力し、

2 章 2.	情報を共有して、良好な関係を築くことが重要である。 ・地域関係者の連絡調整のネットワークや組織が必要であり、県内各地域に係るものについては地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者が協力し、また、県内全域に係るものについては沖縄県が推進するものとする。 ・ボランティア団体における清掃資材の確保や回収したごみの処理（特に費用、処分方法）等に大きな課題が残されている地域では、関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う国の財政措置を要請する必要がある。	情報を共有して、良好な関係を築くことが重要である。 ・地域関係者の連絡調整のネットワークや組織が必要であり、県内各地域に係るものについては地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者が協力し、また、県内全域に係るものについては沖縄県が推進するものとする。 ・ボランティア団体における清掃資材の確保や回収したごみの処理（特に費用、処分方法）等に大きな課題が残されている地域では、関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う国の財政措置を要請する必要がある。
2 章 3.	3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項 沖縄県内における望ましい海岸清掃体制は、前節の考え方により地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の役割分担を整理した上で、「情報の共有」「清掃計画策定」「回収体制の確立」「コスト削減対策」の4つの方向性を持った上で構築するものとする。 （1）情報の共有 海岸清掃の体制を整備するにあたり、最も重要であり基礎となるのは、海岸漂着物等に係る様々な情報を収集・整理し、地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者全体でその情報を共有することである。 情報を共有するにあたっては、行政機関が構築する連絡体制や地域関係者による情報ネットワーク、あわせてインターネットやマスコミ等を有効に活用することを前提として、関係者全体の協力の基で情報を効率的かつ適切に集約・整理し、更には延滞なくその情報を公表できる体制の構築を目指すものとする。	3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項 沖縄県内における望ましい海岸清掃体制は、前節の考え方により地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の役割分担を整理した上で、「情報の共有」「清掃計画策定」「回収体制の確立」「コスト削減対策」の4つの方向性を持った上で構築するものとする。 （1）情報の共有 海岸清掃の体制を整備するにあたり、最も重要であり基礎となるのは、海岸漂着物等に係る様々な情報を収集・整理し、地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者全体でその情報を共有することである。 情報を共有するにあたっては、行政機関が構築する連絡体制や地域関係者による情報ネットワーク、あわせてインターネットやマスコミ等を有効に活用することを前提として、関係者全体の協力の基で情報を効率的かつ適切に集約・整理し、更には延滞なくその情報を公表できる体制の構築を目指すものとする。

2章 3.	海岸漂着物等に係る様々な情報のうち、特にその共有に努めるべき事項等は、以下に列記する点である。 ・各海岸における海岸漂着物等の漂着量や被害の状況 ・海岸清掃の実施に係る情報 ・海岸清掃方法や運搬処理に係る情報 ・行政が実施する海岸漂着物等の対策に係る情報 ・海岸漂着物等の対策に係る普及啓発、環境教育に係る情報 なお、より効率的・効果的な情報の共有を進めるため、沖縄県及び地域関係者は、必要に応じて地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者による協議の場を設けるものとする。 <u>（２）海岸清掃計画の策定</u> 効率的・効果的な海岸漂着物対策を進めるために必要と認められる場合には、沖縄県が中心となり、地域毎等に、海岸清掃計画（年度計画）の策定に努めるものとする。 海岸清掃計画を策定するにあたっては、ごみの漂着状況、国や県による対策事業や調査の実施状況、海岸漂着物の回収に係る海岸区分（国や県の予算措置による清掃実施が望ましい海岸、行政機関の例年予算により清掃を実施する海岸、地域住民やボランティア団体等の清掃の実績のある海岸、新たに清掃の実施が望まれる海岸等の区分）等の情報を整理した上で、地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある。 市町村は、沖縄県等の策定した海岸清掃計画を推進するため、地域の関係者の意見を踏まえた上で、清掃体制の整備計画を策定するよう努め	海岸漂着物等に係る様々な情報のうち、特にその共有に努めるべき事項等は、以下に列記する点である。 ・各海岸における海岸漂着物等の漂着量や被害の状況 ・海岸清掃の実施に係る情報 ・海岸清掃方法や運搬処理に係る情報 ・行政が実施する海岸漂着物等の対策に係る情報 ・海岸漂着物等の対策に係る普及啓発、環境教育に係る情報 なお、より効率的・効果的な情報の共有を進めるため、沖縄県及び地域関係者は、必要に応じて地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者による協議の場を設けるものとする。 <u>（２）海岸清掃計画の策定</u> 効率的・効果的な海岸漂着物対策を進めるために必要と認められる場合には、沖縄県が中心となり、地域毎等に、海岸清掃計画（年度計画）の策定に努めるものとする。 海岸清掃計画を策定するにあたっては、ごみの漂着状況と海岸生態系等への被害状況、国や県による対策事業や調査の実施状況、海岸漂着物の回収に係る海岸区分（国や県の予算措置による清掃実施が望ましい海岸、行政機関の例年予算により清掃を実施する海岸、地域住民やボランティア団体等の清掃の実績のある海岸、新たに清掃の実施が望まれる海岸等の区分）等の情報を整理した上で、地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある。 市町村は、沖縄県等の策定した海岸清掃計画を推進するため、地域の関係者の意見を踏まえた上で、清掃体制の整備計画を策定するよう努め
--------------	---	---

2章3.	るものとする。 なお、海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用できるように、利用できる補助金制度と対象事業の内容について、地域の状況に合わせた形で整理しておくことが重要である。 (3) 回収体制の確立 海岸漂着物等の回収方法や処理方法等、必要とされる回収体制は地域毎・海岸毎等により異なると考えられるため、それぞれの回収体制を構築する必要がある。 回収体制を確立する上での基本理念は、「民間でできることは民間で、民間でできないことは行政で、行政がやるべきことは行政で実施する」とする。例えば、回収は民間が主体で実施し、運搬・処分を行政が担当する、という体制が考えられるが、加えて、同地域内の地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の活動情報を共有し、時には共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みづくりも必要である。 以上のことから、沖縄県では、地域関係者の役割分担及び相互協力が可能な回収体制について、具体的な対策項目毎に整理・検討した上で、取組の実施を進めるものとする。 ① 回収体制の基本方針 海岸漂着物等の回収体制は、予め想定される清掃活動等の形態毎に、関係者の役割分担及び相互協力の体制を考慮しつつ構築するものとする。 想定される清掃活動等の形態としては、「通常時の海岸清掃の取組」として主に日常的な地域の取組（ボランティア清掃等）の場合、「行政機関の例年予算による措置」として海岸管理者等が実施する所轄の保全対策	るものとする。 なお、海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用できるように、利用できる補助金制度と対象事業の内容について、地域の状況に合わせた形で整理しておくことが重要である。 (3) 回収体制の確立 海岸漂着物等の回収方法や処理方法等、必要とされる回収体制は地域毎・海岸毎等により異なると考えられるため、それぞれの回収体制を構築する必要がある。 回収体制を確立する上での基本理念は、「民間でできることは民間で、民間でできないことは行政で、行政がやるべきことは行政で実施する」とする。例えば、回収は民間が主体で実施し、運搬・処分を行政が担当する、という体制が考えられるが、加えて、同地域内の地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の活動情報を共有し、時には共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みづくりも必要である。 以上のことから、沖縄県では、地域関係者の役割分担及び相互協力が可能な回収体制について、具体的な対策項目毎に整理・検討した上で、取組の実施を進めるものとする。 ① 回収体制の基本方針 海岸漂着物等の回収体制は、予め想定される清掃活動等の形態毎に、関係者の役割分担及び相互協力の体制を考慮しつつ構築するものとする。 想定される清掃活動等の形態としては、「通常時の海岸清掃の取組」として主に日常的な地域の取組（ボランティア清掃等）の場合、「行政機関の例年予算による措置」として海岸管理者等が実施する所轄の保全対策
-------------	--	--

2 章 3.	費等による回収事業等を実施する場合、「国や県等の予算措置による回収事業」として基金や補助金等の予算措置の上で事業として実施する場合等があげられる。 また、主な地域関係者の役割分担は以下のとおりとする。 地域住民、民間団体、NPO 等は、ボランティア清掃活動の実施や行政機関等が実施する回収事業への協力等を行う。 市町村は、ボランティア清掃の支援、回収された海岸漂着物等の一般廃棄物としての受入れ、国や県の補助金制度等の有効活用等を行う。 海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。回収が困難なごみのうち、特に地域住民や観光客等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるものについては、関係行政機関と連携し速やかに対応する。 回収事業等の実施者は、適正な海岸漂着物等の回収と処理等を行う。 沖縄県の廃棄物担当部局は、海岸漂着物等の適正処理に係る監督及び指導等を行う。 ② 災害等緊急時の連絡回収体制 沖縄県内の海岸では、災害起因の場合を含め、流木、廃油、劇薬、医療系廃棄物等の危険なごみの予期せぬ大量漂着がみられる。これらの危険なごみは再漂流による事故、自然環境への影響、人的被害等を及ぼす恐れがあるため、早期の対策が求められる。したがって、危険なごみの大量漂着に対しては、関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた緊急の連絡体制と回収体制作りが必要である。 ア 連絡体制 危険なごみの大量漂着がみられた場合の関係者の連絡体制は以下のと	費等による回収事業等を実施する場合、「国や県等の予算措置による回収事業」として基金や補助金等の予算措置の上で事業として実施する場合等があげられる。 また、主な地域関係者の役割分担は以下のとおりとする。 地域住民、民間団体、NPO 等は、ボランティア清掃活動の実施や行政機関等が実施する回収事業への協力等を行う。 市町村は、ボランティア清掃の支援、回収された海岸漂着物等の一般廃棄物としての受入れ、国や県の補助金制度等の有効活用等を行う。 海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。回収が困難なごみのうち、特に地域住民や観光客等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるものについては、関係行政機関と連携し速やかに対応する。 回収事業等の実施者は、適正な海岸漂着物等の回収と処理等を行う。 沖縄県の廃棄物担当部局は、海岸漂着物等の適正処理に係る監督及び指導等を行う。 ② 災害等緊急時の連絡回収体制 沖縄県内の海岸では、災害起因の場合を含め、流木、廃油、劇薬、医療系廃棄物等の危険なごみの予期せぬ大量漂着がみられる。これらの危険なごみは再漂流による事故、自然環境への影響、人的被害等を及ぼす恐れがあるため、早期の対策が求められる。したがって、危険なごみの大量漂着に対しては、関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた緊急の連絡体制と回収体制作りが必要である。 ア 連絡体制 危険なごみの大量漂着がみられた場合の関係者の連絡体制は以下のと
--------	--	--

2章3.	おりとする。 沖縄県では、県と地域の関係機関が連携した対応が必要な場合、地域の関係機関で対応が可能な場合を見極めつつ、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等を中心とした対策の検討が可能となる既存の連絡体制を活用する。更に、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等は、地域関係者による情報ネットワークやマスコミ等を活用し、詳細な漂着と被害状況に係る情報収集に努めるものとする。 また、地域住民等が危険なごみの大量漂着を確認した場合には、速やかに海岸管理者、市町村、地域関係者による情報ネットワーク、海上保安庁、所轄の警察署等へ通知することにより、地域関係者への周知と行政機関の対応の早期実現の支援に努めるものとする。 イ 回収体制 危険なごみの大量漂着がみられた場合の回収体制は、漂着したごみの種類と量により個別に判断されるべきものであるが、概ね事業による回収と、地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の関係者の役割分担及び相互協力による回収に大別される。 危険なごみの大量漂着がみられた場合の主な地域関係者の回収作業に係る役割分担は以下のとおりとする。 地域住民、民間団体、NPO等は、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。 市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な危険なごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等を行う。 海岸管理者は、回収事業の実施、回収された危険なごみの適正な処理等を行う。 回収事業等の実施者は、適正かつ安全な回収と処理等を行う。	おりとする。 沖縄県では、県と地域の関係機関が連携した対応が必要な場合、地域の関係機関で対応が可能な場合を見極めつつ、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等を中心とした対策の検討が可能となる既存の連絡体制を活用する。更に、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等は、地域関係者による情報ネットワークやマスコミ等を活用し、詳細な漂着と被害状況に係る情報収集に努めるものとする。 また、地域住民等が危険なごみの大量漂着を確認した場合には、速やかに海岸管理者、市町村、地域関係者による情報ネットワーク、海上保安庁、所轄の警察署等へ通知することにより、地域関係者への周知と行政機関の対応の早期実現の支援に努めるものとする。 イ 回収体制 危険なごみの大量漂着がみられた場合の回収体制は、漂着したごみの種類と量により個別に判断されるべきものであるが、概ね事業による回収と、地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の関係者の役割分担及び相互協力による回収に大別される。 危険なごみの大量漂着がみられた場合の主な地域関係者の回収作業に係る役割分担は以下のとおりとする。 地域住民、民間団体、NPO等は、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。 市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な危険なごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等を行う。 海岸管理者は、回収事業の実施、回収された危険なごみの適正な処理等を行う。 回収事業等の実施者は、適正かつ安全な回収と処理等を行う。
------	--	--

2 章 3.	沖縄県の廃棄物担当部局は、危険なごみの取扱いや適正処理に係る監督及び指導等を行う。 (4) コスト低減対策 沖縄県内の多くの海岸では、処理費が十分に確保できないため、海岸漂着物の回収処理が十分に行われていない実情があり、海岸漂着物対策に係るコスト低減対策を推進することは大変重要である。 海岸漂着物対策に係るコスト低減対策としては、短期的な視点による対策として国や県の補助金事業等の活用による回収処理費の確保があり、また、長期的な視点による対策として回収から処理に至るまでの工程毎に取り組むコスト低減化等がある。これらのコスト低減対策を実施するためには、対象となる海岸あるいは地域に合った対策方法を選択し、	沖縄県の廃棄物担当部局は、危険なごみの取扱いや適正処理に係る監督及び指導等を行う。 【新設】③ 漂流ごみ等の回収体制 県の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしているため、関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた回収体制作りが必要である。 日常的に海域で操業を行う漁業従事者やマリンレジャー業者等は、操業に支障をきたさず、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。 市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な漂流ごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等を行う。 沖縄県の廃棄物担当部局は、市町村が処理できない漂流ごみ等の処理について連絡調整に努めるものとする。 (4) コスト低減対策 沖縄県内の多くの海岸では、処理費が十分に確保できないため、海岸漂着物の回収処理が十分に行われていない実情があり、海岸漂着物対策に係るコスト低減対策を推進することは大変重要である。 海岸漂着物対策に係るコスト低減対策としては、短期的な視点による対策として国や県の補助金事業等の活用による回収処理費の確保があり、また、長期的な視点による対策として回収から処理に至るまでの工程毎に取り組むコスト低減化等がある。これらのコスト低減対策を実施するためには、対象となる海岸あるいは地域に合った対策方法を選択し、
---------------	---	---

2 章 3.	実施する必要がある。 ① 行政が実施する対策 海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用することにより、地域における海岸漂着物等に係る回収処理費の負担軽減に努めるものとし、また、補助金等の効果的な活用のために国や県の担当機関と積極的な連携、調整を図るものとする。 沖縄県は、地域における海岸漂着物等の減容化、再利用、リサイクル等の処理コスト低減のための情報提供や必要となる施設導入の支援に努めるものとする。特に、域内処理が困難な離島地域における小型焼却施設等の導入等について、積極的な支援を行うものとする。 ② 民間が実施する対策 地域住民、民間団体、NPO 等による、ボランティア海岸清掃活動の拡大や活動時の適切な海岸漂着物の分別の推進、更には行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に対する積極的な協力等は、結果として海岸管理者、市町村、回収事業者等が実施する海岸漂着物等の対策費用の軽減につながると考えられる。地域において先進的な活動を行っている民間団体や NPO 等は、これらの取組が推進されるよう、地域において指導的な役割を担うよう努めるものとする。 地域の企業等は、企業ボランティアとしての海岸清掃活動や、自らが持つ技術を有効に活用することにより行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に係るコスト削減への積極的な協力に努めることとする。なお、処理を行う業者は、海岸漂着物等の処理コスト低減に努めるとともに、減容化、再利用、リサイクル等に積極的に取組むこととする。	実施する必要がある。 ① 行政が実施する対策 海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用することにより、地域における海岸漂着物等に係る回収処理費の負担軽減に努めるものとし、また、補助金等の効果的な活用のために国や県の担当機関と積極的な連携、調整を図るものとする。 沖縄県は、地域における海岸漂着物等の減容化、再利用、リサイクル等の処理コスト低減のための情報提供や必要となる施設導入の支援に努めるものとする。特に、域内処理が困難な離島地域における小型焼却施設等の導入等について、積極的な支援を行うものとする。 ② 民間が実施する対策 地域住民、民間団体、NPO 等による、ボランティア海岸清掃活動の拡大や活動時の適切な海岸漂着物の分別の推進、更には行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に対する積極的な協力等は、結果として海岸管理者、市町村、回収事業者等が実施する海岸漂着物等の対策費用の軽減につながると考えられる。地域において先進的な活動を行っている民間団体や NPO 等は、これらの取組が推進されるよう、地域において指導的な役割を担うよう努めるものとする。 地域の企業等は、企業ボランティアとしての海岸清掃活動や、自らが持つ技術を有効に活用することにより行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に係るコスト削減への積極的な協力に努めることとする。なお、処理を行う業者は、海岸漂着物等の処理コスト低減に努めるとともに、減容化、再利用、リサイクル等に積極的に取組むこととする。
--------	--	--

2 章 4.

【新設】 4. 効果的な発生抑制対策に係る事項

海岸漂着物等の発生の効果的な抑制については、原則として県内のみならず県外も含め全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならず、実行性のある取組とするためには、県民の意識の高揚を図りつつ、県民、NPO 等民間団体、事業者、市町村、県等の多様な主体の適切な役割分担及び相互協力と連携の下に行われなければならない。

基本的な施策としては、環境教育と普及啓発、人材の育成、県内由来の海岸漂着物となる廃棄物の発生抑制、県外や周辺地域との相互協力と連携等があげられ、沖縄県は、県内で求められている適切な対策を検討、選択し推進する。

【移動・新設】（１）普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成

① 環境教育及び普及啓発に係る情報共有と効果的な実施

沖縄県内で地域住民、NPO 等民間団体、地方公共団体等により実施されてきた海岸漂着物対策に係る環境教育と普及啓発に係る活動とその成果については、必ずしも県内で広く情報が共有され、十分な有効活用がなされてきた訳ではない。したがって沖縄県では、積極的にその情報の収集、整理及び公開に努めるほか、県内の関係者との連携した取組を行うための意見交換の場を設けることとし、県内のそれぞれの地域において有効な環境教育及び普及啓発に係る施策について十分な検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

2 章 4.

③ 将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成方針

海岸漂着物等に係る環境教育と普及啓発を続けていくためには、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進するための体制が整えられることが重要である。沖縄県は、各界各層の県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な将来に向けての取組を尊重しつつ、その援助に努めるほか、海岸漂着物処理推進法の規定により県知事が指定する海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用等の制度についても必要に応じて整備するものとする。

【新設】（２）県内由来の海岸漂着物の発生抑制対策

県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した調査によれば、人口の多い地域においては県内が発生源と判断されるごみも少なくないことが明らかになってきている。

沖縄県は、海岸漂着物のモニタリング調査や地域関係者からの情報収集等を通じて、県内における海岸漂着物の発生源の把握に継続的に努めるものとする。

海岸漂着物の県内からの発生抑制対策を推進するにあたっては、官民が連携し県民生活や事業活動から排出されるごみの削減を推進する必要がある。ごみの削減は、ごみの排出量の削減のみならず、国際的に主要な海洋プラスチックごみの一因と考えられる使い捨て製品等について、その利用量を削減する方策も含まれ、県は地域住民、NPO 等民間団体、事業者等のもつ技術、知恵、経験を生かし、また連携し、使い捨て製品等の利用を削減していく措置を講ずるものとする。

2 章 4.

【新設】（３）地域内外や流域圏等を含んだ広域的なごみの発生抑制**① 陸域から海域への発生状況の把握、措置の検討と実施**

陸域で発生したごみが河川を経由する等により海岸に漂着し被害が認められた場合には、適宜、河川管理者、関係市町村等の関係行政機関及び民間の協力を得つつ、ごみの発生状況を調査等により把握するとともに、必要となる措置を検討し、地域関係者が連携して対策に取り組むための方策を検討する。方策が示された場合には、関係者となる地域住民、NPO 等民間団体、市町村等は、ごみの流出防止、ごみの原因となる人工物及び自然物がごみとならないための方策、流域圏へ流出したごみの回収等の措置への協力を努める。

また、事業活動により事業範囲外へ将来ごみとなるものの排出が予見される場合、または認められる場合には、事業者は自ら排出防止に努めるものとする。

② 隣接地域との協力・連携

海岸漂着物あるいは漂流物となりうるごみが発生し、その流出先が市町村、県をまたぐ場合においては、流出源となる地域は、流出に係る関係者・関係機関が協力し、可能な限り発生したごみの質や量等の把握に努め、流出先の地域に対しその情報を共有すると同時に速やかにごみの流出防止措置をとるものとする。また、必要に応じてごみの発生地域と流出先地域関係者による対策のための協議を行うものとする。

【新設】（４）東アジア地域における相互協力、連携の推進

県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した実態調査によれば、主に離島地域において

2 章 5.	4. その他配慮すべき事項 沖縄県において海岸漂着物対応策を推進していくためには、先に述べた重点対策区域の選定や、関係者の役割分担及び相互協力による海岸清掃体制の構築等のみならず、沖縄県内の海岸区域に及ぼしている海岸漂着物被害に即した配慮事項や対策等が必要である。県内の海岸漂着物の状況を踏まえると、対策の推進にあたり特に必要な事項としては、県内の海岸漂着物等の状況を正確に把握するための「海岸漂着物等のモニタリング」、「普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成」適切な海岸清掃計画の策定と実施のための「海岸清掃マニュアル」の整備等がある。これらの必要事項については、更に様々な対策項目が含まれることから、有効な対策項目の選定と推進内容について検討した上で実施するものとする。 <u>(1) 海岸漂着物等のモニタリング</u> 沖縄県における海岸漂着物等の効果的な回収処理や発生抑制のための施策を実施するためには、海岸漂着物等の漂着状況や発生源等について	海外由来の海岸漂着物の割合が高く、近年は東南アジア地域由来のものも見られる一方、東アジア地域で製造されたものが主体であるため、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。 沖縄県は、東アジア各国の地方公共団体や NPO 等民間団体等と地域間で連携し、情報共有・対策推進のためのネットワークを確立しつつ、東シナ海を取り巻く地域の海岸漂着物の削減と発生抑制を目的として協議の場を確保し、技術的手法の共有や相互協力、連携を推進する。 5. その他配慮すべき事項 沖縄県において海岸漂着物対応策を推進していくためには、先に述べた重点対策区域の選定や、関係者の役割分担及び相互協力による海岸清掃体制の構築等のみならず、沖縄県内の海岸区域に及ぼしている海岸漂着物の被害に即した配慮事項や対策等が必要である。特に必要な事項としては、県内の海岸漂着物等の状況を正確に把握するための「海岸漂着物等のモニタリング」、適切な海岸清掃計画の策定と実施のための「海岸清掃マニュアル」の整備等がある。これらについては、更に様々な対策の項目が含まれることから、有効な項目の選定と推進内容について検討した上で実施するものとする。 <u>(1) 海岸漂着物等のモニタリング</u> 沖縄県における海岸漂着物等の効果的な回収処理や発生抑制のための施策を実施するためには、海岸漂着物等の漂着状況や発生源等について
---------------	---	---

2 章 5.	可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、沖縄県は、海岸漂着物等の漂着状況や発生源を把握するため定期的に調査（モニタリング）を行うよう努める他、NPO 等の定期的な海岸漂着物対策に係る取組から得られる情報を踏まえ、海岸漂着物の基礎情報を整備するよう努めるものとする。 また、沖縄県では、県内における将来の海岸漂着物対策に資するため、地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者が取組める効果的な海岸漂着物等のモニタリング手法を策定する。 【移動】（2）普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成 ① 環境教育と普及啓発の実施方針 海岸漂着物対策に係る環境教育と普及啓発については、これまでも地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等により様々な活動がなされている。沖縄県は、これらの関係者と連携しつつ、県内でその情報の共有が図られるよう努めると共に、これらの取組が維持され発展していくための体制づくりを促進する。 ② 環境教育及び普及啓発に係る情報の有効活用 沖縄県内で地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等により実施されてきた海岸漂着物対策に係る環境教育と普及啓発に係る活動とその成果については、必ずしも県内で広く情報が共有され、十分な有効活用がなされてきた訳ではない。したがって沖縄県では、積極的にその情報の収集、整備及び公開に努め、更には県内の関係者との連携した取組を行うための意見調整を行うと共に、関係者間の情報及び意見交換の場を	可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、沖縄県は、海岸漂着物等の漂着状況や発生源を把握するため定期的に調査（モニタリング）を行うよう努める他、NPO 等民間団体の定期的な海岸漂着物対策に係る取組から得られる情報を収集し、海岸漂着物の基礎情報を整理するよう努めるものとする。 【追記】なお、沖縄県では、沖縄県海岸漂着物対策地域計画を策定した平成 21 年度以降、県内全域の海岸を一斉に調査し、海岸漂着物の現存量を把握する調査、県内の代表的な海岸において定期的に調査を実施し、一定期間における漂着量（例えば年間漂着量）を把握する調査の 2 通りの手法による調査を継続的に実施しており、その調査結果は、NPO 等民間団体や行政による海岸清掃計画の策定や、NPO 等民間団体や沖縄県による普及啓発教材の作成に役立てる等、県内で広く活用されており、今後も継続的に取組む計画である。
---------------	--	--

2 章 5.	設けることとする。更には、県内のそれぞれの地域において有効な環境教育及び普及啓発に係る施策について十分な検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 ③ 将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成方針 海岸漂着物等に係る環境教育と普及啓発を続けていく上では、長期的な展望に立った取組が必要である。そのためには、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進するための体制が整えられることが重要である。沖縄県は、各界各層の県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な将来に向けての取組を尊重しつつ、その援助に努め、更には海岸漂着物処理推進法の規定により県知事が指定する海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用等の、県の方向性に係る制度についても必要に応じて整備するものとする。 (3) 海岸清掃マニュアルの策定 沖縄県内における各地域の持続的な海岸漂着物対策を推進していくためには、海岸漂着物の回収事業や海岸清掃活動を行う者による適切な計画の策定と実施が求められる。 沖縄県は、海岸漂着物対策に係る民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者の意見を踏まえ、事業主体や回収事業者が実施する回収事業のためのマニュアル（回収事業編）、地域住民や民間団体が主体となって実施する海岸清掃活動のためのマニュアル（住民活動編）をそれぞれ策定するとともに、その普及啓発に努めるものとする。	(2) 海岸清掃マニュアルの策定 沖縄県内における各地域の持続的な海岸漂着物対策を推進していくためには、海岸漂着物の回収事業や海岸清掃活動を行う者による適切な計画の策定と実施が求められる。 沖縄県は、海岸漂着物対策に係る民間団体、NPO 等、地方公共団体等の関係者の意見を踏まえ、事業主体や回収事業者が実施する回収事業のためのマニュアル（回収事業編）、地域住民や民間団体が主体となって実施する海岸清掃活動のためのマニュアル（住民活動編）をそれぞれ策定するとともに、その普及啓発に努めるものとする。
---------------	--	---

2 章 5.

(4) その他技術的知見等

上記(1)～(3)の他、沖縄県における海岸漂着物対策に必要な技術的な知見等としては、適切な回収処理方法の選択、海岸の生態系への影響把握と対策、県内における海岸漂着物等の発生源の把握と対策等があり、対象となる海岸あるいは地域に合った事項を選択し、その具体的な施策を検討した上で実施するものとする。

① 適切な回収処理方法の選択

海岸漂着物等の回収方法を検討する上では、環境配慮、環境保全の視点から人力を優先する。人力では対応が困難な場合には、重機や運搬及び搬出用の船舶、車輛等の必要性を検討するものとする。

また、回収した漂着物の処理方法については、地域の実情を考慮し、コスト優先、効率優先、再資源化優先、リサイクル優先等の視点から、関係者間の協議の上で選択する。ただし、資源の有効利用を念頭に分別回収した上で、可能な限り再資源化あるいはリサイクル優先とする。

② 海岸の生態系への影響把握と対策

沖縄県内の海岸では、貴重な動植物による生態系がみられる場合が少

(3) その他技術的知見等

上記(1)～(2)の他、沖縄県における海岸漂着物対策に必要な技術的な知見等としては、適切な回収処理方法の選択、海岸の生態系への影響把握と対策、県内における海岸漂着物等の発生源の把握と対策等があり、対象となる海岸あるいは地域に合った事項を選択し、その具体的な施策を検討した上で実施するものとする。

① 適切な回収処理方法の選択

海岸漂着物等の回収方法を検討する上では、環境配慮、環境保全の視点から人力を優先する。人力では対応が困難な場合には、重機や運搬及び搬出用の船舶、車輛等の必要性を検討するものとする。

また、【追記】沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物のうち発泡スチロール類については、製造や漂流の過程において様々な有害物質を吸着し易く、更に漂着後は比較的早期に劣化、分解し、マイクロプラスチックとなる事が判明している。マイクロプラスチックとなった発泡スチロール類は回収が困難となるため、発泡スチロール類や劣化、分解し易い薄いビニール製品等については、海岸に漂着後できるだけ速やかに、高い優先度をもって回収する取組が必要である。※資料4

なお、回収した漂着物の処理方法については、地域の実情を考慮し、コスト優先、効率優先、再資源化優先、リサイクル優先等の視点から、関係者間の協議の上で選択する。ただし、資源の有効利用を念頭に分別回収した上で、可能な限り再資源化あるいはリサイクル優先とする。

② 海岸の生態系への影響把握と対策

沖縄県内の海岸では、貴重な動植物による生態系がみられる場合が少

2章5.	なくない。しかしながら、海岸におけるごみの漂着量の多い海岸においては、生態系への影響が指摘される場合がある。 沖縄県は、海岸の生態系に対する海岸漂着物等の影響について、専門家や地域関係者から情報を収集しつつ必要な対策を講ずるよう努めるものとする。生態系への影響の対策を検討する上で必要となる事項等は、以下に列記する点である。 ・生態系への影響を把握する上では、専門家、対象となる海岸の生態系に精通した地域関係者や関係する行政機関等の協力、助言を得るものとする。 ・生態系への影響やその規模等を把握するだけでなく、影響を与える海岸漂着物の種類と発生原因等についても把握するよう努める。 ・例えば、海岸に防潮林（マングローブ林等）が隣接している地帯では、海岸と防潮林それぞれを異なる機関が所管している場合がある。生態系への影響がある海岸漂着物等の回収を計画する場合には、対象となる海岸と生態系を所管する行政機関等が中心となり、適切な回収体制の構築を検討するものとする。特に、回収作業を実施することによって生態系へ影響を与えてしまう場合もあることに特段の留意が必要である。 【一部移動】③県内における海岸漂着物の発生源の把握と対策 沖縄県内の海岸には、主に海外から大量のごみが漂着し続けているが、	なくない。しかしながら【追記】沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに混入あるいは付着している有害物質が海岸動植物等の生態系へ影響を及ぼしていることが明らかになってきている。※資料4 沖縄県は、海岸の生態系に対する海岸漂着物等の影響について、引続き専門家や地域関係者の協力を得て、情報を収集しつつ必要な対策を講ずるよう努めるものとする。生態系への影響の対策を検討する上で必要となる事項等は、以下に列記する点である。 ・生態系への影響を把握する上では、専門家、対象となる海岸の生態系に精通した地域関係者や関係する行政機関等の協力、助言を得るものとする。 ・生態系への影響やその規模等を把握するだけでなく、影響を与える海岸漂着物の種類と発生原因等についても把握するよう努める。 ・例えば、海岸に防潮林（マングローブ林等）が隣接している地帯では、海岸と防潮林それぞれを異なる機関が所管している場合がある。生態系への影響がある海岸漂着物等の回収を計画する場合には、対象となる海岸と生態系を所管する行政機関等が中心となり、適切な回収体制の構築を検討するものとする。特に、回収作業を実施することによって生態系へ影響を与えてしまう場合もあることに特段の留意が必要である。
------	--	---

2 章 5.	国や県の調査や地域関係者からの指摘等により、県内や近隣地域が発生源と判断されるごみも少なくないことが明らかになってきている。 沖縄県は、海岸漂着物のモニタリング調査や地域関係者からの情報収集等を通じて、県内における海岸漂着物の発生源の把握に継続的に努めるものとする。 また、沖縄県は海岸漂着物の県内における発生源が把握された場合には、必要に応じて関係する行政機関や地域関係者と協議を行った上でその対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。	
2 章 6.	5. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 沖縄県における海岸漂着物対応策は、前記の 4 項目である「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」、「関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」、「望ましい海岸清掃体制に関する事項」、「その他配慮すべき事項」が円滑に推進され、それぞれが相乗的な役割を果たした上で成果をあげることができると想定される。そのためには、沖縄県関係機関による推進体制を構築する必要がある。 (1) 沖縄県内部での連携 沖縄県内では、環境部局や海岸部局等の横断的な連携・協力体制を確保するものとする。 (2) 沖縄県・関係市町村間の連携 海岸漂着物対策の推進に際し、沖縄県と関係市町村との連携が図られるよう、協議会の活用をはじめ、相互の連絡調整等を円滑に図るための連携・協力体制を確保するものとする。	6. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 沖縄県における海岸漂着物対応策は、前記の 4 項目である「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」、「関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」、「望ましい海岸清掃体制に関する事項」、「その他配慮すべき事項」が円滑に推進され、それぞれが相乗的な役割を果たした上で成果をあげることができると想定される。そのためには、沖縄県関係機関による推進体制を構築する必要がある。 (1) 沖縄県内部での連携 沖縄県内では、環境部局や海岸部局等の横断的な連携・協力体制を確保するものとする。 (2) 沖縄県・関係市町村間の連携 海岸漂着物対策の推進に際し、沖縄県と関係市町村との連携が図られるよう、協議会の活用をはじめ、相互の連絡調整等を円滑に図るための連携・協力体制を確保するものとする。

2 章 6.	(3) <u>他県との連携</u> 沖縄県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物の発生抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、他県との情報・意見交換等を推進し、必要に応じて他県と連携するための体制を整えるよう努めるものとする。 (4) 沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る検討の実施 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会やその他対応策等の実施により、これらの成果や新たに生じてくる課題等に対し、県内における海岸漂着物対策の方針は柔軟に対応されるべきものである。また、国の基本方針は、海岸漂着物処理推進法の施行後3年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるものとされている。したがって、本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改定等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。	(3) 県外地域との連携 沖縄県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物の発生抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、県外地域（他県や周辺国）との情報・意見交換等を推進し、必要に応じて県外地域と連携するための体制を整えるよう努めるものとする。 (4) 沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る検討の実施 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会やその他対応策等の実施により、これらの成果や新たに生じてくる課題等に対し、県内における海岸漂着物対策の方針は柔軟に対応されるべきものである。また、国の基本方針は、海岸漂着物処理推進法の施行後3年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるものとされている。したがって、本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改定等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。
--------	---	---

3.4 地域計画改定素案に対する意見整理・対応案の作成

前項 3.3 で検討した地域計画改定素案に対する第 1 回県協議会・地域協議会及び協議会開催後の関係者からの意見、県民意見公募による意見を整理し、対応案を検討した。

なお、実際には県民意見公募による意見は出されなかった（次ページ図 3.4-1）。

地域計画改定素案に対する意見の整理と対応案の検討を表 3.4-1 に整理した。

沖縄県
OKINAWA PREFECTURE

観光・移住 事業者 子どものページ 報道提供資料 Foreign Language

Google カスタム検索 検索 検索について 組織で探す 文字サイズ・色合い変更

ホーム 暮らし・環境 健康・医療・福祉 教育・文化・交流 産業・仕事 社会福祉 県政情報 基地

ホーム > 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」改定案に対する意見募集について 更新日：2021年12月21日

「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」改定案に対する意見募集について

結果公表済み（募集は締め切りました。）

沖縄県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第92号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の規定による国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定しています。同計画は平成23年3月及び平成24年3月に見直しを行っています。平成30年度に海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流ごみやマイクロプラスチック対策のほか、3Rの推進等による発生抑制対策の強化が求められているため、法改正内容に即して同計画の改定を行うこととしています。このたび、同計画の改定案をとりまとめましたので、県民の皆様のご意見を募集します。

募集期間

令和3年11月15日（月）から令和3年12月15日（水）

計画案等の入手方法

本ホームページのほか、次の場所で見ることができます。

- ・沖縄県環境部環境整備課（本庁舎4階）
- ・沖縄県行政情報センター（本庁舎2階）
- ・各行政情報コーナー（宮古・八重山各事務所1階）
- ・各保健所

※土日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）は閉庁しますので、御了承ください。

意見提出件数（人数等）

0件

結果公表日

令和3年12月21日

募集内容詳細

1 意見の提出方法
「意見提出用紙」により、氏名（団体・グループの場合はその名称）、住所及び連絡先を記入のうえ、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法でお送りください。
「意見提出用紙」は、下記「関連資料」からダウンロードしてください。
電子メールの場合は、見落とし防止のため、件名を「沖縄県海岸漂着物対策地域計画（案）への意見」としてください。
御意見を正確に把握するため、電話や口頭による御意見はお受けできませんので御了承ください。

2 意見の取扱い
提出された御意見の概要と、それに対する県の考え方を、沖縄県ホームページで公表します。意見を提出された方に対して個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
今回の意見募集の際に得られた個人情報公表いたしません。また、今回の意見募集の目的以外で使用することもありません。

パブリックコメントの結果について

ご意見は0件です。

関連資料

- PDF 計画本文（PDF：632KB）
- PDF 別紙1（その1）（PDF：4.315KB）
- PDF 別紙1（その2）（PDF：1.050KB）
- PDF 別紙2（PDF：548KB）
- PDF 新旧対照表（PDF：720KB）
- WORD 意見提出用紙（ワード：41KB）

お問い合わせ

沖縄県環境部環境整備課
TEL：098-866-2231
FAX：098-866-2235
E-mail：aa035009@pref.okinawa.lg.jp

図 3.4-1 地域計画改定案に対する県民意見公募実施状況

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/iken/r3/mdreviser3.html> より転写)

表 3.4-1 地域計画改定素案に対する意見と対応案

意見者（意見時）	意見の内容	対応案
沖縄県漁業協同組合連合会 （協議会開催前）	漁業従事者による操業中の自主的な漂流ごみの持帰りについては、陸揚げ後に地元市町村が受入れなかったため、回収した漂流ごみの処理に苦慮した事例があること、また、少額であっても漂流ごみの買取り制度を実現できれば取組が普及する。	本年度の地域計画改定において、漂流ごみ回収推進の方針が加えられることから、具体的な取組み内容については地域計画改定完了後に各地域で関係者・関係機関が調整していく方針とする。県は必要に応じて調整をサポートする。
県内 漁業協同組合	・漂流ごみを回収しても大部分は市が引き取らないため、組合で産廃処理しているが、費用負担は重いので改善を求めたい。 ・漂流ごみの自主回収に対してのインセンティブは求めないし必要ない。それが無くても危険な漂流ごみは可能な限り回収する方針。 ・中国漁船が放棄したはえ縄や大型の漁網は、操業においてかなり危険な存在であり無視できない。漁船で回収が困難なものは海上保安部に通報して回収をお願いすることもあるが、必ずしも回収してくれるとは限らない。	
県内 漁業協同組合	・漂流ごみを自主回収しても市が引き取らないため、なるべく回収しないように呼びかけている。市が引き取ってくれるなら自主回収してもよいと思っている。 ・漂流ごみの自主回収に対してのインセンティブは必要。500 円でも 1,000 円でも出るのであれば積極性が変わってくる。	
第 1 回県協議会	沖縄振興計画、21 世紀ビジョンなど、より大きな枠組みの中でも海岸漂着物に取り上げられている。これらも盛り込んでどうか。県では大きな枠組みの中でも海岸漂着物に対する取組が重要視されており、さらに地域計画を作成して対策を進める、との姿勢が見えると県民に理解が得られやすい。	意見を参考に県の大きな計画と整合が捕れるよう地域計画の記述を改定した。
第 1 回県協議会	3R の推進に係る記載については、プラスチック資源循環促進法も追記するべき。	意見を参考に地域計画を改定した。

意見者（意見時）	意見の内容	対応案
第1回県協議会	発砲スチロールや薄いビニールの回収の優先性を追記することについては、回収効率やマイクロプラスチックによる環境汚染の側面を考えると必要な事項である。「薄いビニール製品等」は材質の名前と混同しやすく、ビニール以外の製品もあることから、「シート状、フィルム状のプラスチック」等として区別するとよい。	意見を参考に地域計画を改定した。
第1回県協議会	漁業共同組合では発砲スチロールブイの二次的な利用もある。発砲スチロールブイにカバーをかけるなど劣化対策を指導している場合もあるが、劣化対策のない使用もある。速やかな回収処理も必要であるが、同時に使用に対する対策を入れ込むことも必要と考える。	意見を参考に地域計画を改定した。
沖縄本島及び周辺離島地域協議会（北部）	漂流ごみの回収について、漁業従事者やマリンレジャー業者等は・・・回収作業への協力等を行う、とあるが、漁業従事者やマリンレジャー業者への協力体制の要請等は、今時点でどの程度進んでいるか。	現時点では、県環境整備課からマリンレジャー業者への連絡・連携は進めていないが、今後は協力体制を提案していきたい。
沖縄本島及び周辺離島地域協議会（中部）	地域計画に発生抑制対策が盛り込まれたのは良い。普及啓発・環境教育については、学校での環境教育の場において海ごみ教育のニーズは高まっている。今後は環境教育の実施者と教育委員会等と連携がとれるとよい。	意見を参考に地域計画を改定した。
沖縄本島及び周辺離島地域協議会（南部）	パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制と早期発見に努める、と記載があるが、久米島町でもパトロールにより不法投棄の監視を行っているが、人手不足等でなかなか行き届かないところがある。	不法投棄対策として、官民連携による対応を記載。
宮古諸島地域協議会	漂流ごみの回収体制について、市町村の担当課は決まっているか。以前に海中ごみの受け入れを市に断られたことがあり、その際は県が回収してくれた。ボランティア団体と市の連携がなかなかうまくいかないこともある。県から市町村への声掛けが必要である。	本年度の地域計画改定において、漂流ごみ回収推進の方針が加えられることから、具体的な取り組み内容については地域計画改定完了後に各地域で関係者・関係機関が調整していく方針とする。県は必要に応じて調整をサポートする。
八重山諸島地域協議会	漁業従事者は、漂着・漂流ごみ等の回収物に対価を払う等がないと回収しないだろう。回収処理に予算を付けるといった環境づくりが必要と感じるので、検討をお願いしたい。	

意見者（意見時）	意見の内容	対応案
協議会委員 （協議会開催後）	地域計画中の「民間団体」を「民間団体等」に修正する。「民間団体」とは、NPO・NGO 法人のみならず、JF 漁業連、漁業組合など関連する職能団体等を含めることを意識し「等」を追加したほうがよいと考える。	地域計画の中の記載に「民間団体」と「民間団体等」が混在していたため、適切に修正。
協議会委員 （協議会開催後）	3R から「Refuse（断る）」を加えた 4R にしてはどうか。	3R は正式用語であるため、改定しない。
協議会委員 （協議会開催後）	環境月間を拡張する形で「海岸漂着物対策月間（仮）」というのを新設するのはどうか。	意見は、地域計画を踏まえた具体的な取組みと判断できるため、改定しない。
協議会委員 （協議会開催後）	台風の際に河川を通じて非意図的に流出する生活ごみ系の流出防止を図る」旨の一文を加筆できないか。	意見を参考に地域計画を改定した。
協議会委員 （協議会開催後）	行政は行政区分にとらわれず、流域圏が一体となった連絡・協力体制の確保に努める	行政区分を超えるという表現を記載するのは難しいが、発生抑制対策については、広域で連携を強める趣旨として改定している。
複数の 協議会委員 （協議会開催後）	地域計画の中の用語の使い方、表現の変更と統一等の複数の意見	意見を参考に地域計画を改定した。

3.5 地域計画改定案の策定

前項 3.4 で整理した地域計画改定素案に対する第 1 回県協議会、地域協議会開催時及び開催後の意見を踏まえ、地域計画改定案を作成した（この地域計画改定案に対する県民意見公募を令和 3 年 11～12 月の 1 ヶ月間実施したが、前述のとおり県民意見公募では意見は出されなかった）。

地域計画改定素案について、地域計画改定素案（第 1 回県協議会・地域協議会版）との比較表を●に示す。

表 3.5-1 沖縄県海岸漂着物対策地域計画改定素案（第1回県協議会・地域協議会版）と地域計画改定案の比較

章・項目 番号	地域計画改定素案（第1回県協議会・地域協議会版）	地域計画改定案
1 章 1.	沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 沖縄県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の規定による国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定する。 本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改訂等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。	沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 沖縄県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の規定による国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定する。 本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改訂等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。 <u>また、本計画に基づき、県内の多様な関係者が協力・連携しつつ海岸漂着物対策を推進することは、沖縄21世紀ビジョン、更にはその実現に向けた沖縄振興計画において目標としている将来像の一つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」の実現に向けた不可欠な取組である。</u>
	第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯	第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯

1 章 1.	国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、我々にとって身近な存在であり、古来より我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。 しかしながら、近年、我が国の海岸には、海外由来のものを含む大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への被害等の深刻な問題が発生している。 海岸漂着物は、<u>国内由来のものは山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであり、我々の</u>日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡とも言え、また、海外由来のものが多くを占める地域もある。このため、我が国の美しい<u>山河</u>と豊かな海を守っていくためには、海岸を有する一部の地域だけでなく広範な国民や関係団体等が連携した<u>取組</u>が必要となっている。 このような状況を踏まえ、平成 21 年 7 月に海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、<u>「海岸漂着物処理推進法」</u>が成立した。 海岸漂着物処理推進法に基づき、国は、海岸漂着物等の実態把握調査を行うほか、都道府県等が実施する海岸漂着物等の処理やその発生抑制のための取組に対して財政的な支援を行ってきた。また、漂流又は漂着した流木の回収、漁業者等による海域環境保全のための取組への支援などを行ってきており、これらの取組は、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生の抑制に寄与してきた。 しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約 10 年が経過した現在においても、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。以下同じ。）が	国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、我々にとって身近な存在であり、古来より我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。 しかしながら、近年、我が国の海岸には、海外由来のものを含む大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への被害等の深刻な問題が発生している。 海岸漂着物は、<u>河川等の陸から</u>海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであり、<u>人間</u>の日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡とも言え、また、海外由来のものが多くを占める地域もある。このため、我が国の美しい<u>海岸線</u>と豊かな海を守っていくためには、海岸を有する一部の地域だけでなく広範な国民や関係団体等が連携した<u>回収と発生抑制の取組</u>が必要となっている。 このような状況を踏まえ、平成 21 年 7 月に海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、海岸漂着物処理推進法が成立した。 海岸漂着物処理推進法に基づき、国は、海岸漂着物等の実態把握調査を行うほか、都道府県等が実施する海岸漂着物等の処理やその発生抑制のための取組に対して財政的な支援を行ってきた。また、漂流又は漂着した流木の回収、漁業者等による海域環境保全のための取組への支援などを行ってきており、これらの取組は、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生の抑制に寄与してきた。 しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約 10 年が経過した現在においても、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。以下同じ。）が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する
--------	---	---

1 章 1.	存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。 さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。 これらのことから、様々な<u>国際連携</u>の枠組みや国際会議等において、<u>海洋ごみ</u>やマイクロプラスチック対策が取り上げられ、国際連携・協力の必要性の認識が高まっている。 このような状況を受け、平成 30 年 6 月に海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、「<u>美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律</u>」の一部を改正する法律」が<u>公布・施行</u>された。	ごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。 さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。 これらのことから、様々な<u>国際的な連携・協力</u>の枠組みや国際会議等において、<u>海洋ごみ（海岸漂着物等）</u>やマイクロプラスチック対策が取り上げられ、国際連携・協力の必要性の認識が高まっている。 このような状況を受け、平成 30 年 6 月に海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、<u>海岸漂着物処理推進法</u>の<u>一部が改正・施行</u>された。
1 章 2.	2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況 沖縄県は、37 の有人島を含む 160 の島々からなる日本唯一の島しょ県であり、県全体で約 2,027 km の海岸線延長（全国第 4 位）を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を<u>呈している</u>。しかしながら、県内の多くの島々には主に海外から大量のごみが漂着し続けており、海岸漂着物は、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の重要産業でもある観光にも影響を与え	2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況 沖縄県は、37 の有人島を含む 160 の島々からなる日本唯一の島しょ県であり、県全体で約 2,027 km の海岸線延長（全国第 4 位）を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を<u>有している</u>。しかしながら、県内の多くの島々には主に海外から大量のごみが漂着し続けており、海岸漂着物は、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の重要産業である観光にも影響を与えか

1 章 2.	かねない深刻な問題となっている。 海岸漂着物処理推進法の成立以後、約 10 年に亘り沖縄県が独自に実施してきた海岸漂着物に係る様々な調査研究によれば、県内全域の海岸には年間で約 26,000m³（約 3,000t）が漂着して<u>おり</u>、これらは海岸清掃や台風等の荒天による<u>消長等を経るものの、平成 29 年度～平成 30 年度に沖縄県が実施した調査によると</u>、約 7,000m³が現存している状況に<u>ある</u>。また、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに<u>混入あるいは付着</u>している有害物質が海岸動植物等の生態系へ影響を及ぼしていることも明らかになってきている。 海岸漂着物対策としては、発生源対策のほか、繰り返し漂着するごみを<u>回収・処理</u>するという清掃活動が必要である。 海岸漂着物処理推進法では、海岸管理者はその管理する海岸の土地において海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならないとされている。しかしながら、実際には海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状であり、<u>回収ボランティアや地域の多様な関係機関の協力・参画が必要であるのに加え</u>、回収処理に係る費用の確保も大きな課題となっている。特に人口の少ない離島では、回収作業に係る人材の確保が難しく、更には島内に十分な処理施設が無いため遠方の処理施設へ海上運搬する費用も必要になる等、対策は更に困難な状況となっている。	かねない深刻な問題となっている。 海岸漂着物処理推進法の成立以後、約 10 年に亘り沖縄県が独自に実施してきた海岸漂着物に係る様々な調査研究によれば、県内全域の海岸には年間で約 26,000m³（約 3,000t）が漂着して<u>いる</u>。これらは海岸清掃による<u>回収</u>や台風等の荒天により<u>再流出を経た結果</u>、約 7,000m³が<u>常時存在</u>している状況にあると<u>推定される</u>。また、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに<u>混入・付着</u>している有害物質が海岸動植物等の生態系へ影響を及ぼしていることも明らかになってきている。 海岸漂着物対策としては、発生源対策のほか、繰り返し漂着するごみを<u>迅速かつ継続的に回収・処理</u>するという清掃活動が必要である。 海岸漂着物処理推進法では、海岸管理者はその管理する海岸の土地において海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならないとされている。しかしながら、実際には海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状である。<u>県は市町村との連携に加え、回収ボランティアや地域の多様な関係機関による参画・協力を必要とするとともに</u>、回収処理に係る費用の確保も大きな課題となっている。特に人口の少ない離島では、回収作業に係る人材の確保が難しく、更には島内に十分な処理施設が無いため遠方の処理施設へ海上運搬する費用も必要になる等、対策は更に困難な状況となっている。
1 章 3.	3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的とする。	3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的とする。

1 章 3.	海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵みを受けられるよう、海岸の多様な環境（良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等）が総合的に「保全」・「再生」されることを<u>旨として</u>行われることが必要である。 <u>また</u>、県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、県内と海外の両方に由来している。 県内由来の海岸漂着物等については、海岸を有する地域にとどまらず、内陸部から沿岸部へとつながる水の流れ等を通じて海岸に漂着等したものを含むため、河川を取り巻く流域圏といった内陸地域と沿岸地域が一体となり、<u>循環型社会形成推進基本法</u>（平成 12 年法律第 110 号）等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要である。 また、海外由来の海岸漂着物は、沖縄県が過年度に実施した実態調査によると、離島地域や市街地から離れた地域においてその割合が高く、近年は東南アジア地域由来の物もみられるが、東アジア地域で製造されたものが主体である。東アジア各国から県内の海岸に漂着する物がある一方で、県内から流出したものが海域を漂流、そして他地域の海岸に漂着することから、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。 <u>また、昨今</u>国際的な課題となっているマイクロプラスチックについては、沖縄県の調査により、県内海岸にも多く存在し、海岸生態系へ影響を及ぼしていることも<u>明らかになって</u>きている。マイクロプラスチックは微細であり、その回収・処分が困難であることから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の	海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵みを受けられるよう、海岸の多様な環境（良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等）が総合的に「保全」・「再生」されることを<u>目的に</u>行われることが必要である。 県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、<u>概ね</u>県内と海外の両方に由来している。 県内由来の海岸漂着物等については、海岸を有する地域にとどまらず、内陸部から沿岸部へとつながる水の流れ等を通じて海岸に漂着等したものを含むため、河川を取り巻く流域圏といった内陸地域と沿岸地域が一体となり、<u>「循環型社会形成推進基本法」</u>（平成 12 年法律第 110 号）や<u>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」</u>（令和 3 年法律第 60 号）等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要である。 また、海外由来の海岸漂着物は、沖縄県が過年度に実施した実態調査によると、離島地域や市街地から離れた地域においてその割合が高く、近年は東南アジア地域由来の物もみられるが、東アジア地域で製造されたものが主体である。東アジア各国から県内の海岸に漂着する物がある一方で、県内から流出したものが海域を漂流、そして他地域の海岸に漂着することから、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。 <u>昨今</u>、国際的な課題となっているマイクロプラスチックについては、沖縄県の調査により、県内海岸にも多く存在し、海岸生態系へ影響を及ぼしていることも<u>懸念されて</u>いる。マイクロプラスチックは微細であり、その回収・処分が困難であることから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底、海岸漂着
--------	--	--

1 章 3.	徹底、海岸漂着物等となったプラスチック類がマイクロプラスチックとなる前に<u>円滑に</u>回収し処理すること、県民生活のみならず経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、分別回収・リサイクルの促進等による廃プラスチック類の<u>減量</u>、廃プラスチック類の適正な処理を図ることが必要である。 これらの視点を踏まえた上で、<u>今後の海岸漂着物対策の推進</u>に関する基本的な考え方は以下のとおりである。 なお、海岸漂着物処理推進法では、国は海岸漂着物対策を推進するための必要な財政上の措置を講じなければならないとされている。これらの海岸漂着物対策を推進するため、積極的に国への財政措置を要請する必要がある。 (1) 海岸漂着物等の円滑な処理 大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより<u>海岸の清潔の保持</u>に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の円滑な処理を進めることによって<u>海岸の清潔の保持</u>を図ることが必要である。また、海岸漂着物等を処理することは、<u>海岸の清潔の保持</u>に加え、海岸漂着物等の海域への<u>流出</u>防止により海洋環境の保全にも資することから、状況に応じた機動的な処理に努めることが重要である。 このような観点から、沖縄県では、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、以下に示す海岸管理者等の処理の責任や市町村の協力義務等の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図るものとする。	物等となったプラスチック類がマイクロプラスチックとなる前に<u>速やかに</u>回収し処理すること、県民生活のみならず経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、分別回収・リサイクルの促進等による廃プラスチック類の<u>削減</u>、廃プラスチック類の適正な処理を図ることが必要である。 これらの視点を踏まえた上で、<u>沖縄県が推進する海岸漂着物対策</u>に関する基本的な考え方は以下のとおりである。 なお、海岸漂着物処理推進法では、国は「<u>海岸漂着物対策を推進するための必要な財政上の措置を講じなければならない</u>」、「<u>国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする</u>」とされている。これらの海岸漂着物対策を推進するため、積極的に国への財政措置を要請する必要がある。 (1) 海岸漂着物等の円滑な処理 大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより<u>清潔な海岸の保持</u>に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の円滑な処理を進めることによって<u>清潔な海岸の保持</u>を図ることが必要である。また、海岸漂着物等を処理することは、<u>清潔な海岸の保持</u>に加え、海岸漂着物等の海域への<u>再流出</u>防止により海洋環境の保全にも資することから、状況に応じた機動的な処理に努めることが重要である。 このような観点から、沖縄県では、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、以下に示す海岸管理者等の処理の責任や市町村の協力義務等の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図るものとする。
--------	---	---

1 章 3.	① 海岸管理者等の処理の責任等 ア 海岸管理者等の処理の責任 海岸管理者等は、管理する<u>海岸の土地の清潔が保たれる</u>よう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとする。<u>その際には、海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情</u>を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者<u>間で</u>適切な役割分担のもと実施するものとする。 また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者・管理者は、その占有・管理する<u>海岸の土地の清潔が保たれる</u>よう努めるものとする。 イ 市町村の協力義務 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者・管理者に協力するものとする。 海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図ることとする。市町村の協力とは、例えば、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の処理施設において処分すること等が挙げられる。 ② 市町村の要請 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のた	① 海岸管理者等の処理の責任等 ア 海岸管理者等の処理の責任 海岸管理者等は、管理する<u>海岸を清潔に保つ</u>よう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため<u>に</u>必要な措置を講ずるものとする。<u>その際、地域における経緯と実情</u>を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者<u>と連携し協力・支援を図り、</u>適切な役割分担のもと<u>に</u>実施するものとする。 また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者・管理者は、その占有・管理する<u>海岸が清潔に保たれる</u>よう努めるものとする。 イ 市町村の協力義務 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者・管理者に協力するものとする。 海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図ることとする。市町村の協力とは、例えば、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の処理施設において処分すること等が挙げられる。 ② 市町村の要請 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のた
--------	---	--

1 章 3.	め必要な措置を講ずるよう要請できるものとする。 市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。 ③ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の適用関係 回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬、処分を行うものとする。 また、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、<u>引き続き</u>、廃掃法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。また、船舶から流出した石油類や有害液体物質については、<u>引き続き</u>、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。 イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等 <u>沖縄県知事</u>は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合、例えば、<u>洪水</u>や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、沖縄県が緊急的に国の災害関連制度を活用する必要がある場合等、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸	め必要な措置を講ずるよう要請できるものとする。 市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。 ③ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の適用関係 回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬、処分を行うものとする。 また、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃掃法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。また、船舶から流出した石油類や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。 イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等 <u>知事</u>は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合、例えば、<u>豪雨</u>や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、沖縄県が緊急的に国の災害関連制度を活用する必要がある場合等、特に必要があると認め
--------	--	--

1 章 3.	漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、技術的助言その他の協力を求めるものとする。 ウ 沖縄県による援助 沖縄県は、県内の各地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をするものとする。 市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、沖縄県は、<u>海岸管理者等への援助の一環として</u>、当該市町村に対しても<u>これ</u>を行うものとする。 エ 廃棄物処理施設の整備の促進 沖縄県は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な措置を講ずるものとする。特に廃棄物処理施設が十分でない離島地域<u>等</u>においては、運搬ルート合理化など効率的な処理体制の構築を図るとともに、必要に応じて国の支援を受けた上で、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を促進するものとする。 （２）海岸漂着物等の効果的な発生抑制 海岸漂着物の問題の解決を図るためには、海岸漂着物等の処理の推進に加えて、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。	るときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、技術的助言その他の協力を求めるものとする。 ウ 沖縄県による援助 沖縄県は、県内の各地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をするものとする。 市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、沖縄県は、当該市町村に対しても<u>援助</u>を行うものとする。 エ 廃棄物処理施設の整備の促進 沖縄県は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な措置を講ずるものとする。特に廃棄物処理施設が十分でない離島地域においては、運搬ルート合理化など効率的な処理体制の構築を図るとともに、必要に応じて国の支援を受けた上で、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を促進するものとする。 （２）海岸漂着物等の効果的な発生抑制 海岸漂着物の問題の解決を図るためには、海岸漂着物等の処理の推進に加えて、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。
---------------	---	--

1 章 3.

① 3 R の推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが含まれており、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには海岸漂着物等となるごみ等の排出抑制に努めることが重要である。

沖縄県では、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施や、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処分を確保し、県内における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直すことでいわゆる循環型社会の実現を図るよう努めるものとする。

特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散することから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り、分別、リサイクル等が行われるよう取組を推進する。

② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

3 R の推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが含まれており、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには海岸漂着物等となるごみ等の排出抑制に努めることが重要である。

沖縄県では、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）をはじめとする各種リサイクル法やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に鑑み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処分を確保し、県内における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直すことでいわゆる循環型社会の実現を図るよう努めるものとする。

特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散することから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底を図り、廃プラスチック類の海域への流出抑制に努める。また、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底して海域への流出抑制に努めるとともに、可能な限り、分別、リサイクル等が行われるよう取組を推進する。

② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

1 章 3.	県内の海岸では、長期間回収されずに放置された海岸漂着物等のプラスチック類が劣化してマイクロプラスチックとなっており、その一部が海域へ流出している可能性が示唆されている。したがって、漂着したプラスチック類が迅速に回収されるよう取組を推進する。 また、事業者によるマイクロプラスチック対策については、使用後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される洗顔料等のスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止の呼びかけや樹脂ペレットの漏出防止の取組等、我が国の産業界による自主的な取組が進められているところであり、引き続き、マイクロプラスチックの使用の抑制に努める。また、プラスチック原料・製品の製造、輸入、流通工程を始め、サプライチェーン全体を通じて、ペレット等の飛散・流出防止の徹底に努める。更には、事業活動において<u>プラスチック原料等が廃棄物等となることを抑制すること</u>や<u>循環的な利用が行われていない循環資源について</u>自らの責任において適正に<u>処分</u>すること等により、<u>廃プラスチック類の排出が抑制され</u>、海域へ流出することのないよう努める。 ③ 発生の状況及び原因に関する実態把握 ア 海岸漂着物等に係る実態把握等 海岸漂着物等の発生実態には未解明の部分が多い。海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を的確に企画・実施するためには、その発生実態を可能な限り把握することが必要である。 沖縄県は、海岸漂着物等の発生状況、発生原因の実態を把握するため、定期的に調査を行<u>うよう努め</u>、得られたデータや把握した状況<u>について</u>、関係者間で情報<u>を</u>共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して<u>積極的に</u>広報し、海岸漂着物<u>の問題に関する</u>普及啓発を図るよう	県内の海岸では、長期間回収されずに放置された海岸漂着物等のプラスチック類が劣化してマイクロプラスチックとなっており、その一部が海域へ流出している可能性が示唆されている。したがって、漂着したプラスチック類が迅速に回収されるよう取組を推進する。 また、事業者によるマイクロプラスチック対策については、使用後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される洗顔料等のスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止の呼びかけや樹脂ペレットの漏出防止の取組等、我が国の産業界による自主的な取組が進められているところであり、引き続き、マイクロプラスチックの使用の抑制に努める。また、プラスチック原料・製品の製造、輸入、流通工程を始め、サプライチェーン全体を通じて、ペレット等の飛散・流出防止の徹底に努める。更には、事業活動において<u>原料となるプラスチックの使用を削減すること</u>や<u>適切に循環利用されていないプラスチック資源を</u>自らの責任において適正に<u>処理</u>すること等により、プラスチック類<u>が</u>海域へ流出することのないよう努める。 ③ 発生の状況及び原因に関する実態把握 ア 海岸漂着物等に係る実態把握等 海岸漂着物等の発生実態には未解明の部分が多い。海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を的確に企画・実施するためには、その発生実態を可能な限り把握することが必要である。 沖縄県は、海岸漂着物等の発生状況、発生原因の実態を把握するため、定期的に調査を行<u>い</u>、得られたデータや把握した状況<u>を</u>関係者間で情報共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して<u>わかりやすく県内外に</u>広報し、海岸漂着物<u>等に関するグローバルな問題について</u>普
---------------	---	---

1 章 3.	努めるものとする。また、海岸漂着物等の実態については、地域住民、非営利活動組織（以下「NPO 等」という。）やその他の民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、沖縄県はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に活用するよう努めるものとする。 イ マイクロプラスチックに係る実態把握等 マイクロプラスチックについては、沖縄県が過年度に実施した実態調査により、県内海岸に多く存在すること、海岸生態系へ<u>影響を及ぼしていることも明らかになってきている</u>が、未だに未解明の部分も多く、更なる調査研究が必要である。 このため、県は、マイクロプラスチックの海岸や海域、河川等の公共<u>の</u>水域における分布実態や、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進する。また、得られた最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、発生抑制のための施策の在り方を検討し、必要な措置を講ずるものとする。※資料 4・参考資料 3 ④ ごみ等の適正な処理等の推進 海岸漂着物には、<u>生活系</u>のごみや漁業等の事業活動に利用され不要となった用具等が散見される<u>ことから（生活系</u>ごみや事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されない場合、その一部が<u>水域</u>を経て海岸漂着物となるおそれがある<u>ため）</u>、これらを廃棄物として適正に処分することは、ひいては海岸漂着物等の発生の抑制にも資すると考えられる。	及啓発を図るよう努めるものとする。また、海岸漂着物等の実態については、地域住民、非営利活動組織（以下「NPO 等」という。）やその他の民間団体等や学識経験者によって<u>も</u>自主的に各種の調査活動がなされているところであり、沖縄県はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に<u>有効に</u>活用するよう努めるものとする。 イ マイクロプラスチックに係る実態把握等 マイクロプラスチックについては、沖縄県が過年度に実施した実態調査により、県内海岸に多く存在すること、海岸生態系へ<u>の影響リスクも科学的に明らかになりつつあるが</u>、未だに未解明の部分も多く、更なる調査研究が必要である。 このため、県は、マイクロプラスチックの海岸や海域、河川等の公共水域における分布実態や、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進する。また、得られた最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、<u>調査・分析・解析データ等の公表を通して、広く情報共有に努め</u>、発生抑制のための施策の在り方<u>など</u>を検討し、必要な措置を講ずるものとする。※資料 4・参考資料 3 ④ ごみ等の適正な処理等の推進 海岸漂着物には、<u>家庭から</u>のごみや漁業等の事業活動に利用され不要となった用具等が散見される。<u>これらは</u>適正に処分されない場合、その一部が<u>河川等</u>を経て海岸漂着物となるおそれがあり、これらを廃棄物として適正に処分することは、ひいては海岸漂着物等の発生の抑制にも資すると考えられる。
--------	---	--

1 章 3.	県民は、<u>生活系</u>ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴って自ら排出するごみ等の排出抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組に努め、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。 ⑤ ごみ等の投棄の防止、県民の意識の高揚とモラルの向上 ごみ等の投棄については、廃掃法等に基づく<u>規制によって対応されるべきものであり、不法投棄・ポイ捨てに関する規制の適切かつ着実な執行に努めることが求められる。</u> 海岸漂着物等は、<u>生活系</u>ごみをはじめ身近な散乱ごみに起因するものも含まれており、これらは<u>内陸から沿岸地域へとつながる水の流れ等を通じて発生する</u>ため、海岸を有する地域だけではなく、<u>広く各界各層</u>の県民が海岸漂着物問題への認識を深め、ごみ等の投棄を行わないことが重要である。また、事業者は<u>自らに加え</u>一般消費者等に対する啓発に努める必要がある。加えて、海岸漂着物等には、船舶の航行に伴い生ずるものも含まれているとの指摘があることから、船舶所有者への海岸漂着物問題の周知や、ごみ等の海上投棄の防止措置も進める必要がある。 沖縄県は、廃掃法や海洋汚染防止法等に基づく規制と併せて、ごみ等の投棄の防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」によるごみ散乱防止啓発活動等の普及啓発や環境教育を推進する。特に、県民に対しては、	県民は、<u>家庭からの</u>ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴って自ら排出するごみ等の排出抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組に努め、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。 ⑤ ごみ等の投棄の防止、県民の意識の高揚とモラルの向上 ごみ等の投棄については、廃掃法等に基づく規制・<u>啓発によって対応されるべきものであり、適切かつ着実な執行が求められる。</u> 海岸漂着物等は、<u>家庭からの</u>ごみをはじめ身近な散乱ごみに起因するものも含まれており、これらは<u>住宅地、市街地を流れる川、水路、側溝等を通じて海岸へと到達する</u>ため、海岸を有する地域だけではなく、<u>全ての</u>県民が海岸漂着物問題への認識を深め、ごみ等の投棄を行わないことが重要である。また、事業者は<u>自身が取組むだけでなく、</u>一般消費者等に対する啓発に努める必要がある。加えて、海岸漂着物等には、船舶の航行に伴い生ずるものも含まれているとの指摘があることから、船舶所有者への海岸漂着物問題の周知や、ごみ等の海上投棄の防止措置も進める必要がある。 沖縄県は、廃掃法や海洋汚染防止法等に基づく規制と併せて、ごみ等の投棄の防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」によるごみ散乱防止啓発活動等の普及啓発や環境教育を推進する。特に、県民に対しては、<u>海岸漂着物等の実態や不法投棄・ポイ捨てが海洋汚染を引き起こすこと、</u>
---------------	--	--

1 章 3.	海岸漂着物等の実態や不法投棄・ポイ捨てが海洋汚染を引き起こすこと、海洋プラスチックごみは、陸域で発生したごみが河川<u>その他の公共の水</u><u>域</u>を経由する等して海域に流出又は飛散すること、廃プラスチック類が劣化しマイクロプラスチックとなって海洋に流出した場合に、生態系に影響を及ぼすおそれがあること等の問題の正しい理解を促すことにより、発生抑制の呼びかけを効果的に進めることが求められる。 また、県・市町村・NPO 等民間団体等が適宜連携・協力し<u>た上で</u>、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制と早期発見に努める。 ⑥ ごみ等の水域等への流出防止 海岸漂着物等には森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川<u>その他の公共の水域</u>又は海域に流出したもの（流木等の自然由来のものも含む。）も含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、<u>これらのものの</u>水域等への流出防止を図ることが重要である。 県民又は事業者は、<u>その所持する物や管理する土地</u>を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。 沖縄県は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。更には、沖縄県における他の管理・保全事業と連携した効率的な排出抑制を図ることも必要である。 あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、一時的な事業活動（イベントの開催、露店の営業等）その他の活動を行う者に対	海洋プラスチックごみは、陸域で発生したごみが河川、<u>水路、側溝等</u>を経由する等して海域に流出又は飛散すること、廃プラスチック類が劣化しマイクロプラスチックとなって海洋に流出した場合に、生態系に影響を及ぼすおそれがあること等の問題の正しい理解を促すことにより、発生抑制の呼びかけを効果的に進めることが求められる。 また、県・市町村・NPO 等民間団体等が適宜連携・協力し、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制と早期発見に努める。 ⑥ ごみ等の水域等への流出防止 海岸漂着物等には森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川、<u>水路、側溝等</u>又は海域に流出したもの（流木等の自然由来のものも含む。）も含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、<u>これらの</u>水域等への流出防止を図ることが重要である。<u>また、台風の際に河川を通じて非意図的に流出するものについても同様である。</u> 県民又は事業者は、<u>物品や土地</u>を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。 沖縄県は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。更には、沖縄県における他の管理・保全事業と連携した効率的な排出抑制を図ることも必要である。 あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、一時的な事業活動（イベントの開催、露店の営業等）その他の活動を行う者に対
---------------	---	--

1 章 3.	し、<u>器材等の適切な管理や処分等に関する必要な要請を行うことを通じて</u>ごみ等の排出<u>の防止</u>に努めることが必要である。 ⑦ 地域外からの海岸漂着物に対する連携 <u>沖縄県知事</u>は、海岸漂着物の一部が他の区域（周辺国・他の都道府県・市町村等）から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該区域に対してその発生抑制等に関して協力を求めることとする。 （3）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 海岸漂着物の対策に関しては、国・<u>地方公共団体の他、意欲ある県民や民間団体等</u>の多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的な取組に努めること、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。 ① 県民、民間団体等の積極的な参画の促進 海岸漂着物は、国内外から発生するものであり、海岸漂着物問題は海岸を有する地域だけでなく、<u>広範な</u>県民による協力が不可欠である。 沖縄県は、海岸漂着物等の問題や処理等に対する県民の意識の高揚を図り、県民や民間団体による自主的・積極的な取組や、地域の<u>多用な</u>主体の連携・協力を促進するため、普及啓発等の施策を講じるよう努めるものとする。 ② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保	し、<u>適切な器材管理や処分等をさせることで</u>ごみ等の排出<u>抑制と流出防止</u>に努めることが必要である。 ⑦ 地域外からの海岸漂着物に対する連携 <u>知事</u>は、海岸漂着物の一部が他の区域（周辺国・他の都道府県・市町村等）から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該区域に対してその発生抑制等に関して協力を求めることとする。 （3）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 海岸漂着物の対策に関しては、国・<u>県・市町村等が責務を担っているが、意欲ある県民や民間団体等の協力・参画が不可欠であることから、</u>多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的な取組に努めること、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。 ① 県民、民間団体等の積極的な参画の促進 海岸漂着物は、国内外から発生するものであり、海岸漂着物問題は海岸を有する地域だけでなく、<u>全ての</u>県民による協力が不可欠である。 沖縄県は、海岸漂着物等の問題や処理等に対する県民の意識の高揚を図り、県民や民間団体<u>等</u>による自主的・積極的な取組や、地域の<u>様々な</u>主体の連携・協力を促進するため、普及啓発等の施策を講じるよう努めるものとする。 ② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保
---------------	---	--

1 章 3.	県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に基づいて自発的<u>な意思のもと</u>に海岸漂着物への取組に参加することを基本とする。このような自発的な意志が、民間団体等が活動を開始し、継続する動機<u>（駆動力）</u>となるものであるため、沖縄県との連携に際しては、その自発性・主体性が尊重されなければならない。 また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に、自発的な意欲をもって活動に参画し、相互に連携していくためには、当事者の公正性や透明性の確保が必要である。沖縄県はこの点に留意し、多様な主体による継続的な活動への参画が保たれるよう配慮しつつ、施策を進めるものとする。 ③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援 ア 民間団体等の知見等の活用と緊密な連携 民間団体等は、海岸漂着物等の処理等において自ら活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発活動等への参画を通じて地域の各主体の連携・協働のつなぎ手として<u>の役割を担うことによって、</u>重要な役割を<u>果たす</u>ことが期待される。 沖縄県<u>においては、</u>これらの団体が<u>自らの活動により海岸漂着物対策に関する</u>豊富な経験と知識、<u>関係者による</u>幅広いネットワーク、海岸清掃のノウハウ等を<u>持ち合わせて</u>いることを重視し、これらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮する<u>と共に、</u>これらの団体との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、<u>更には</u>民間団体等による<u>活動の充実</u>に向けた支援（財政上の配慮、技術的助言等）に努めるものとする。	県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に基づいて自発的に海岸漂着物への取組に参加することを基本とする。このような自発的な意志が、民間団体等が活動を開始し、継続する動機となるものであるため、沖縄県との連携に際しては、その自発性・主体性が尊重されなければならない。 また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に、自発的な意欲をもって活動に参画し、相互に連携していくためには、当事者の公正性や透明性の確保が必要である。沖縄県はこの点に留意し、多様な主体による継続的な活動への参画が保たれるよう配慮しつつ、施策を進めるものとする。 ③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援 ア 民間団体等の知見等の活用と緊密な連携 民間団体等は、海岸漂着物等の処理等において自ら活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発活動等への参画を通じて地域の各主体の連携・協働のつなぎ手としての重要な役割を<u>担う</u>ことが期待される。 沖縄県<u>は、</u>これらの団体が豊富な経験と知識、幅広いネットワーク、海岸清掃のノウハウ等を<u>有して</u>いることを重視し、これらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮する。<u>更に、</u>これらの団体との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、民間団体等による<u>充実した活動</u>に向けた支援（財政上の配慮、技術的助言等）に努めるものとする。
--------	--	--

1 章 3.	イ 民間団体等の活動における安全性の確保 海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等をはじめ危険物が含まれているため、回収を行う主体の安全確保が必要である。 このため、沖縄県は、民間団体等への支援に際し、知識の普及や助言を行うこと等により、その活動の安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めるものとする。 (4) 国際協力の推進 海岸漂着物は国境を越えて国外からも漂着することから、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られるよう取組が推進されるべきである。 沖縄県では、海外由来の海岸漂着物が多くみられることから、その漂着状況について<u>地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体の関係者が協力し、海岸漂着物のモニタリング等を行うと共に、その情報を発信するよう努めることとし、国と関係国との協調や国際協力による対策の推進に協力するものとする。</u> (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項 ① 環境教育及び普及啓発 海岸漂着物対策を実施する上では、<u>各界各層</u>の県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な取組を促進するべきである。 沖縄県は、環境教育の推進に必要な施策（環境保全等に関する教育や学習の振興等）を講ずる<u>こと</u>、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を<u>図るとともに</u>、自発的な美化活動を促進するものとする。更	イ 民間団体等の活動における安全性の確保 海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等をはじめ危険物が含まれているため、回収を行う主体の安全確保が必要である。 このため、沖縄県は、民間団体等への支援に際し、知識の普及や助言を行うこと等により、その活動の安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めるものとする。 (4) 国際協力の推進 海岸漂着物は国境を越えて国外からも漂着することから、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られるよう取組が推進されるべきである。 沖縄県では、海外由来の海岸漂着物が多くみられることから、その漂着状況について<u>情報発信するとともに、海外の自治体・民間団体レベルの交流に努める。また、国が行う国際的な対策の推進に協力するものとする。</u> (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項 ① 環境教育及び普及啓発 海岸漂着物対策を実施する上では、<u>全て</u>の県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な取組を促進するべきである。 沖縄県は、環境教育の推進に必要な施策（環境保全等に関する教育や学習の振興等）を講ずる<u>とともに</u>、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を<u>図り</u>、自発的な美化活動を促進するものとする。更には、
--------	--	--

1 章 3.	には、NPO 等その他の民間団体等が自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っていることから、沖縄県は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努めるものとする。 ② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用と将来の対策を担う人材の育成 海岸漂着物処理推進法に規定されている海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等は、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。 このため、沖縄県では、普及啓発や関係者の連携の確保に際して、海岸漂着物処理推進法の規定により 県知事 が指定した海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用を図るものとする。 また、沖縄県では、海岸漂着物の対策は長期的な展望に立ち、将来を見据えた体制づくりも重要と考えられることから、県内において地域住民、民間団体、行政機関、学校教育機関等を対象として、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進していくものとする。 ③ 技術開発、調査研究の推進 ア 効率的・効果的な回収方法 海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、効率的・効果的な回収を行うことが必要である。特に離島等においては海岸への機材等の搬入や海岸漂着物等の運搬が困難な場合もある。 このため、沖縄県では、離島等における海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ、海岸漂着物等の効率的・効果的な回収に向けた手	NPO 等その他の民間団体等が自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っていることから、沖縄県は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努めるものとする。 ② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用と将来の対策を担う人材の育成 海岸漂着物処理推進法に規定されている海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等は、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。 このため、沖縄県では、普及啓発や関係者の連携の確保に際して、海岸漂着物処理推進法の規定により 知事 が指定した海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用を図るものとする。 また、沖縄県では、海岸漂着物の対策は長期的な展望に立ち、将来を見据えた体制づくりも重要と考えられることから、県内において地域住民、民間団体、行政機関、学校教育機関等を対象として、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進していくものとする。 ③ 技術開発、調査研究の推進 ア 効率的・効果的な回収方法 海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、効率的・効果的な回収を行うことが必要である。特に離島等においては海岸への機材等の搬入や海岸漂着物等の運搬が困難な場合もある。 このため、沖縄県では、離島等における海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ、海岸漂着物等の効率的・効果的な回収に向けた手
--------	---	---

1 章 3.	法の調査研究を推進するよう努めるものとする。 イ 海洋漂着物等の処理等に関する技術 海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、その多様な性質や態様等に即した適切な方法が求められるため、技術開発の果たす役割は大きい。また、海岸漂着物等の効率的な処理や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは、海岸漂着物等の処理施設や処理費用等の対応が十分でない離島等においては、対策を進める上で大きな利点となると考えられる。 このため、沖縄県は多様な<u>物質を含む</u>海岸漂着物等について、適正かつ効率的な処理技術や、循環型社会にふさわしいリサイクル技術に関する調査研究の推進に努めるものとする。	法の調査研究を推進するよう努めるものとする。 イ 海洋漂着物等の処理等に関する技術 海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、その多様な性質や態様等に即した適切な方法が求められるため、技術開発の果たす役割は大きい。また、海岸漂着物等の効率的な処理や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは、海岸漂着物等の処理施設や処理費用等の対応が十分でない離島等においては、対策を進める上で大きな利点となると考えられる。 このため、沖縄県は多様な<u>性質を持つ</u>海岸漂着物等について、適正かつ効率的な処理技術や、循環型社会にふさわしいリサイクル技術に関する調査研究の推進に努めるものとする。
--------	--	--

2 章	第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 <u>沖縄県における地域計画は、政府が海岸漂着物処理推進法により定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、同法第十四条の規定、及び「琉球諸島沿岸 海岸保全基本計画」、「沖縄県環境基本計画」及び「沖縄県観光振興基本計画」等の方針に沿って沖縄県が作成するものである。</u>	第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」 <u>「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」は、海岸漂着物処理推進法に定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の第十四条の規定に基づいて、沖縄県が作成するものである。なお、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」は、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」、「沖縄県環境基本計画」及び「沖縄県観光振興基本計画」等の基本計画のほか、沖縄振興計画等、県の基本計画の方針との整合性を図って作成される。</u>
2 章 1.	1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 （1）選定方針 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点対策区域」とする）は、海岸漂着物の量と質、漂着状況に加え、対象区域の自然環境（環境保全の観点からみた特徴、地形の特徴等）、社会環境（海岸漂着物を与える観光への影響、海岸清掃活動の状況等）等の情報を収集整理し十分検討した上で、海岸あるいは区域毎に重点対策の必要性に関する評価を実施し、選定する。なお、選定基準は、地域の特性や多様な地域関係者からの意見を踏まえて検討するものとする。 （2）重点対策区域の選定 県内の各地域・島毎に、海岸の地形的条件やごみ漂着条件等を勘案し、海岸漂着物の被害が想定される区域を設定する。 （3）重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度	1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 （1）選定方針 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点対策区域」とする）は、海岸漂着物の量と質、漂着状況に加え、対象区域の自然環境（環境保全の観点からみた特徴、地形の特徴等）、社会環境（海岸漂着物を与える観光への影響、海岸清掃活動の状況等）等の情報を収集整理し十分検討した上で、海岸あるいは区域毎に重点対策の必要性に関する評価を実施し、選定する。なお、選定基準は、地域の特性や多様な地域関係者からの意見を踏まえて検討するものとする。 （2）重点対策区域の選定 県内の各地域・島毎に、海岸の地形的条件やごみ漂着条件等を勘案し、海岸漂着物の被害が想定される区域を設定する。 （3）重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度

2 章 1.	海岸漂着物対策実施における優先度を決定するにあたっては、県内を 4 つの地域に区分し、それぞれの地域特性に応じた対策の基本方針を策定し、地域毎に個別の視点をもって、特に下記の事項に配慮して選定するものとする。また、対策の優先度の評価方法については、別紙 2 に示す。 ① 沖縄本島地域 本地域は、ボランティア清掃活動が盛んであり、県内においては処理能力の点で比較的施設の充実が図られている一方で、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在している。また、一部海岸では地域住民の生活及び生産活動に起因する海岸漂着物が顕著であるとの指摘がなされている。したがって、これらの問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ② 本島周辺の離島地域 本地域の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市町村及び地元自治会等に限られ、活動の実施機会が限られている。また、回収した海岸漂着 <u>ゴミ</u> を廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理 <u>に係る委託費の予算</u> 確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ③ 宮古諸島地域 本地域は、宮古島では市の廃棄物処理施設の充実が図られてきており、ボランティア清掃活動が拡がりつつあるものの、地域の海岸清掃活動に	海岸漂着物対策実施における優先度を決定するにあたっては、県内を 4 つの地域に区分し、それぞれの地域特性に応じた対策の基本方針を策定し、地域毎に個別の視点をもって、特に下記の事項に配慮して選定するものとする。また、対策の優先度の評価方法については、別紙 2 に示す。 ① 沖縄本島地域 本地域は、ボランティア清掃活動が盛んであり、県内においては処理能力の点で比較的施設の充実が図られている一方で、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在している。また、一部海岸では地域住民の生活及び生産活動に起因する海岸漂着物が顕著であるとの指摘がなされている。したがって、これらの問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ② 本島周辺の離島地域 本地域の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市町村及び地元自治会等に限られ、活動の実施機会が限られている。また、回収した海岸漂着 <u>物等</u> を廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理 <u>費の</u> 確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ③ 宮古諸島地域 本地域は、宮古島では市の廃棄物処理施設の充実が図られてきており、ボランティア清掃活動が拡がりつつあるものの、地域の海岸清掃活動に
--------	--	---

2 章 1.	は限界があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在するという問題がある。また、他の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理に係る委託費の予算確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ④ 八重山諸島地域 本地域は、石垣島ではボランティア清掃活動が盛んであるものの、その活動には地域差があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在すること、市の廃棄物処理施設の能力は、海岸漂着物の受入れという点からは必ずしも十分とはいえず、処理しきれない場合は業者委託による運搬処理が必要となり、その費用負担が必要となる等の問題がある。また、石垣市以外の地域では、人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理に係る委託費の予算確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 (4) 重点対策区域 重点対策区域を別紙 1 に示す。	は限界があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在するという問題がある。また、他の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理費用の確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 ④ 八重山諸島地域 本地域は、石垣島ではボランティア清掃活動が盛んであるものの、その活動には地域差があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在する、市の廃棄物処理施設の能力は、海岸漂着物の受入れという点からは必ずしも十分とはいえず、処理しきれない場合は業者委託による運搬処理が必要となり、その費用負担が必要となる等の問題がある。また、石垣市以外の地域では、人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが町及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理費用の確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。 (4) 重点対策区域 重点対策区域を別紙 1 に示す。
---------------	---	--

2 章 1.	(5) 重点対策区域毎の対策方針とその内容 選定された重点対策区域については、それぞれの対策方針とその内容の検討を行った上で対策事業を実施するものとし、<u>資料</u>に示す。	(5) 重点対策区域毎の対策方針とその内容 選定された重点対策区域については、それぞれの対策方針とその内容の検討を行った上で対策事業を実施するものとし、<u>別紙2</u>に示す。
2 章 2.	2. 回収に係る関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 地域の関係者の役割分担及び相互協力のあり方については、対象地域における海岸漂着物被害の状況と対策に係る課題等を把握し、海岸漂着物処理推進法や<u>沖縄県海岸保全計画</u>等の方針を踏まえて検討する。 ここで目的とするのは、地域関係者による地域の事情に見合った体制づくりである。そのためには官民相互協力における役割分担や、他の活動との連携による地域全体の活性化、効率的・効果的な望ましい海岸清掃体制の確立等を実現するための具体的な施策が必要である。 既に沖縄県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施されているが、課題も多く残されていることを踏まえると、関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制づくりにあたっては、以下に列記する点を考慮しなければならない。 ・海岸漂着物等の回収には、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。 ・行政は、管理する<u>海岸の清潔の保持に努める</u>とともに、清掃用具の提供や回収ごみの処理等、地域の海岸清掃活動を支援する必要がある。 ・海岸清掃活動に熱心なボランティア団体等では、自らの活動により海岸漂着物対策に関する豊富な経験と知識、ノウハウ等を持ち合わせていることから、行政はこれらの知識や技術等を県内において幅広く活	2. 回収に係る関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 地域の関係者の役割分担及び相互協力のあり方については、対象地域における海岸漂着物被害の状況と対策に係る課題等を把握し、海岸漂着物処理推進法や<u>琉球諸島沿岸海岸保全基本計画</u>等の方針を踏まえて検討する。 ここで目的とするのは、地域関係者による地域の事情に見合った体制づくりである。そのためには官民相互協力における役割分担や、他の活動との連携による地域全体の活性化、効率的・効果的な望ましい海岸清掃体制の確立等を実現するための具体的な施策が必要である。 既に沖縄県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施されているが、課題も多く残されていることを踏まえると、関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制づくりにあたっては、以下に列記する点を考慮しなければならない。 ・海岸漂着物等の<u>対応に関する責務は行政にあるが</u>、回収には、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。 ・行政は、管理する<u>海岸を清潔に保つ</u>とともに、清掃用具の提供や回収ごみの処理等、地域の海岸清掃活動を支援する必要がある。 ・海岸清掃活動に熱心なボランティア団体等では、自らの活動により海岸漂着物対策に関する豊富な経験と知識、ノウハウ等を持ち合わせて

2 章 2.	用できるよう配慮するとともに、これらの民間団体等と相互に協力し、情報を共有して、良好な関係を築くことが重要である。 ・地域関係者の連絡調整のネットワークや組織が必要であり、県内各地域に係るものについては地域住民、民間団体、NPO 等、<u>地方公共団体等</u>の関係者が協力し、また、県内全域に係るものについては沖縄県が推進するものとする。 ・ボランティア団体における清掃<u>資材</u>の確保や回収したごみの処理（特に費用、処分方法）等に大きな課題が残されている地域では、関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う国の財政措置を要請する必要がある。	いることから、行政はこれらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮するとともに、これらの民間団体等と相互に協力し、情報を共有して、良好な関係を築くことが重要である。 ・地域関係者の連絡調整のネットワークや組織が必要であり、県内各地域に係るものについては地域住民、民間団体、NPO 等、<u>市町村等</u>の関係者が協力し、また、県内全域に係るものについては沖縄県が推進するものとする。 ・ボランティア団体における清掃<u>用具</u>の確保や回収したごみの処理（特に費用、処分方法）等に大きな課題が残されている地域では、関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う国の財政措置を要請する必要がある。
2 章 3.	3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項 沖縄県内における望ましい海岸清掃体制は、前節の考え方により<u>地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の</u>役割分担を整理した上で、「情報の共有」「清掃計画策定」「回収体制の確立」「コスト<u>削減</u>対策」の4つの方向性<u>を持った上</u>で構築するものとする。 （1）情報の共有 海岸清掃の体制を整備するにあたり、最も重要であり基礎となるのは、海岸漂着物等に係る様々な情報を収集・整理し、<u>地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等</u>の関係者全体<u>で</u>その情報を共有することである。 情報を共有するにあたっては、行政機関が構築する連絡体制や地域関係者による情報ネットワーク、<u>あわせて</u>インターネットやマスコミ等を有効に活用<u>することを前提として</u>、関係者全体の協力<u>の基で</u>情報を効率	3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項 沖縄県内における望ましい海岸清掃体制は、前節の考え方により、<u>県は市町村等と連携し、地域住民、民間団体、NPO 等の協力の下に</u>役割分担を整理した上で、「情報の共有」「清掃計画策定」「回収体制の確立」「コスト<u>低減</u>対策」の4つの方向性で構築するものとする。 （1）情報の共有 海岸清掃の体制を整備するにあたり、最も重要であり基礎となるのは、海岸漂着物等に係る様々な情報を収集・整理し、<u>県・市町村等は、地域住民、民間団体、NPO 等</u>の関係者全体<u>と</u>その情報を共有することである。 情報を共有するにあたっては、行政機関が構築する連絡体制や地域関係者による情報ネットワーク<u>のほか、</u>インターネットやマスコミ等を有効に活用<u>し、</u>関係者全体の協力<u>の下で</u>情報の効率的かつ適切な集約・整

2章3.	的かつ適切に集約・整理し、<u>更には延滞なくその情報を公表できる</u>体制の構築を目指すものとする。 海岸漂着物等に係る様々な情報のうち、特にその共有に努めるべき事項等は、以下に列記する点である。 ・各海岸における海岸漂着物等の漂着量や被害の状況 ・海岸清掃の実施に係る情報 ・海岸清掃方法や運搬処理に係る情報 ・行政が実施する海岸漂着物等の対策に係る情報 ・海岸漂着物等の対策に係る普及啓発、環境教育に係る情報 なお、より効率的・効果的な情報の共有を進めるため、沖縄県及び地域関係者は、必要に応じて地域住民、民間団体、NPO等、<u>地方公共団体</u>等の関係者による協議の場を設けるものとする。 (2) 海岸清掃計画の策定 効率的・効果的な海岸漂着物対策を進めるために必要と認められる場合には、沖縄県が中心となり、地域毎等に、海岸清掃計画（年度計画）の策定に努めるものとする。 海岸清掃計画を策定するにあたっては、ごみの漂着状況と海岸生態系等への被害状況、国や県による対策事業や調査の実施状況、海岸漂着物の回収に係る海岸区分（国や県の予算措置による清掃実施が望ましい海岸、行政機関の例年予算により清掃を実施する海岸、地域住民やボランティア団体等の清掃の実績のある海岸、新たに清掃の実施が望まれる海岸等の区分）等の情報を整理した上で、地域住民、民間団体、NPO等、<u>地方公共団体</u>等の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある。 市町村は、沖縄県等の策定した海岸清掃計画を推進するため、地域の	理と<u>速やかな公表</u>体制の構築を目指すものとする。 海岸漂着物等に係る様々な情報のうち、特にその共有に努めるべき事項等は、以下に列記する点である。 ・各海岸における海岸漂着物等の漂着量や被害の状況 ・海岸清掃の実施に係る情報 ・海岸清掃方法や運搬処理に係る情報 ・行政が実施する海岸漂着物等の対策に係る情報 ・海岸漂着物等の対策に係る普及啓発、環境教育に係る情報 なお、より効率的・効果的な情報の共有を進めるため、沖縄県及び地域関係者は、必要に応じて地域住民、民間団体、NPO等、<u>市町村等</u>の関係者による協議の場を設けるものとする。 (2) 海岸清掃計画の策定 効率的・効果的な海岸漂着物対策を進めるために必要と認められる場合には、沖縄県が中心となり、地域毎等に、海岸清掃計画（年度計画）の策定に努めるものとする。 海岸清掃計画を策定するにあたっては、ごみの漂着状況と海岸生態系等への被害状況、国や県による対策事業や調査の実施状況、海岸漂着物の回収に係る海岸区分（国や県の予算措置による清掃実施が望ましい海岸、行政機関の例年予算により清掃を実施する海岸、地域住民やボランティア団体等の清掃の実績のある海岸、新たに清掃の実施が望まれる海岸等の区分）等の情報を整理した上で、地域住民、民間団体、NPO等、<u>市町村等</u>の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある。 市町村は、沖縄県等の策定した海岸清掃計画を推進するため、地域の
-------------	--	--

2章3.	関係者の意見を踏まえた上で、清掃体制の整備計画を策定するよう努めるものとする。 なお、海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用できるように、利用できる補助金制度と対象事業の内容について、地域の状況に合わせた形で整理しておくことが重要である。 (3) 回収体制の確立 海岸漂着物等の回収方法や処理方法等、必要とされる回収体制は地域毎・海岸毎等により異なると考えられるため、それぞれの回収体制を構築する必要がある。 回収体制を確立する上での基本理念は、「民間でできることは民間で、民間でできないことは行政で、行政がやるべきことは行政で実施する」とする。例えば、回収は民間が主体で実施し、運搬・処分を行政が担当する、という体制が考えられるが、加えて、同地域内の地域住民、民間団体、NPO 等、地方公共団体等の活動情報を共有し、時には共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みづくりも必要である。 以上のことから、沖縄県では、地域関係者の役割分担及び相互協力が可能な回収体制について、具体的な対策項目毎に整理・検討した上で、取組の実施を進めるものとする。 ① 回収体制の基本方針 海岸漂着物等の回収体制は、予め想定される清掃活動等の形態毎に、関係者の役割分担及び相互協力の体制を考慮しつつ構築するものとする。 想定される清掃活動等の形態としては、「通常時の海岸清掃の取組」と	関係者の意見を踏まえた上で、清掃体制の整備計画を策定するよう努めるものとする。 なお、海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用できるように、利用できる補助金制度と対象事業の内容について、地域の状況に合わせた形で整理しておくことが重要である。 (3) 回収体制の確立 海岸漂着物等の回収方法や処理方法等、必要とされる回収体制は地域毎・海岸毎等により異なると考えられるため、それぞれの回収体制を構築する必要がある。 回収体制を確立する上での基本理念は、「<u>県・市町村等の行政機関が主体的に実施し、必要に応じて民間に協力を要請する</u>」とする。例えば、<u>回収は民間の参画で協力的に実施してもらい、運搬・処分を行政が担当する、という体制が考えられる。また、行政が、</u>同地域内の地域住民、民間団体、NPO 等、市町村等の活動情報を共有し、時には共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みづくりも必要である。 以上のことから、沖縄県では、地域関係者の役割分担及び相互協力が可能な回収体制について、具体的な対策項目毎に整理・検討した上で、取組の実施を進めるものとする。 ① 回収体制の基本方針 海岸漂着物等の回収体制は、<u>県・市町村等の行政機関を主体とし、</u>予め想定される清掃活動等の形態毎に、関係者の役割分担及び相互協力の体制を考慮しつつ構築するものとする。 想定される清掃活動等の形態としては、「<u>国や県等の予算による措置</u>」
-------------	--	--

2 章 3.	して主に日常的な地域の取組（ボランティア清掃等）<u>の場合</u>、「行政機関の例年予算による措置」として海岸管理者等が実施する所轄の保全対策費等による回収事業等を実施する場合、「<u>国や県等の予算措置による回収事業</u>」として<u>基金や</u>補助金等の予算措置の上で<u>事業として実施する場合</u>等が<u>あげられる</u>。 また、主な地域関係者の役割分担は以下のとおりとする。 地域住民、民間団体、NPO 等は、ボランティア清掃活動の実施や行政機関等が実施する回収事業への協力等を行う。 市町村は、ボランティア清掃の支援、回収された海岸漂着物等の一般廃棄物としての受入れ、国や県の補助金制度等の有効活用等を行う。 海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。回収が困難なごみのうち、特に地域住民や観光客等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるものについては、関係行政機関と連携し速やかに対応する。 回収事業等の実施者は、適正な海岸漂着物等の回収と処理等を行う。 沖縄県の廃棄物担当部局は、海岸漂着物等の適正処理に係る<u>監督及び指導等</u>を行う。 ② 災害等緊急時の連絡回収体制 沖縄県内の海岸では、災害起因の場合を含め、流木、廃油、劇薬、医療系廃棄物等の危険なごみの予期せぬ大量漂着がみられる。これらの危険なごみは再漂流による事故、自然環境への影響、人的被害等を及ぼす恐れがあるため、早期の対策が求められる。したがって、危険なごみの大量漂着に対しては、関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた緊急の連絡体制と回収体制作りが必要である。	<u>としての補助事業、「行政機関の例年予算による措置」として海岸管理者等が実施する所轄の保全対策費等による回収事業</u>、「通常時の海岸清掃の取組」として<u>の</u>主に日常的な地域の取組（ボランティア清掃等）等が<u>挙げられる</u>。 また、主な地域関係者の役割分担は以下のとおりとする。 海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。回収が困難なごみのうち、特に地域住民や観光客等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるものについては、関係行政機関と連携し速やかに対応する。 市町村は、ボランティア清掃の支援、回収された海岸漂着物等の一般廃棄物としての受入れ、国や県の補助金制度等の有効活用等を行う。 沖縄県の廃棄物担当部局は、海岸漂着物等の適正処理に係る<u>指導・助言</u>を行う。 地域住民、民間団体、NPO 等は、ボランティア清掃活動の実施や行政機関等が実施する回収事業への協力等を行う。 回収事業等の実施者は、適正な海岸漂着物等の回収と処理等を行う。 ② 災害等緊急時の連絡回収体制 沖縄県内の海岸では、災害起因の場合を含め、流木、廃油、劇薬、医療系廃棄物等の危険なごみの予期せぬ大量漂着がみられる。これらの危険なごみは再漂流による事故、自然環境への影響、人的被害等を及ぼす恐れがあるため、早期の対策が求められる。したがって、危険なごみの大量漂着に対しては、関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた緊急の連絡体制と回収体制作りが必要である。
---------------	--	---

2 章 3.	ア 連絡体制 危険なごみの大量漂着がみられた場合の関係者の連絡体制は以下のとおりとする。 沖縄県では、県と地域の関係機関が連携した対応が必要な場合、地域の関係機関で対応が可能な場合を見極めつつ、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等を中心とした対策の検討が可能となる既存の連絡体制を活用する。更に、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等は、地域関係者による情報ネットワークやマスコミ等を活用し、詳細な漂着と被害状況に係る情報収集に努めるものとする。 また、地域住民等が危険なごみの大量漂着を確認した場合には、速やかに海岸管理者、市町村、地域関係者による情報ネットワーク、海上保安庁、所轄の警察署等へ通知<u>すること</u>により、地域関係者への周知と行政機関の対応の早期実現の支援に努めるものとする。 イ 回収体制 危険なごみの大量漂着がみられた場合の回収体制は、漂着したごみの種類と量により個別に判断されるべきものであるが、概ね事業による回収と、地域住民、民間団体、NPO 等、<u>地方公共団体等</u>の関係者の役割分担及び相互協力による回収に大別される。 危険なごみの大量漂着がみられた場合の主な地域関係者の回収作業に係る役割分担は以下のとおりとする。 <u>地域住民、民間団体、NPO 等は、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。</u> <u>市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な危険なごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等を行う。</u> <u>海岸管理者は、回収事業の実施、回収された危険なごみの適正な処理</u>	ア 連絡体制 危険なごみの大量漂着がみられた場合の関係者の連絡体制は以下のとおりとする。 沖縄県では、県と地域の関係機関が連携した対応が必要な場合、地域の関係機関で対応が可能な場合を見極めつつ、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等を中心とした対策の検討が可能となる既存の連絡体制を活用する。更に、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等は、地域関係者による情報ネットワークやマスコミ等を活用し、詳細な漂着と被害状況に係る情報収集に努めるものとする。 また、地域住民等が危険なごみの大量漂着を確認した場合には、速やかに海岸管理者、市町村、地域関係者による情報ネットワーク、海上保安庁、所轄の警察署等へ<u>の</u>通知により、地域関係者への周知と行政機関の対応の早期実現の支援に努めるものとする。 イ 回収体制 危険なごみの大量漂着がみられた場合の回収体制は、漂着したごみの種類と量により個別に判断されるべきものであるが、概ね事業による回収と、地域住民、民間団体、NPO 等、<u>市町村等</u>の関係者の役割分担及び相互協力による回収に大別される。 危険なごみの大量漂着がみられた場合の主な地域関係者の回収作業に係る役割分担は以下のとおりとする。 <u>沖縄県の廃棄物担当部局は、危険なごみの取扱いや適正処理に係る指導・助言を行う。</u> <u>海岸管理者は、回収事業の実施、回収された危険なごみの適正な処理等を行う。</u> <u>市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な危険なごみの受入れ、</u>
--------	---	---

2章3.	<u>等を行う。</u> <u>回収事業等の実施者は、適正かつ安全な回収と処理等を行う。</u> <u>沖縄県の廃棄物担当部局は、危険なごみの取扱いや適正処理に係る監督及び指導等を行う。</u> ③ 漂流ごみ等の回収体制 県の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしているため、関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた<u>回収及び</u>体制作りが必要である。 日常的に海域で操業を行う漁業従事者やマリンレジャー業者等は、操業に支障をきたさず、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。 市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な漂流ごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等<u>を行う。</u> 沖縄県の廃棄物担当部局は、市町村が処理できない漂流ごみ等<u>の処理について連絡調整に努めるものとする。</u> (4) コスト低減対策 沖縄県内の多くの海岸では、処理費が十分に確保できないため、海岸漂着物の回収処理が十分に行われていない実情があり、海岸漂着物対策に係るコスト低減対策を推進することは大変重要である。 海岸漂着物対策に係るコスト低減対策としては、短期的な視点による対策として国や県の補助金事業等の活用による回収処理費の確保があり、また、長期的な視点による対策として回収から処理に至るまでの工	<u>国の補助金制度等の有効活用等を行う。</u> <u>地域住民、民間団体、NPO等は、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。</u> <u>回収事業等の実施者は、適正かつ安全な回収と処理等を行う。</u> ③ 漂流ごみ等の回収体制 県の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしているため、<u>地域毎に</u>関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた<u>回収・処理</u>体制作りが必要である。 日常的に海域で操業を行う漁業従事者やマリンレジャー業者等は、操業に支障をきたさず、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。 市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な漂流ごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等<u>に努める。</u> 沖縄県の廃棄物担当部局は、市町村が処理できない漂流ごみ等<u>が適正処理されるよう、関係者と連絡調整に努めるものとする。</u> (4) コスト低減対策 沖縄県内の多くの海岸では、処理費が十分に確保できないため、海岸漂着物の回収処理が十分に行われていない実情があり、海岸漂着物対策に係るコスト低減対策を推進することは大変重要である。 海岸漂着物対策に係るコスト低減対策としては、短期的な視点による対策として国や県の補助金事業等の活用による回収処理費の確保があり、また、長期的な視点による対策として回収から処理に至るまでの工
-------------	---	---

2章3.	程毎に取組むコスト低減化等がある。これらのコスト低減対策を実施するためには、対象となる海岸あるいは地域に合った対策方法を選択し、実施する必要がある。 ① 行政が実施する対策 海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用することにより、地域における海岸漂着物等に係る回収処理費の負担軽減に努めるものとし、また、補助金等の効果的な活用のために国や県の担当機関と積極的な連携、調整を図るものとする。 沖縄県は、地域における海岸漂着物等の減容化、再利用、リサイクル等の処理コスト低減のための情報提供や必要となる施設導入の支援に努めるものとする。<u>特に、域内処理が困難な離島地域における小型焼却施設等の導入等について</u>、積極的な支援を行うものとする。 ② 民間が実施する対策 地域住民、民間団体、NPO 等による、ボランティア海岸清掃活動の拡大や活動時の適切な海岸漂着物の分別の推進、更には行政機関等が実施する<u>海岸漂着物等の</u>回収事業に対する積極的な協力等は、結果として海岸管理者、市町村、回収事業者等が実施する海岸漂着物等の対策費用の軽減につながると考えられる。地域において先進的な活動を行っている民間団体やNPO等は、これらの取組が推進されるよう、地域において指導的な役割を担うよう努めるものとする。 地域の企業等は、企業ボランティアとしての海岸清掃活動や、自らが持つ技術を有効に活用することにより行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に係るコスト<u>削減</u>への積極的な協力に努めることとする。なお、処理を行う業者は、海岸漂着物等の処理コスト低減に努めるとと	程毎に取組むコスト低減化等がある。これらのコスト低減対策を実施するためには、対象となる海岸あるいは地域に合った対策方法を選択し、実施する必要がある。 ① 行政が実施する対策 海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用することにより、地域における海岸漂着物等に係る回収処理費の負担軽減に努めるものとし、また、補助金等の効果的な活用のために国や県の担当機関と積極的な連携、調整を図るものとする。 沖縄県は、地域における海岸漂着物等の減容化、再利用、リサイクル等の処理コスト低減のための情報提供や必要となる施設導入の支援に努めるものとし、<u>特に域内処理が困難な離島地域については</u>、積極的な支援を行うものとする。 ② 民間が実施する対策 地域住民、民間団体、NPO 等によるボランティア海岸清掃活動の拡大や活動時の適切な海岸漂着物<u>等</u>の分別の推進、更には行政機関等が実施する回収事業に対する積極的な協力等は、結果として海岸管理者、市町村、回収事業者等が実施する海岸漂着物等の対策費用の軽減につながると考えられる。地域において先進的な活動を行っている民間団体やNPO等は、これらの取組が推進されるよう、地域において指導的な役割を担うよう努めるものとする。 地域の企業等は、企業ボランティアとしての海岸清掃活動や、自らが持つ技術を有効に活用することにより行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に係るコスト<u>低減</u>への積極的な協力に努めることとする。なお、処理を行う業者は、海岸漂着物等の処理コスト低減に努めるとと
-------------	--	---

2章 3.	もに、減容化、再利用、リサイクル等に積極的に取り組むこととする。	もに、減容化、再利用、リサイクル等に積極的に取り組むこととする。
2章 4.	4. 効果的な発生抑制対策に係る事項 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制については、原則として県内のみならず県外も含め全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければなら<u>ず</u>、実行性のある取組とするためには、県民の意識の高揚を図りつつ、県民、NPO 等民間団体、事業者、市町村、県等の多様な主体の適切な役割分担及び相互協力と連携の下に行われなければならない。 基本的な施策としては、環境教育と普及啓発、人材の育成、県内由来の海岸漂着物となる廃棄物の発生抑制、県外や周辺地域との相互協力と連携等が<u>あげられ</u>、沖縄県は、県内で求められている適切な対策を検討、選択し推進する。 (1) 普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成 ① 環境教育及び普及啓発に係る情報共有と効果的な実施 沖縄県内で地域住民、NPO 等民間団体、<u>地方公共団体等</u>により実施されてきた海岸漂着物対策に係る環境教育と普及啓発に係る活動とその成果については、必ずしも県内で広く情報が共有され、<u>十分</u>な有効活用がなされてきた訳ではない。したがって沖縄県では、積極的にその情報の収集、整理及び公開に努めるほか、<u>県内の関係者との</u>連携した取組を行うための意見交換の場を設けることとし、県内のそれぞれの地域において有効な環境教育及び普及啓発に係る施策について十分な検討を行い、	4. 効果的な発生抑制対策に係る事項 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制については、原則として県内のみならず県外も含め全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければなら<u>ない</u>。実行性のある取組とするためには、<u>沖縄県</u>は県民の意識の高揚を図りつつ、県民、NPO 等民間団体、事業者、市町村、県等の多様な主体の適切な役割分担及び相互協力と連携の下に行われなければならない。 基本的な施策としては、環境教育と普及啓発、人材の育成、県内由来の海岸漂着物となる廃棄物の発生抑制、県外や周辺地域との相互協力と連携等が<u>挙げられ</u>、沖縄県は、県内で求められている適切な対策を検討、選択し推進する。 (1) 普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成 ① 環境教育及び普及啓発に係る情報共有と効果的な実施 沖縄県内で地域住民、NPO 等民間団体、<u>市町村等</u>により実施されてきた海岸漂着物対策に係る環境教育と普及啓発に係る活動とその成果については、必ずしも県内で広く情報が共有され十分な有効活用がなされてきた訳ではない。したがって沖縄県では、積極的にその情報の収集、整理及び公開に努め、<u>また、環境教育の拡充のため、環境教育の実施者と教育委員会等の行政機関との連携を図るほか、これら関係者の</u>連携した取組を行うための意見交換の場を設けることとし、県内のそれぞれの地域において有効な環境教育及び普及啓発に係る施策について十分な検討

2章 4.	必要な措置を講ずるものとする。 ② 将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成方針 海岸漂着物等に係る環境教育と普及啓発を続けていくためには、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進するための体制が整えられることが重要である。沖縄県は、<u>各界各層</u>の県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な将来に向けての取組を尊重しつつ、その援助に努めるほか、海岸漂着物処理推進法の規定により<u>県知事</u>が指定する海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用等の制度についても必要に応じて整備するものとする。 (2) 県内由来の海岸漂着物の発生抑制対策 県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した調査によれば、人口の多い地域においては県内が発生源と判断されるごみも少なくないことが明らかになってきている。 沖縄県は、海岸漂着物のモニタリング調査や地域関係者からの情報収集等を通じて、県内における海岸漂着物の発生源の把握に継続的に努めるものとする。 海岸漂着物の県内からの発生抑制対策を推進するにあたっては、官民が連携し県民生活や事業活動から排出されるごみの削減を推進する必要がある。ごみの削減は、ごみの排出量の削減のみならず、国際的に主要な海洋プラスチックごみの一因と考えられる使い捨て製品等について、その利用量を削減する方策も含まれ、県は地域住民、NPO 等民間団体、事業者等のもつ技術、知恵、経験を生かし、また連携し、使い捨て製品	を行い、必要な措置を講ずるものとする。 ② 将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成方針 海岸漂着物等に係る環境教育と普及啓発を続けていくためには、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進するための体制が整えられることが重要である。沖縄県は、<u>全ての</u>県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な将来に向けての取組を尊重しつつ、その援助に努めるほか、海岸漂着物処理推進法の規定により<u>知事</u>が指定する海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用等の制度についても必要に応じて整備するものとする。 (2) 県内由来の海岸漂着物の発生抑制対策 県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した調査によれば、人口の多い地域においては県内が発生源と判断されるごみも少なくないことが明らかになってきている。 沖縄県は、海岸漂着物のモニタリング調査や地域関係者からの情報収集等を通じて、県内における海岸漂着物の発生源の把握に継続的に努めるものとする。 海岸漂着物の県内からの発生抑制対策を推進するにあたっては、官民が連携し県民生活や事業活動から排出されるごみの削減を推進する必要がある。ごみの削減は、ごみの排出量の削減のみならず、国際的に主要な海洋プラスチックごみの一因と考えられる使い捨て製品等について、その利用量を削減する方策も含まれ、県は地域住民、NPO 等民間団体、事業者等のもつ技術、知恵、経験を生かし、また連携し、<u>プラスチック</u>
--------------	---	---

2 章 4.	等の利用を削減していく措置を講ずるものとする。 (3) 地域内外や流域圏等を含んだ広域的なごみの発生抑制 ① 陸域から海域への発生状況の把握、措置の検討と実施 陸域で発生したごみが河川を経由する等により海岸に漂着し被害が認められた場合には、適宜、河川管理者、関係市町村等の関係行政機関及び民間の協力を得つつ、ごみの発生状況を調査等により把握するとともに、必要となる措置を検討し、地域関係者が連携して対策に取り組むための方策を検討する。方策が示された場合には、<u>関係者となる地域住民、NPO 等民間団体、市町村等は、</u>ごみの流出防止、ごみの原因となる人工物及び自然物がごみとならないための方策、流域圏へ流出したごみの回収等の措置への協力に努める。 また、事業活動により事業範囲外へ将来ごみとなるものの排出が予見される場合、<u>または</u>認められる場合には、事業者は自ら排出防止に努めるものとする。 ② 隣接地域との協力・連携 海岸漂着物あるいは漂流物となりうるごみが発生し、その流出先が市町村、県をまたぐ場合においては、流出源となる地域は、流出に係る関係者・関係機関が協力し、可能な限り発生したごみの質や量等の把握に努め、流出先の地域に対しその情報を共有する<u>と同時に</u>速やかにごみの流出防止措置をとるものとする。また、必要に応じてごみの発生地域と流出先地域関係者による対策のための協議を行うものとする。	<u>に係る資源循環の促進等に関する法律に鑑み、</u>使い捨て製品等の利用を削減していく措置を講ずるものとする。 (3) 地域内外や流域圏等を含んだ広域的なごみの発生抑制 ① 陸域から海域への発生状況の把握、措置の検討と実施 陸域で発生したごみが河川を経由する等により海岸に漂着し被害が認められた場合には、適宜、河川管理者、関係市町村等の関係行政機関及び民間の協力を得つつ、ごみの発生状況を調査等により把握するとともに、必要となる措置を検討し、地域関係者が連携して対策に取り組むための方策を検討する。方策が示された場合には、<u>地域関係者となる市町村等は、地域住民や NPO 等民間団体と連携して</u>ごみの流出防止、ごみの原因となる人工物及び自然物がごみとならないための方策、流域圏へ流出したごみの回収等の措置への協力に努める。 また、事業活動により事業範囲外へ将来ごみとなるものの排出が予見される場合<u>や</u>認められる場合には、事業者は自ら排出防止に努めるものとする。 ② 隣接地域との協力・連携 海岸漂着物あるいは漂流物となりうるごみが発生し、その流出先が市町村、県をまたぐ場合においては、流出源となる地域は、流出に係る関係者・関係機関が協力し、可能な限り発生したごみの質や量等の把握に努め、流出先の地域に対しその情報を共有する<u>とともに、</u>速やかにごみの流出防止措置をとるものとする。また、必要に応じてごみの発生地域と流出先地域関係者による対策のための協議を行うものとする。
---------------	---	--

2 章 4.	(4) 東アジア地域における相互協力、連携の推進 県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した実態調査によれば、主に離島地域において海外由来の海岸漂着物の割合が高く、近年は東南アジア地域由来のものも見られる一方、東アジア地域で製造されたものが主体であるため、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。 沖縄県は、東アジア各国の地方公共団体や NPO 等民間団体等と地域間で連携し、情報共有・対策推進のためのネットワークを確立しつつ、東シナ海を取り巻く地域の海岸漂着物の削減と発生抑制を目的として協議の場を確保し、技術的手法の共有や相互協力、連携を推進する。	(4) 東アジア地域における相互協力、連携の推進 県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した実態調査によれば、主に離島地域において海外由来の海岸漂着物の割合が高く、近年は東南アジア地域由来のものも見られる一方、東アジア地域で製造されたものが主体であるため、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。 沖縄県は、東アジア各国の地方公共団体や NPO 等民間団体等と地域間で連携し、情報共有・対策推進のためのネットワークを確立しつつ、東シナ海を取り巻く地域の海岸漂着物の削減と発生抑制を目的として協議の場を確保し、技術的手法の共有や相互協力、連携を推進する。 <u>また、必要に応じて国へ調査・分析データ等を発信・提供し、情報共有することで、国の国際的対応や対策の推進に役立ててもらおうよう努める。</u>
2 章 5.	5. その他配慮すべき事項 沖縄県において海岸漂着物対応策を推進していくためには、先に述べた重点対策区域の選定や、関係者の役割分担及び相互協力による海岸清掃体制の構築等のみならず、沖縄県内の海岸区域に及ぼしている海岸漂着物の被害に即した配慮事項や対策等が必要である。特に必要な事項としては、県内の海岸漂着物等の状況を正確に把握するための「海岸漂着物等のモニタリング」、適切な海岸清掃計画の策定と実施のための「海岸清掃マニュアル」の整備等がある。これらについては、更に様々な対策の項目が含まれることから、有効な項目の選定と推進内容について検討	5. その他配慮すべき事項 沖縄県において海岸漂着物対応策を推進していくためには、先に述べた重点対策区域の選定や、関係者の役割分担及び相互協力による海岸清掃体制の構築等のみならず、沖縄県内の海岸区域に及ぼしている海岸漂着物の被害に即した配慮事項や対策等が必要である。特に必要な事項としては、県内の海岸漂着物等の状況を正確に把握するための「海岸漂着物等のモニタリング」、適切な海岸清掃計画の策定と実施のための「海岸清掃マニュアル」の整備等がある。これらについては、更に様々な対策の項目が含まれることから、有効な項目の選定と推進内容について検討

2章 5.	した上で実施するものとする。 (1) 海岸漂着物等のモニタリング 沖縄県における海岸漂着物等の効果的な回収処理や発生抑制のための施策を実施するためには、海岸漂着物等の漂着状況や発生源等について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、沖縄県は、海岸漂着物等の漂着状況や発生源を把握するため<u>定期的に調査（モニタリング）を行うよう努める他</u>、NPO 等民間団体の定期的な海岸漂着物対策に係る取組から得られる情報を収集し、海岸漂着物の基礎情報を整理するよう努めるものとする。 なお、沖縄県では、沖縄県海岸漂着物対策地域計画を策定した平成 21 年度以降、県内全域の海岸を一斉に調査し、海岸漂着物の現存量を把握する調査、県内の代表的な海岸において定期的に調査を実施し、一定期間における漂着量（例えば年間漂着量）を把握する調査の 2 通りの手法による調査を継続的に実施して<u>おり</u>、その調査結果は、<u>NPO 等民間団体や行政による</u>海岸清掃計画の策定や、<u>NPO 等民間団体や沖縄県</u>による普及啓発教材の作成に役立てる等、県内で広く活用されており、今後も継続的に取組む計画である。 (2) 海岸清掃マニュアルの策定 沖縄県内における各地域の持続的な海岸漂着物対策を推進していくためには、海岸漂着物の回収事業や海岸清掃活動を行う者による適切な計画の策定と実施が求められる。 沖縄県は、海岸漂着物対策に係る民間団体、NPO 等、<u>地方公共団体等</u>	した上で実施するものとする。 (1) 海岸漂着物等のモニタリング 沖縄県における海岸漂着物等の効果的な回収処理や発生抑制のための施策を実施するためには、海岸漂着物等の漂着状況や発生源等について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、沖縄県は、海岸漂着物等の漂着状況や発生源を把握するため、<u>市町村等と連携し、地域住民、NPO 等民間団体とも協力し、定期的にモニタリング調査を行うよう努める。また</u>、NPO 等民間団体の定期的な海岸漂着物対策に係る取組から得られる情報を収集し、海岸漂着物の基礎情報を整理するよう努めるものとする。 なお、沖縄県では、沖縄県海岸漂着物対策地域計画を策定した平成 21 年度以降、県内全域の海岸を一斉に調査し、海岸漂着物の現存量を把握する調査、県内の代表的な海岸において定期的に調査を実施し、一定期間における漂着量（例えば年間漂着量）を把握する調査の 2 通りの手法による調査を継続的に実施して<u>いる</u>。その調査結果は、<u>市町村等の行政機関や NPO 等民間団体</u>による海岸清掃計画の策定や、<u>沖縄県や NPO 等民間団体</u>による普及啓発教材の作成に役立てる等、県内で広く活用されており、今後も継続的に取組む計画である。 (2) 海岸清掃マニュアルの策定 沖縄県内における各地域の持続的な海岸漂着物対策を推進していくためには、海岸漂着物の回収事業や海岸清掃活動を行う者による適切な計画の策定と実施が求められる。 沖縄県は、海岸漂着物対策に係る民間団体、NPO 等、<u>市町村等</u>の関係
-------	---	--

2章5.	の関係者の意見を踏まえ、事業主体や回収事業者が実施する回収事業のためのマニュアル（回収事業編）、地域住民や民間団体が主体となって実施する海岸清掃活動のためのマニュアル（住民活動編）をそれぞれ策定するとともに、その普及啓発に努めるものとする。 （3）その他技術的知見等 上記（1）～（2）の他、沖縄県における海岸漂着物対策に必要な技術的な知見等としては、適切な回収処理方法の選択、海岸の生態系への影響把握と対策、県内における海岸漂着物等の発生源の把握と対策等があり、対象となる海岸あるいは地域に合った事項を選択し、その具体的な施策を検討した上で実施するものとする。 ① 適切な回収処理方法の選択 海岸漂着物等の回収方法を検討する上では、環境配慮、環境保全の視点から人力を優先する。人力で<u>は</u>対応が困難な場合には、重機や運搬及び搬出用の船舶、車輛等の必要性を検討するものとする。 また、沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物のうち発泡スチロール類については、製造や漂流の過程において様々な有害物質を吸着し易く、更に漂着後は比較的早期に劣化、分解し、マイクロプラスチックとなる事が判明している。マイクロプラスチックとなった発泡スチロール類は回収が困難となるため、発泡スチロール類や劣化、<u>分解し易い薄いビニール製品</u>等については、海岸に漂着後できるだけ速やかに、高い優先度をもって回収する取組が必要である。 なお、回収した漂着物の処理方法については、地域の実情を考慮し、<u>コスト優先、効率優先、再資源化優先、リサイクル優先等の観点</u>から、関係者間の協議の上で選択する。<u>ただし</u>、資源の有効利用を念頭に分別	者の意見を踏まえ、事業主体や回収事業者が実施する回収事業のためのマニュアル（回収事業編）、地域住民や民間団体が主体となって実施する海岸清掃活動のためのマニュアル（住民活動編）をそれぞれ策定するとともに、その普及啓発に努めるものとする。 （3）その他技術的知見等 上記（1）～（2）の他、沖縄県における海岸漂着物対策に必要な技術的な知見等としては、適切な回収処理方法の選択、海岸の生態系への影響把握と対策、県内における海岸漂着物等の発生源の把握と対策等があり、対象となる海岸あるいは地域に合った事項を選択し、その具体的な施策を検討した上で実施するものとする。 ① 適切な回収処理方法の選択 海岸漂着物等の回収方法を検討する上では、環境配慮、環境保全の視点から人力を優先する。人力で<u>の</u>対応が困難な場合には、重機や運搬及び搬出用の船舶、車輛等の必要性を検討するものとする。 また、沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物のうち発泡スチロール類については、製造や漂流の過程において様々な有害物質を吸着し易く、更に漂着後は比較的早期に劣化、分解し、マイクロプラスチックとなる事が判明している。マイクロプラスチックとなった発泡スチロール類は回収が困難となるため、発泡スチロール類や劣化、<u>分解し易いフィルム状やシート状のプラスチック製品</u>等については、海岸に漂着後できるだけ速やかに、高い優先度をもって回収する取組が必要である。 なお、回収した漂着物の処理方法については、地域の実情を考慮し、コスト、<u>効率性、再資源化が可能かどうか等の観点</u>から、関係者間の協議の上で選択する<u>が</u>、資源の有効利用を念頭に分別回収した上で、可能
-------------	---	---

2章5.	回収した上で、可能な限り再資源化あるいはリサイクル<u>優先</u>とする。 ② 海岸の生態系への影響把握と対策 沖縄県内の海岸では、貴重な動植物による生態系がみられる場合が少なくない。しかしながら沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに混入あるいは付着している有害物質が海岸動植物等の生態系へ影響を<u>及ぼしていることが明らかになってきている</u>。 沖縄県は、海岸の生態系に対する海岸漂着物等の影響について、引き続き専門家や地域関係者の協力を得て、情報を収集しつつ必要な対策を講ずるよう努めるものとする。生態系への影響の対策を検討する上で必要となる事項等は、以下に列記する点である。 ・生態系への影響を把握する上では、専門家、対象となる海岸の生態系に精通した地域関係者や関係する行政機関等の協力、助言を得るものとする。 ・生態系への影響やその規模等を把握するだけでなく、影響を与える海岸漂着物の種類と発生原因等についても把握するよう努める。 ・例えば、海岸に防潮林（マングローブ林等）が隣接している地帯では、海岸と防潮林それぞれを異なる機関が所管している場合がある。生態	な限り再資源化あるいはリサイクルする。 ② <u>人工物の再利用への対策</u> <u>発泡スチロール製ブイについては、船舶の防舷材等として再利用された場合、マイクロプラスチックの発生につながることから、使用の工夫や抑制、劣化対策等を講ずる必要がある。</u> ③ 海岸の生態系への影響把握と対策 沖縄県内の海岸では、貴重な動植物による生態系がみられる場合が少なくない。しかしながら沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに混入あるいは付着している有害物質は海岸動植物等の生態系へ影響を<u>及ぼすリスクが高いことが科学的に明らかになりつつある</u>。 沖縄県は、海岸の生態系に対する海岸漂着物等の影響について、引き続き専門家や地域関係者の協力を得て、情報を収集しつつ必要な対策を講ずるよう努めるものとする。生態系への影響の対策を検討する上で必要となる事項等は、以下に列記する点である。 ・生態系への影響を把握する上では、専門家、対象となる海岸の生態系に精通した地域関係者や関係する行政機関等の協力、助言を得るものとする。 ・生態系への影響やその規模等を把握するだけでなく、影響を与える海岸漂着物の種類と発生原因等についても把握するよう努める。 ・例えば、海岸に防潮林（マングローブ林等）が隣接している地帯では、海岸と防潮林それぞれを異なる機関が所管している場合がある。生態
------	---	---

2章 5.	系への影響がある海岸漂着物等の回収を計画する場合には、対象となる海岸と生態系を所管する行政機関等が中心となり、適切な回収体制の構築を検討するものとする。特に、回収作業を実施することによって生態系へ影響を与えてしまう場合もあることに特段の留意が必要である。	系への影響がある海岸漂着物等の回収を計画する場合には、対象となる海岸と生態系を所管する行政機関等が中心となり、適切な回収体制の構築を検討するものとする。特に、回収作業を実施することによって生態系へ影響を与えてしまう場合もあることに特段の留意が必要である。
2章 6.	6. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 沖縄県における海岸漂着物対応策は、前記の5項目である「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」、「関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」、「望ましい海岸清掃体制に関する事項」、「効果的な発生抑制対策に係る事項」「その他配慮すべき事項」が円滑に推進され、それぞれが相乗的な役割を果たした上で成果をあげることができる。そのためには、沖縄県関係機関による推進体制を構築する必要がある。 (1) 沖縄県内部での連携 沖縄県内では、環境部局や海岸部局等の横断的な連携・協力体制を確保するものとする。 (2) 沖縄県・関係市町村間の連携 海岸漂着物対策の推進に際し、沖縄県と関係市町村との連携が図られるよう、協議会の活用をはじめ、相互の連絡調整等を円滑に図るための連携・協力体制を確保するものとする。 (3) 県外地域との連携	6. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 沖縄県における海岸漂着物対応策は、前記の5項目である「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」、「関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」、「望ましい海岸清掃体制に関する事項」、「効果的な発生抑制対策に係る事項」「その他配慮すべき事項」が円滑に推進され、それぞれが相乗的な役割を果たした上で成果をあげることができる。そのためには、沖縄県関係機関による推進体制を構築する必要がある。 (1) 沖縄県内部での連携 沖縄県内では、環境部局や海岸管理部局等の横断的な連携・協力体制を確保するものとする。 (2) 沖縄県・関係市町村間の連携 海岸漂着物対策の推進に際し、沖縄県と関係市町村との連携が図られるよう、協議会の活用をはじめ、相互の連絡調整等を円滑に図るための連携・協力体制を確保するものとする。 (3) 県外地域との連携

2 章 6.	沖縄県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物の発生抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、県外地域（他県や周辺国）との情報・意見交換等を推進し、必要に応じて県外地域と連携するための体制を整えるよう努めるものとする。 （４）沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る検討の実施 <u>沖縄県海岸漂着物対策推進協議会やその他対応策等の実施により、これらの</u>成果や新たに生じてくる課題等に<u>対し、</u>県内における海岸漂着物対策の方針は柔軟に対応されるべきものである。また、国の基本方針は、海岸漂着物処理推進法の施行後３年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるものとされている。したがって、本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改定等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。	沖縄県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物の発生抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、県外地域（他県や周辺国）との情報・意見交換等を推進し、必要に応じて県外地域と連携するための体制を整えるよう努めるものとする。 （４）沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る検討の実施 <u>沖縄県の海岸漂着物対策の方針は、対策の実施による</u>成果や新たに生じてくる課題等に<u>応じて柔軟な対応が求められる。</u>また、国の基本方針は、海岸漂着物処理推進法の施行後３年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるものとされている。したがって、本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改定等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。
--------	---	--

3.6 地域計画改定案に対する意見整理・対応案の作成

第2回県協議会では、地域計画改定案への加筆・修正に係る意見は出されなかったものの、協議会開催後において、協議会委員より地域計画の中の用語の使い方や表現の変更等の意見が出されたため、対応する修正等を実施した。

3.7 地域計画改定版の完成

第2回県協議会開催後に完成した地域計画改定案については、沖縄県で最終的な見直しや必要な修正を行った後、令和4年3月末に地域計画改定版として公表する予定である。に地域計画改定版（令和4年2月見直し版）を示す（別紙を除く）。

沖縄県海岸漂着物対策地域計画



令和4年2月
沖縄県

目次

第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向	1
1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯	1
2. 沖縄県における海岸漂着物対策の現状	2
3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性	2
（1）海岸漂着物等の円滑な処理	3
（2）海岸漂着物等の効果的な発生抑制	5
（3）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	7
（4）国際協力の推進	8
（5）その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項	8
第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画	
「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」	10
1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容	10
（1）選定方針	10
（2）重点対策区域の選定	10
（3）重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度	10
（4）重点対策区域	11
（5）重点対策区域毎の対策方針とその内容	11
2. 回収に係る関係者の役割分担及び相互協力に関する事項	11
3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項	12
（1）情報の共有	12
（2）海岸清掃計画の策定	12
（3）回収体制の確立	13
（4）コスト低減対策	14
4. 効果的な発生抑制対策に係る事項	15
（1）普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成	15
（2）県内由来の海岸漂着物の発生抑制対策	16
（3）地域内外へ流域圏等を含んだ広域的なごみの発生抑制	16
（4）東アジア地域における相互協力、連携の推進	16
5. その他配慮すべき事項	17
（1）海岸漂着物等のモニタリング	17
（2）海岸清掃マニュアルの策定	17
（3）その他技術的知見等	17
6. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項	
その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項	19
（1）沖縄県内部での連携	19
（2）沖縄県・関係市町村間の連携	19

（３）県外地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	19
（４）沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る実施の検討・・・・・・・・	19
沖縄県海岸漂着物対策地域計画 用語説明・・・・・・・・	20
別紙１ 沖縄県海岸漂着物対策地域計画において選定した重点対策区域・・・・・・・・	別紙 1－1
重点対策図・・・・・・・・	別紙 1－4
別紙２ 重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度の評価方法・・・・・・・・	別紙 2－1

沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」

沖縄県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の規定による国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定する。

本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改訂等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。

また、本計画に基づき、県内の多様な関係者が協力・連携しつつ海岸漂着物対策を推進することは、沖縄 21 世紀ビジョン、更にはその実現に向けた沖縄振興計画において目標としている将来像の一つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」の実現に向けた不可欠な取組である。

第 1 章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯

国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、我々にとって身近な存在であり、古来より我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。

しかしながら、近年、我が国の海岸には、海外由来のものを含む大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への被害等の深刻な問題が発生している。

海岸漂着物は、河川等の陸から海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであり、人間の日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡とも言え、また、海外由来のものが多くを占める地域もある。このため、我が国の美しい海岸線と豊かな海を守っていくためには、海岸を有する一部の地域だけでなく広範な国民や関係団体等が連携した回収と発生抑制の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成 21 年 7 月に海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、海岸漂着物処理推進法が成立した。

海岸漂着物処理推進法に基づき、国は、海岸漂着物等の実態把握調査を行うほか、都道府県等が実施する海岸漂着物等の処理やその発生抑制のための取組に対して財政的な支援を行ってきた。また、漂流又は漂着した流木の回収、漁業者等による海域環境保全のための取組への支援などを行ってきており、これらの取組は、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生の抑制に寄与してきた。

しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約 10 年が経過した現在においても、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。以下同じ。）が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するご

みその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。

さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

これらのことから、様々な国際的な連携・協力の枠組みや国際会議等において、海洋ごみ（海岸漂着物等）やマイクロプラスチック対策が取り上げられ、国際連携・協力の必要性の認識が高まっている。

このような状況を受け、平成 30 年 6 月に海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、海岸漂着物処理推進法の一部が改正・施行された。

2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況

沖縄県は、37 の有人島を含む 160 の島々からなる日本唯一の島しょ県であり、県全体で約 2,027 kmの海岸線延長（全国第 4 位）を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を有している。しかしながら、県内の多くの島々には主に海外から大量のごみが漂着し続けており、海岸漂着物は、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の重要産業である観光にも影響を与えかねない深刻な問題となっている。

海岸漂着物処理推進法の成立以後、約 10 年に亘り沖縄県が独自に実施してきた海岸漂着物に係る様々な調査研究によれば、県内全域の海岸には年間で約 26,000m³（約 3,000t）が漂着している。これらは海岸清掃による回収や台風等の荒天により再流出を経た結果、約 7,000m³が常時存在している状況にあると推定される。また、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに混入・付着している有害物質が海岸動植物等の生態系へ影響を及ぼしていることも明らかになってきている。

海岸漂着物対策としては、発生源対策のほか、繰り返し漂着するごみを迅速かつ継続的に回収・処理するという清掃活動が必要である。

海岸漂着物処理推進法では、海岸管理者はその管理する海岸の土地において海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならないとされている。しかしながら、実際には海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状である。県は市町村との連携に加え、回収ボランティアや地域の多様な関係機関による参画・協力を必要とするとともに、回収処理に係る費用の確保も大きな課題となっている。特に人口の少ない離島では、回収作業に係る人材の確保が難しく、更には島内に十分な処理施設が無いため遠方の処理施設へ海上運搬する費用も必要になる等、対策は更に困難な状況となっている。

3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的とする。

海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵みを受けられるよう、海岸の多様な環境（良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等）が総合的に「保全」・「再生」されることを目的に行われることが必要である。

県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、概ね県内と海外の両方に由来している。

県内由来の海岸漂着物等については、海岸を有する地域にとどまらず、内陸部から沿岸部へとつながる水の流れ等を通じて海岸に漂着等したものを含むため、河川を取り巻く流域圏といった内陸地域と沿岸地域が一体となり、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年法律第 60 号）等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要である。

また、海外由来の海岸漂着物は、沖縄県が過年度に実施した実態調査によると、離島地域や市街地から離れた地域においてその割合が高く、近年は東南アジア地域由来の物もみられるが、東アジア地域で製造されたものが主体である。東アジア各国から県内の海岸に漂着する物がある一方で、県内から流出したものが海域を漂流、そして他地域の海岸に漂着することから、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。

昨今、国際的な課題となっているマイクロプラスチックについては、沖縄県の調査により、県内海岸にも多く存在し、海岸生態系へ影響を及ぼしていることも懸念されている。マイクロプラスチックは微細であり、その回収・処分が困難であることから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底を図り、廃プラスチック類の海域への流出防止対策に努めるとともに、海岸漂着物等となったプラスチック類がマイクロプラスチックとなる前に速やかに回収し処理すること、県民生活のみならず経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、分別回収・リサイクルの促進等による廃プラスチック類の削減、廃プラスチック類の適正な処理を図ることが必要である。

これらの視点を踏まえた上で、沖縄県が推進する海岸漂着物対策に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

なお、海岸漂着物処理推進法では、国は「海岸漂着物対策を推進するための必要な財政上の措置を講じなければならない」、「国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする」とされている。これらの海岸漂着物対策を推進するため、積極的に国への財政措置を要請する必要がある。

（１）海岸漂着物等の円滑な処理

大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより清潔な海岸の保持に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の円滑な処理を進めることによって清潔な海岸の保持を図ることが必要である。また、海岸漂着物等を処理することは、清潔な海岸の保持に加え、海岸漂着物の海域への再流出防止により海洋環境の保全にも資することから、状況に応じた機動的な処理に努めることが重要である。

このような観点から、沖縄県では、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、以下に示す海岸管理者等の処理の責任や市町村の協力義務等の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図るものとする。

① 海岸管理者等の処理の責任等

ア 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、管理する海岸を清潔に保つよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずるものとする。その際、地域における経緯と実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者と連携し協力・支援を図り、適切な役割分担のもとに実施するものとする。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者・管理者は、その占有・管理する海岸が清潔に保たれるよう努めるものとする。

イ 市町村の協力義務

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者・管理者に協力するものとする。

海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図ることとする。市町村の協力とは、例えば、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の処理施設において処分すること等が挙げられる。

② 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請できるものとする。

市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。

③ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の適用関係

回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬、処分を行うものとする。

また、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃掃法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。また、船舶から流出した石油類や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。

イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合、例えば、豪雨や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、沖縄県が緊急的に国の災害関連制度を活用する必要がある場合等、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、技術的助言その他の協力を求めるものとする。

ウ 沖縄県による援助

沖縄県は、県内の各地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をするものとする。

市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、沖縄県は、当該市町村に対しても援助を行うものとする。

エ 廃棄物処理施設の整備の促進

沖縄県は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な措置を講ずるものとする。特に廃棄物処理施設が十分でない離島地域においては、運搬ルートの合理化など効率的な処理体制の構築を図るとともに、必要に応じて国の支援を受けた上で、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を促進するものとする。

（２）海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物の問題の解決を図るためには、海岸漂着物等の処理の推進に加えて、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。

① ３Ｒの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが含まれており、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには海岸漂着物等となるごみ等の排出抑制に努めることが重要である。

沖縄県では、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）をはじめとする各種リサイクル法やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に鑑み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処分を確保し、県内における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直すことでいわゆる循環型社会の実現を図るよう努めるものとする。

特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散することから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底を図り、廃プラスチック類の海域への流出抑制に

努める。また、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底して海域への流出抑制に努めるとともに、可能な限り、分別、リサイクル等が行われるよう取組を推進する。

② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

県内の海岸では、長期間回収されずに放置された海岸漂着物等のプラスチック類が劣化してマイクロプラスチックとなっており、その一部が海域へ流出している可能性が示唆されている。したがって、漂着したプラスチック類が迅速に回収されるよう取組を推進する。

また、事業者によるマイクロプラスチック対策については、使用後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される洗顔料等のスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止の呼びかけや樹脂ペレットの漏出防止の取組等、我が国の産業界による自主的な取組が進められているところであり、引き続き、マイクロプラスチックの使用の抑制に努める。また、プラスチック原料・製品の製造、輸入、流通工程を始め、サプライチェーン全体を通じて、ペレット等の飛散・流出防止の徹底に努める。更には、事業活動において原料となるプラスチックの使用を削減することや適切に循環利用されていないプラスチック資源を自らの責任において適正に処理すること等により、プラスチック類が海域へ流出することのないよう努める。

③ 発生の状況及び原因に関する実態把握

ア 海岸漂着物等に係る実態把握等

海岸漂着物等の発生実態には未解明の部分が多い。海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を的確に企画・実施するためには、その発生実態を可能な限り把握することが必要である。

沖縄県は、海岸漂着物等の発生状況、発生原因の実態を把握するため、定期的に調査を行い、得られたデータや把握した状況に関係者間で情報共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用してわかりやすく県内外に広報し、海岸漂着物等に関するグローバルな問題について普及啓発を図るよう努めるものとする。また、海岸漂着物等の実態については、地域住民、非営利活動組織（以下「NPO等」という。）やその他の民間団体等や学識経験者によっても自主的に各種の調査活動がなされているところであり、沖縄県はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に有効に活用するよう努めるものとする。

イ マイクロプラスチックに係る実態把握等

マイクロプラスチックについては、沖縄県が過年度に実施した実態調査により、県内海岸に多く存在すること、海岸生態系への影響リスクも科学的に明らかになりつつあるが、未だに未解明の部分も多く、更なる調査研究が必要である。

このため、県は、マイクロプラスチックの海岸や海域、河川等の公共水域における分布実態や、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進する。また、得られた最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、調査・分析・解析データ等の公表を通して、広く情報共有に努め、発生抑制のための施策の在り方などを検討し、必要な措置を講ずるものとする。

④ ごみ等の適正な処理等の推進

海岸漂着物には、家庭からのごみや漁業等の事業活動に利用され不要となった用具等が散見される。これらは適正に処分されない場合、その一部が河川等を経て海岸漂着物となるおそれがあり、これらを廃棄物として適正に処分することは、ひいては海岸漂着物等の発生の抑制にも資すると考えられる。

県民は、家庭からのごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴って自ら排出するごみ等の排出抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組に努め、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

⑤ ごみ等の投棄の防止、県民の意識の高揚とモラルの向上

ごみ等の投棄については、廃掃法等に基づく規制・啓発によって対応されるべきものであり、適切かつ着実な執行が求められる。

海岸漂着物等は、家庭からのごみをはじめ身近な散乱ごみに起因するものも含まれており、これらは住宅地、市街地を流れる川、水路、側溝等を通じて海岸へと到達するため、海岸を有する地域だけではなく、全ての県民が海岸漂着物問題への認識を深め、ごみ等の投棄を行わないことが重要である。また、事業者は自身が取組むだけでなく、一般消費者等に対する啓発に努める必要がある。加えて、海岸漂着物等には、船舶の航行に伴い生ずるものも含まれているとの指摘があることから、船舶所有者への海岸漂着物問題の周知や、ごみ等の海上投棄の防止措置も進める必要がある。

沖縄県は、廃掃法や海洋汚染防止法等に基づく規制と併せて、ごみ等の投棄の防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」によるごみ散乱防止啓発活動等の普及啓発や環境教育を推進する。特に、県民に対しては、海岸漂着物等の実態や不法投棄・ポイ捨てが海洋汚染を引き起こすこと、海洋プラスチックごみは、陸域で発生したごみが河川、水路、側溝等を経由する等して海域に流出又は飛散すること、廃プラスチック類が劣化しマイクロプラスチックとなって海洋に流出した場合に、生態系に影響を及ぼすおそれがあること等の問題の正しい理解を促すことにより、発生抑制の呼びかけを効果的に進めることが求められる。

また、県・市町村・NPO等民間団体等が適宜連携・協力し、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制と早期発見に努める。

⑥ ごみ等の水域等への流出防止

海岸漂着物等には森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川、水路、側溝等又は海域に流出したもの（流木等の自然由来のものも含む。）も含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、これらの水域等への流出防止を図ることが重要である。また、台風の際に河川を通じて非意図的に流出するものについても同様である。

県民又は事業者は、物品や土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。

沖縄県は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。更には、沖縄県における他の管理・保全事業と連携した効率的な排出抑制を図ることも必要である。

あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、一時的な事業活動（イベントの開催、露店の営業等）その他の活動を行う者に対し、適切な器材管理や処分等をさせることでごみ等の排出抑制と流出防止に努めることが必要である。

⑦ 地域外からの海岸漂着物に対する連携

知事は、海岸漂着物の一部が他の区域（周辺国・他の都道府県・市町村等）から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該区域に対してその発生抑制等に関して協力を求めることとする。

（３）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物の対策に関しては、国・県・市町村等が責務を担っているが、意欲ある県民や民間団体等の協力・参画が不可欠であることから、多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的な取組に努めること、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

① 県民、民間団体等の積極的な参画の促進

海岸漂着物は、国内外から発生するものであり、海岸漂着物問題は海岸を有する地域だけでなく、全ての県民による協力が不可欠である。

沖縄県は、海岸漂着物等の問題や処理等に対する県民の意識の高揚を図り、県民や民間団体等による自主的・積極的な取組や、地域の様々な主体の連携・協力を促進するため、普及啓発等の施策を講じるよう努めるものとする。

② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に基づいて自発的に海岸漂着物への取組に参加することを基本とする。このような自発的な意志が、民間団体等が活動を開始し、継続する動機となるものであるため、沖縄県との連携に際しては、その自発性・主体性が尊重されなければならない。

また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に、自発的な意欲をもって活動に参画し、相互に連携していくためには、当事者の公正性や透明性の確保が必要である。沖縄県はこの点に留意し、多様な主体による継続的な活動への参画が保たれるよう配慮しつつ、施策を進めるものとする。

③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

ア 民間団体等の知見等の活用と緊密な連携

民間団体等は、海岸漂着物等の処理等において自ら活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発活動等への参画を通じて地域の各主体の連携・協働のつな

ぎ手としての重要な役割を担うことが期待される。

沖縄県は、これらの団体が豊富な経験と知識、幅広いネットワーク、海岸清掃のノウハウ等を有していることを重視し、これらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮する。更に、これらの団体との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、民間団体等による充実した活動に向けた支援（財政上の配慮、技術的助言等）に努めるものとする。

イ 民間団体等の活動における安全性の確保

海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等をはじめ危険物が含まれているため、回収を行う主体の安全確保が必要である。

このため、沖縄県は、民間団体等への支援に際し、知識の普及や助言を行うこと等により、その活動の安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めるものとする。

（４）国際協力の推進

海岸漂着物は国境を越えて国外からも漂着することから、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られるよう取組が推進されるべきである。

沖縄県では、海外由来の海岸漂着物が多くみられることから、その漂着状況について情報発信するとともに、海外の自治体・民間団体レベルの交流に努める。また、国が行う国際的な対策の推進に協力するものとする。

（５）その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項

① 環境教育及び普及啓発

海岸漂着物対策を実施する上では、全ての県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な取組を促進するべきである。

沖縄県は、環境教育の推進に必要な施策（環境保全等に関する教育や学習の振興等）を講ずるとともに、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を図り、自発的な美化活動を促進するものとする。更には、NPO 等その他の民間団体等が自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っていることから、沖縄県は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用にも努めるものとする。

② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用と将来の対策を担う人材の育成

海岸漂着物処理推進法に規定されている海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等は、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。

このため、沖縄県では、普及啓発や関係者の連携の確保に際して、海岸漂着物処理推進法の規定により知事が指定した海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用を図るものとする。

また、沖縄県では、海岸漂着物の対策は長期的な展望に立ち、将来を見据えた体制づくりも重要と考えられることから、県内において地域住民、民間団体、行政機関、学校教育機関等を対象として、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進していくものとする。

③ 技術開発、調査研究の推進

ア 効率的・効果的な回収方法

海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、効率的・効果的な回収を行うことが必要である。特に離島等においては海岸への機材等の搬入や海岸漂着物等の運搬が困難な場合もある。

このため、沖縄県では、離島等における海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ、海岸漂着物等の効率的・効果的な回収に向けた手法の調査研究を推進するよう努めるものとする。

イ 海洋漂着物等の処理等に関する技術

海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、その多様な性質や態様等に即した適切な方法が求められるため、技術開発の果たす役割は大きい。また、海岸漂着物等の効率的な処理や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは、海岸漂着物等の処理施設や処理費用等の対応が十分でない離島等においては、対策を進める上で大きな利点となると考えられる。

このため、沖縄県は多様な性質を持つ海岸漂着物等について、適正かつ効率的な処理技術や、循環型社会にふさわしいリサイクル技術に関する調査研究の推進に努めるものとする。

第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画

「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」

「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」は、海岸漂着物処理推進法に定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の第十四条の規定に基づいて、沖縄県が作成するものである。なお、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」は、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」、「沖縄県環境基本計画」及び「沖縄県観光振興基本計画」等の基本計画のほか、沖縄振興計画等、県の基本計画の方針との整合性を図って作成される。

1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

（1）選定方針

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点対策区域」とする）は、海岸漂着物の量と質、漂着状況に加え、対象区域の自然環境（環境保全の観点からみた特徴、地形の特徴等）、社会環境（海岸漂着物が与える観光への影響、海岸清掃活動の状況等）等の情報を収集整理し十分検討した上で、海岸あるいは区域毎に重点対策の必要性に関する評価を実施し、選定する。なお、選定基準は、地域の特性や多様な地域関係者からの意見を踏まえて検討するものとする。

（2）重点対策区域の選定

県内の各地域・島毎に、海岸の地形的条件やごみ漂着条件等を勘案し、海岸漂着物の被害が想定される区域を設定する。

(3) 重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度

海岸漂着物対策実施における優先度を決定するにあたっては、県内を4つの地域に区分し、それぞれの地域特性に応じた対策の基本方針を策定し、地域毎に個別の視点をもって、特に下記の事項に配慮して選定するものとする。また、対策の優先度の評価方法については、別紙2に示す。

① 沖縄本島地域

本地域は、ボランティア清掃活動が盛んであり、県内においては処理能力の点で比較的施設の充実が図られている一方で、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在している。また、一部海岸では地域住民の生活及び生産活動に起因する海岸漂着物が顕著であるとの指摘がなされている。したがって、これらの問題に配慮した選定を行うことを基本とする。

② 本島周辺の離島地域

本地域の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市町村及び地元自治会等に限られ、活動の実施機会が限られている。また、回収した海岸漂着物等を廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理費の確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。

③ 宮古諸島地域

本地域は、宮古島では市の廃棄物処理施設の充実が図られてきており、ボランティア清掃活動が拡がりつつあるものの、地域の海岸清掃活動には限界があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在するという問題がある。また、他の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理費の確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。

④ 八重山諸島地域

本地域は、石垣島ではボランティア清掃活動が盛んであるものの、その活動には地域差があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在する、市の廃棄物処理施設の能力は、海岸漂着物の受入れという点からは必ずしも十分とはいえず、処理しきれない場合は業者委託による運搬処理が必要となり、その費用負担が必要となる等の問題がある。また、石垣市以外の地域では、人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが町及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理費の確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。

(4) 重点対策区域

重点対策区域を別紙1に示す。

(5) 重点対策区域毎の対策方針とその内容

選定された重点対策区域については、それぞれの対策方針とその内容の検討を行った上で対策事業を実施するものとし、別紙2に示す。

2. 回収に係る関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

地域の関係者の役割分担及び相互協力のあり方については、対象地域における海岸漂着物被害の状況と対策に係る課題等を把握し、海岸漂着物処理推進法や琉球諸島沿岸海岸保全基本計画等の方針を踏まえて検討する。

ここで目的とするのは、地域関係者による地域の事情に見合った体制づくりである。そのためには官民相互協力における役割分担や、他の活動との連携による地域全体の活性化、効率的・効果的な望ましい海岸清掃体制の確立等を実現するための具体的な施策が必要である。

既に沖縄県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施されているが、課題も多く残されていることを踏まえると、関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制づくりにあたっては、以下に列記する点を考慮しなければならない。

- ・海岸漂着物等の対応に関する責務は行政にあるが、回収には、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。
- ・行政は、管理する海岸を清潔に保つとともに、清掃用具の提供や回収ごみの処理等、地域の海岸清掃活動を支援する必要がある。
- ・海岸清掃活動に熱心なボランティア団体等では、自らの活動により海岸漂着物対策に関する豊富な経験と知識、ノウハウ等を持ち合わせていることから、行政はこれらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮するとともに、これらの民間団体等と相互に協力し、情報を共有して、良好な関係を築くことが重要である。
- ・地域関係者の連絡調整のネットワークや組織が必要であり、県内各地域に係るものについては地域住民、民間団体、NPO等、市町村等の関係者が協力し、また、県内全域に係るものについては沖縄県が推進するものとする。
- ・ボランティア団体における清掃用具の確保や回収したごみの処理（特に費用、処分方法）等に大きな課題が残されている地域では、関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う国の財政措置を要請する必要がある。

3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項

沖縄県内における望ましい海岸清掃体制は、前節の考え方により、県は市町村等と連携し、地域住民、民間団体、NPO等の協力の下に役割分担を整理した上で、「情報の共有」「清掃計画策定」「回収体制の確立」「コスト低減対策」の4つの方向性で構築するものとする。

(1) 情報の共有

海岸清掃の体制を整備するにあたり、最も重要であり基礎となるのは、海岸漂着物等に係る様々な情報を収集・整理し、県・市町村等は、地域住民、民間団体、NPO等の関係者全体とその情報を

共有することである。

情報を共有するにあたっては、行政機関が構築する連絡体制や地域関係者による情報ネットワークのほか、インターネットやマスコミ等を有効に活用し、関係者全体の協力の下で情報の効率的かつ適切な集約・整理と速やかな公表体制の構築を目指すものとする。

海岸漂着物等に係る様々な情報のうち、特にその共有に努めるべき事項等は、以下に列記する点である。

- ・各海岸における海岸漂着物等の漂着量や被害の状況
- ・海岸清掃の実施に係る情報
- ・海岸清掃方法や運搬処理に係る情報
- ・行政が実施する海岸漂着物等の対策に係る情報
- ・海岸漂着物等の対策に係る普及啓発、環境教育に係る情報

なお、より効率的・効果的な情報の共有を進めるため、沖縄県及び地域関係者は、必要に応じて地域住民、民間団体、NPO等、市町村等の関係者による協議の場を設けるものとする。

（２）海岸清掃計画の策定

効率的・効果的な海岸漂着物対策を進めるために必要と認められる場合には、沖縄県が中心となり、地域毎等に、海岸清掃計画（年度計画）の策定に努めるものとする。

海岸清掃計画を策定するにあたっては、ごみの漂着状況と海岸生態系等への被害状況、国や県による対策事業や調査の実施状況、海岸漂着物の回収に係る海岸区分（国や県の予算措置による清掃実施が望ましい海岸、行政機関の例年予算により清掃を実施する海岸、地域住民やボランティア団体等の清掃の実績のある海岸、新たに清掃の実施が望まれる海岸等の区分）等の情報を整理した上で、地域住民、民間団体、NPO等、市町村等の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある。

市町村は、沖縄県等の策定した海岸清掃計画を推進するため、地域の関係者の意見を踏まえた上で、清掃体制の整備計画を策定するよう努めるものとする。

なお、海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用できるように、利用できる補助金制度と対象事業の内容について、地域の状況に合わせた形で整理しておくことが重要である。

（３）回収体制の確立

海岸漂着物等の回収方法や処理方法等、必要とされる回収体制は地域毎・海岸毎等により異なると考えられるため、それぞれの回収体制を構築する必要がある。

回収体制を確立する上での基本理念は、「県・市町村等の行政機関が主体的に実施し、必要に応じて民間に協力を要請する」とする。例えば、回収は民間の参画で協力的に実施してもらい、運搬・処分を行政が担当する、という体制が考えられる。また、行政が、同地域内の地域住民、民間団体、NPO等、市町村等の活動情報を共有し、時には共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みづくりも必要である。

以上のことから、沖縄県では、地域関係者の役割分担及び相互協力が可能な回収体制について、具体的な対策項目毎に整理・検討した上で、取組の実施を進めるものとする。

① 回収体制の基本方針

海岸漂着物等の回収体制は、県・市町村等の行政機関を主体とし、予め想定される清掃活動等の形態毎に、関係者の役割分担及び相互協力の体制を考慮しつつ構築するものとする。

想定される清掃活動等の形態としては、「国や県等の予算による措置」としての補助事業、「行政機関の例年予算による措置」として海岸管理者等が実施する所轄の保全対策費等による回収事業、「通常時の海岸清掃の取組」としての主に日常的な地域の取組（ボランティア清掃等）等が挙げられる。

また、主な地域関係者の役割分担は以下のとおりとする。

海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。回収が困難なごみのうち、特に地域住民や観光客等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるものについては、関係行政機関と連携し速やかに対応する。

市町村は、ボランティア清掃の支援、回収された海岸漂着物等の一般廃棄物としての受入れ、国や県の補助金制度等の有効活用等を行う。

沖縄県の廃棄物担当部局は、海岸漂着物等の適正処理に係る指導・助言を行う。

地域住民、民間団体、NPO 等は、ボランティア清掃活動の実施や行政機関等が実施する回収事業への協力等を行う。

回収事業等の実施者は、適正な海岸漂着物等の回収と処理等を行う。

② 災害等緊急時の連絡回収体制

沖縄県内の海岸では、災害起因の場合を含め、流木、廃油、劇薬、医療系廃棄物等の危険なごみの予期せぬ大量漂着がみられる。これらの危険なごみは再漂流による事故、自然環境への影響、人的被害等を及ぼす恐れがあるため、早期の対策が求められる。したがって、危険なごみの大量漂着に対しては、関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた緊急の連絡体制と回収体制作りが必要である。

ア 連絡体制

危険なごみの大量漂着がみられた場合の関係者の連絡体制は以下のとおりとする。

沖縄県では、県と地域の関係機関が連携した対応が必要な場合、地域の関係機関で対応が可能な場合を見極めつつ、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等を中心とした対策の検討が可能となる既存の連絡体制を活用する。更に、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等は、地域関係者による情報ネットワークやマスコミ等を活用し、詳細な漂着と被害状況に係る情報収集に努めるものとする。

また、地域住民等が危険なごみの大量漂着を確認した場合には、速やかに海岸管理者、市町村、地域関係者による情報ネットワーク、海上保安庁、所轄の警察署等への通知により、地域関係者への周知と行政機関の対応の早期実現の支援に努めるものとする。

イ 回収体制

危険なごみの大量漂着がみられた場合の回収体制は、漂着したごみの種類と量により個別に判断されるべきものであるが、概ね事業による回収と、地域住民、民間団体、NPO 等、市町村等の関係者の役割分担及び相互協力による回収に大別される。

危険なごみの大量漂着がみられた場合の主な地域関係者の回収作業に係る役割分担は以下の

とおりとする。

沖縄県の廃棄物担当部局は、危険なごみの取扱いや適正処理に係る指導・助言を行う。

海岸管理者は、回収事業の実施、回収された危険なごみの適正な処理等を行う。

市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な危険なごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等を行う。

地域住民、民間団体、NPO等は、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。

回収事業等の実施者は、適正かつ安全な回収と処理等を行う。

③ 漂流ごみ等の回収体制

県の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしているため、地域毎に関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた回収・処理体制作りが必要である。

日常的に海域で操業を行う漁業従事者やマリレジャー業者等は、操業に支障をきたさず、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。

市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な漂流ごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等に努める。

沖縄県の廃棄物担当部局は、市町村が処理できない漂流ごみ等が適正処理されるよう、関係者と連絡調整に努めるものとする。

(4) コスト低減対策

沖縄県内の多くの海岸では、処理費が十分に確保できないため、海岸漂着物の回収処理が十分に行われていない実情があり、海岸漂着物対策に係るコスト低減対策を推進することは大変重要である。

海岸漂着物対策に係るコスト低減対策としては、短期的な視点による対策として国や県の補助金事業等の活用による回収処理費の確保があり、また、長期的な視点による対策として回収から処理に至るまでの工程毎に取り組むコスト低減化等がある。これらのコスト低減対策を実施するためには、対象となる海岸あるいは地域に合った対策方法を選択し、実施する必要がある。

① 行政が実施する対策

海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用することにより、地域における海岸漂着物等に係る回収処理費の負担軽減に努めるものとし、また、補助金等の効果的な活用のために国や県の担当機関と積極的な連携、調整を図るものとする。

沖縄県は、地域における海岸漂着物等の減容化、再利用、リサイクル等の処理コスト低減のための情報提供や必要となる施設導入の支援に努めるものとし、特に域内処理が困難な離島地域については、積極的な支援を行うものとする。

② 民間が実施する対策

地域住民、民間団体、NPO等によるボランティア海岸清掃活動の拡大や活動時の適切な海岸漂着物等の分別の推進、更には行政機関等が実施する回収事業に対する積極的な協力等は、結果とし

て海岸管理者、市町村、回収事業者等が実施する海岸漂着物等の対策費用の軽減につながると考えられる。地域において先進的な活動を行っている民間団体や NPO 等は、これらの取組が推進されるよう、地域において指導的な役割を担うよう努めるものとする。

地域の企業等は、企業ボランティアとしての海岸清掃活動や、自らが持つ技術を有効に活用することにより行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に係るコスト低減への積極的な協力に努めることとする。なお、処理を行う業者は、海岸漂着物等の処理コスト低減に努めるとともに、減容化、再利用、リサイクル等に積極的に取組むこととする。

4. 効果的な発生抑制対策に係る事項

海岸漂着物等の発生の効果的な抑制については、原則として県内のみならず県外も含め全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。実行性のある取組とするためには、沖縄県は県民の意識の高揚を図りつつ、県民、NPO 等民間団体、事業者、市町村、県等の多様な主体の適切な役割分担及び相互協力と連携の下に行われなければならない。

基本的な施策としては、環境教育と普及啓発、人材の育成、県内由来の海岸漂着物となる廃棄物の発生抑制、県外や周辺地域との相互協力と連携等が挙げられ、沖縄県は、県内で求められている適切な対策を検討、選択し推進する。

(1) 普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成

① 環境教育及び普及啓発に係る情報共有と効果的な実施

沖縄県内で地域住民、NPO 等民間団体、市町村等により実施されてきた海岸漂着物対策に係る環境教育と普及啓発に係る活動とその成果については、必ずしも県内で広く情報が共有され十分な有効活用がなされてきた訳ではない。したがって沖縄県では、積極的にその情報の収集、整理及び公開に努め、また、環境教育の拡充のため、環境教育の実施者と教育委員会等の行政機関との連携を図るほか、これら関係者の連携した取組を行うための意見交換の場を設けることとし、県内のそれぞれの地域において有効な環境教育及び普及啓発に係る施策について十分な検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

② 将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成方針

海岸漂着物等に係る環境教育と普及啓発を続けていくためには、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進するための体制が整えられることが重要である。沖縄県は、全ての県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な将来に向けての取組を尊重しつつ、その援助に努めるほか、海岸漂着物処理推進法の規定により知事が指定する海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用等の制度についても必要に応じて整備するものとする。

(2) 県内由来の海岸漂着物の発生抑制対策

県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した調査によれば、人口の多い地域においては県内が発生源と判断されるごみも少なくないことが

明らかになってきている。

沖縄県は、海岸漂着物のモニタリング調査や地域関係者からの情報収集等を通じて、県内における海岸漂着物の発生源の把握に継続的に努めるものとする。

海岸漂着物の県内からの発生抑制対策を推進するにあたっては、官民が連携し県民生活や事業活動から排出されるごみの削減を推進する必要がある。ごみの削減は、ごみの排出量の削減のみならず、国際的に主要な海洋プラスチックごみの一因と考えられる使い捨て製品等について、その利用量を削減する方策も含まれ、県は地域住民、NPO 等民間団体、事業者等のもつ技術、知恵、経験を生かし、また連携し、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に鑑み、使い捨て製品等の利用を削減していく措置を講ずるものとする。

(3) 地域内外や流域圏等を含んだ広域的なごみの発生抑制

① 陸域から海域への発生状況の把握、措置の検討と実施

陸域で発生したごみが河川を経由する等により海岸に漂着し被害が認められた場合には、適宜、河川管理者、関係市町村等の関係行政機関及び民間の協力を得つつ、ごみの発生状況を調査等により把握するとともに、必要となる措置を検討し、地域関係者が連携して対策に取り組むための方策を検討する。方策が示された場合には、地域関係者となる市町村等は、地域住民や NPO 等民間団体と連携してごみの流出防止、ごみの原因となる人工物及び自然物がごみとならないための方策、流域圏へ流出したごみの回収等の措置への協力に努める。

また、事業活動により事業範囲外へ将来ごみとなるものの排出が予見される場合や認められる場合には、事業者は自ら排出防止に努めるものとする。

② 隣接地域との協力・連携

海岸漂着物あるいは漂流物となりうるごみが発生し、その流出先が市町村、県をまたぐ場合においては、流出源となる地域は、流出に係る関係者・関係機関が協力し、可能な限り発生したごみの質や量等の把握に努め、流出先の地域に対しその情報を共有するとともに、速やかにごみの流出防止措置をとるものとする。また、必要に応じてごみの発生地域と流出先地域関係者による対策のための協議を行うものとする。

(4) 東アジア地域における相互協力、連携の推進

県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した実態調査によれば、主に離島地域において海外由来の海岸漂着物の割合が高く、近年は東南アジア地域由来のものも見られる一方、東アジア地域で製造されたものが主体であるため、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。

沖縄県は、東アジア各国の地方公共団体や NPO 等民間団体等と地域間で連携し、情報共有・対策推進のためのネットワークを確立しつつ、東シナ海を取り巻く地域の海岸漂着物の削減と発生抑制を目的として協議の場を確保し、技術的手法の共有や相互協力、連携を推進する。

また、必要に応じて国へ調査・分析データ等を発信・提供し、情報共有することで、国の国際的対応や対策の推進に役立ててもらおうよう努める。

5. その他配慮すべき事項

沖縄県において海岸漂着物対応策を推進していくためには、先に述べた重点対策区域の選定や、関係者の役割分担及び相互協力による海岸清掃体制の構築等のみならず、沖縄県内の海岸区域に及ぼしている海岸漂着物の被害に即した配慮事項や対策等が必要である。特に必要な事項としては、県内の海岸漂着物等の状況を正確に把握するための「海岸漂着物等のモニタリング」、適切な海岸清掃計画の策定と実施のための「海岸清掃マニュアル」の整備等がある。これらについては、更に様々な対策の項目が含まれることから、有効な項目の選定と推進内容について検討した上で実施するものとする。

(1) 海岸漂着物等のモニタリング

沖縄県における海岸漂着物等の効果的な回収処理や発生抑制のための施策を実施するためには、海岸漂着物等の漂着状況や発生源等について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、沖縄県は、海岸漂着物等の漂着状況や発生源を把握するため、市町村等と連携し、地域住民、NPO等民間団体とも協力し、定期的にモニタリング調査を行うよう努める。また、NPO等民間団体の定期的な海岸漂着物対策に係る取組から得られる情報を収集し、海岸漂着物の基礎情報を整理するよう努めるものとする。

なお、沖縄県では、沖縄県海岸漂着物対策地域計画を策定した平成21年度以降、県内全域の海岸を一斉に調査し、海岸漂着物の現存量を把握する調査、県内の代表的な海岸において定期的に調査を実施し、一定期間における漂着量（例えば年間漂着量）を把握する調査の2通りの手法による調査を継続的に実施している。その調査結果は、市町村等の行政機関やNPO等民間団体による海岸清掃計画の策定や、沖縄県やNPO等民間団体による普及啓発教材の作成に役立てる等、県内で広く活用されており、今後も継続的に取組む計画である。

(2) 海岸清掃マニュアルの策定

沖縄県内における各地域の持続的な海岸漂着物対策を推進していくためには、海岸漂着物の回収事業や海岸清掃活動を行う者による適切な計画の策定と実施が求められる。

沖縄県は、海岸漂着物対策に係る民間団体、NPO等、市町村等の関係者の意見を踏まえ、事業主体や回収事業者が実施する回収事業のためのマニュアル（回収事業編）、地域住民や民間団体が主体となって実施する海岸清掃活動のためのマニュアル（住民活動編）をそれぞれ策定するとともに、その普及啓発に努めるものとする。

(3) その他技術的知見等

上記(1)～(2)の他、沖縄県における海岸漂着物対策に必要となる技術的な知見等としては、適切な回収処理方法の選択、海岸の生態系への影響把握と対策、県内における海岸漂着物等の発生源の把握と対策等があり、対象となる海岸あるいは地域に合った事項を選択し、その具体的な施策を検討した上で実施するものとする。

① 適切な回収処理方法の選択

海岸漂着物等の回収方法を検討する上では、環境配慮、環境保全の視点から人力を優先する。人力での対応が困難な場合には、重機や運搬及び搬出用の船舶、車輛等の必要性を検討するもの

とする。

また、沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物のうち発泡スチロール類については、製造や漂流の過程において様々な有害物質を吸着し易く、更に漂着後は比較的早期に劣化、分解し、マイクロプラスチックとなる事が判明している。マイクロプラスチックとなった発泡スチロール類は回収が困難となるため、発泡スチロール類や劣化・分解し易いフィルム状やシート状のプラスチック製品等については、海岸に漂着後できるだけ速やかに、高い優先度をもって回収する取組が必要である。

なお、回収した漂着物の処理方法については、地域の実情を考慮し、コスト、効率性、再資源化が可能かどうか等の観点から、関係者間の協議の上で選択するが、資源の有効利用を念頭に分別回収した上で、可能な限り再資源化あるいはリサイクルする。

② 人工物の再利用への対策

発泡スチロール製ブイについては、船舶の防舷材等として再利用された場合、マイクロプラスチックの発生につながることから、使用の工夫や抑制、劣化対策等を講ずる必要がある。

③ 海岸の生態系への影響把握と対策

沖縄県内の海岸では、貴重な動植物による生態系がみられる場合が少なくない。しかしながら沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに混入あるいは付着している有害物質は海岸動植物等の生態系へ影響を及ぼすリスクが高いことが科学的に明らかになりつつある。

沖縄県は、海岸の生態系に対する海岸漂着物等の影響について、引き続き専門家や地域関係者の協力を得て、情報を収集しつつ必要な対策を講ずるよう努めるものとする。生態系への影響の対策を検討する上で必要となる事項等は、以下に列記する点である。

- ・生態系への影響を把握する上では、専門家、対象となる海岸の生態系に精通した地域関係者や関係する行政機関等の協力、助言を得るものとする。
- ・生態系への影響やその規模等を把握するだけでなく、影響を与える海岸漂着物の種類と発生原因等についても把握するよう努める。
- ・例えば、海岸に防潮林（マングローブ林等）が隣接している地帯では、海岸と防潮林それぞれを異なる機関が所管している場合がある。生態系への影響がある海岸漂着物等の回収を計画する場合には、対象となる海岸と生態系を所管する行政機関等が中心となり、適切な回収体制の構築を検討するものとする。特に、回収作業を実施することによって生態系へ影響を与えてしまう場合もあることに特段の留意が必要である。

6. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

沖縄県における海岸漂着物対応策は、前記の 5 項目である「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」、「関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」、「望ましい海岸清掃体制

に関する事項」、「効果的な発生抑制対策に係る事項」「その他配慮すべき事項」が円滑に推進され、それぞれが相乗的な役割を果たした上で成果をあげることができると想定される。そのためには、沖縄県関係機関による推進体制を構築する必要がある。

(1) 沖縄県内部での連携

沖縄県内では、環境部局や海岸管理部局等の横断的な連携・協力体制を確保するものとする。

(2) 沖縄県・関係市町村間の連携

海岸漂着物対策の推進に際し、沖縄県と関係市町村との連携が図られるよう、協議会の活用をはじめ、相互の連絡調整等を円滑に図るための連携・協力体制を確保するものとする。

(3) 県外地域との連携

沖縄県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物の発生抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、県外地域（他県や周辺国）との情報・意見交換等を推進し、必要に応じて県外地域と連携するための体制を整えるよう努めるものとする。

(4) 沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る検討の実施

沖縄県の海岸漂着物対策の方針は、対策の実施による成果や新たに生じてくる課題等に応じて柔軟な対応が求められる。また、国の基本方針は、海岸漂着物処理推進法の施行後3年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるものとされている。したがって、本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改定等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。

沖縄県海岸漂着物対策地域計画 用語説明

海岸管理者：

海岸の管理については、海岸法(昭和31年5月12日公布)の第5条、第37条の3等に定められており、海岸保全区域及び一般公共海岸の管理は海岸管理者が行うとされている。

沖縄県における、港湾区域や漁港区域を除く海岸保全区域及び一般公共海岸の管理者は沖縄県知事(各地域の土木事務所、農林土木事務所、農林水産振興センター)であり、また、港湾区域においては港湾管理者の長、漁港区域においては漁港管理者の長が海岸管理者となる。なお、海岸管理者との協議に基づき、恩納村長及び渡嘉敷村長が地域の海岸管理を行っている。

沖縄県海岸漂着物対策地域計画

平成 22 年 3 月策定

平成 23 年 3 月第 1 回見直し

平成 24 年 3 月第 2 回見直し

令和 4 年 2 月 第 3 回見直し

発 行：沖縄県

本計画に関する問合せ：沖縄県 環境生活部 環境整備課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁 4 階）

T E L : 098-866-2231

F A X : 098-866-2235

E-mail : aa035009@pref.okinawa.lg.jp